

平成27年度 行政評価報告書

平成28年3月

島 根 県

目 次

I. はじめに	1
II. 本県の行政評価システムの概要	
1. 行政運営と行政評価システム	2
2. 取組み内容	5
3. 本県の取組みの特長	8
4. 27年度までの取組み状況	9
III. 平成27年度の取組み結果	
1. 施策評価以下の評価対象本数	10
2. 施策評価結果の概要	10
3. 事務事業評価結果の概要	11
4. 評価シートの公表	11
5. 27年度実施日程	12
IV. 職員アンケート等から見た課題と対処方針	
1. 行政評価の実施に関する課題	13
2. 事務事業評価及び施策評価会議に関する課題	14
3. 行政評価の活用に関する課題	17
4. その他の課題	21
V. 資料	
資料1. 施策評価シート、事務事業評価シートの様式	23
資料2. 平成27年度施策別関係部局一覧	25
資料3. 施策目的の達成に向けた進行状況と取組みの 方向性	26
資料4. 施策評価全体概要	52
資料5. 「事務事業」のH27コストの状況	60
資料6. 「島根総合発展計画」第2次実施計画の取組 み（政策評価）（概要）	62

I. はじめに

本県では、「行政評価システムに関する基本方針」により、①効率的で質の高い行政の実現を図る、②県民の視点に立った成果重視の行政の実現を図る、③県民に対する行政の説明責任を果たすことを目的として、行政評価システムを導入し、総合発展計画の進行管理等の役割を担わせながら運用しています。

この報告書は、こうした、本県の行政評価システムの大まかな仕組みや運用開始からこれまでの経過、平成27年度の評価結果などの取組みの成果などをとりまとめたものです。

Ⅱ. 本県の行政評価システムの概要

1. 行政運営と行政評価システム

(1) 行政運営における行政評価の位置づけ（新たな行政運営の中核的ツール）

本県では平成14年に策定した「新行政システム推進計画」の中で、「行政評価システムを新たな行政運営の中核的ツールとして位置づけ、評価結果やデータなどの情報を共有化することにより、業務の重複を排除しながら、予算編成、組織・定員管理、総合計画の立案・進行管理と相互に連携したマネジメントシステムを構築する」こととしてスタートしました。

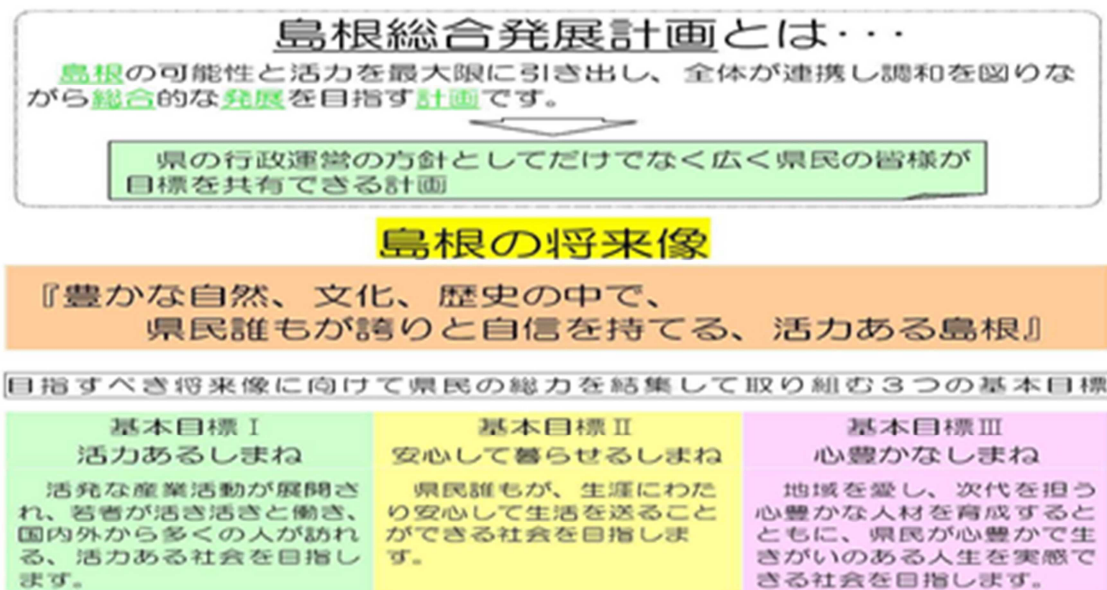
その後、定量的な評価に加えて定性的な評価も行うなど、行政評価の手法や活用方法の見直し、効率化などを図った結果、現在は、県政運営の基本方針である島根総合発展計画の進行管理を「行政評価」の主たる役割としています。そして、県が実施した施策評価の結果については、県議会で説明を行うとともに、県のホームページで公開しています。

また、平成22年度からは、県議会において、県の決算と併せて施策評価結果の説明を行い、予算・決算との一層の連携に努めています。

(2) 総合発展計画と行政評価との関係

平成20年3月に策定した「島根総合発展計画」では、概ね10年後における本県の目指すべき将来像「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根」とその実現に向けた3つの基本目標「活力あるしまね」「安心して暮らせるしまね」「心豊かなしまね」を掲げています。この基本目標の実現に向けて、全ての「政策」・「施策」に平成23年度までに達成すべき目標を設定しました。

さらに、平成24年3月に「島根総合発展計画第2次実施計画」を策定し、平成27年度までに達成すべき目標を設定しました。



【計画の構成と期間】

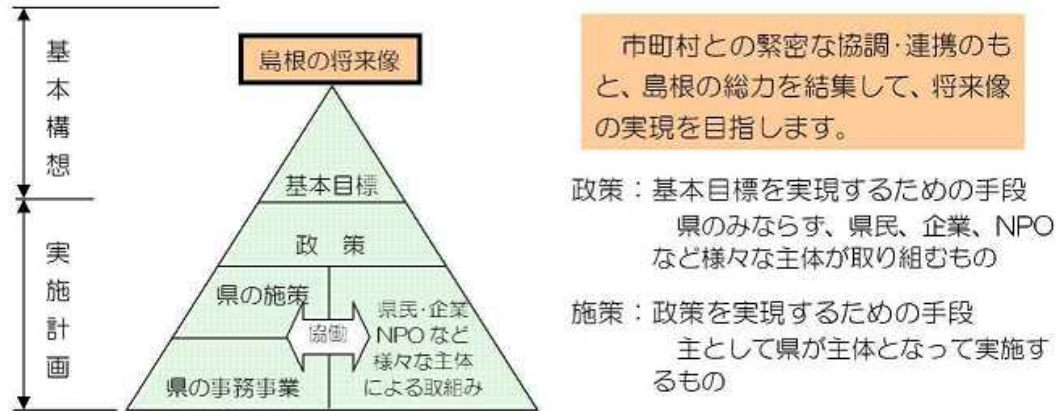
基本構想と実施計画の2層構成

基本構想：平成20～概ね平成30年度

第1次実施計画：平成20～平成23年度（4年間）

第2次実施計画：平成24～平成27年度（4年間）

【島根総合発展計画のイメージ図】

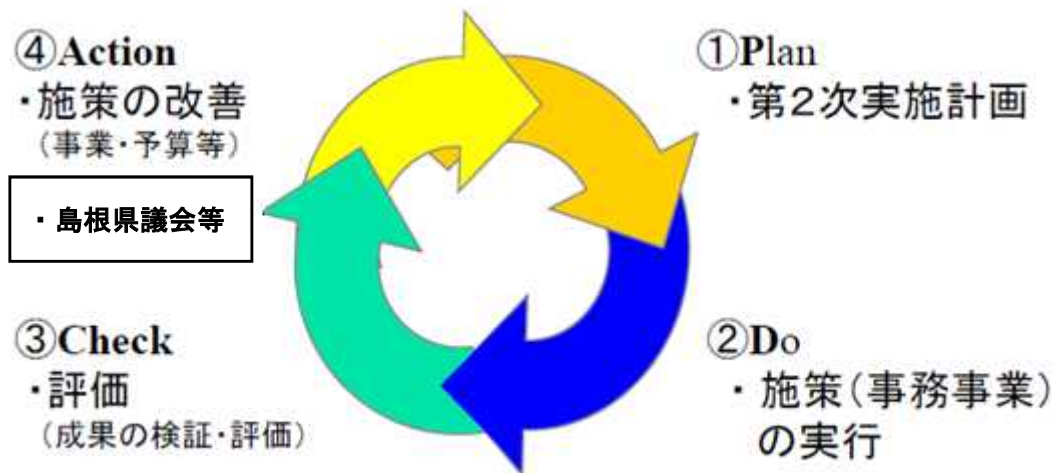


この目標の達成を確実なものとするためには、一年ごとにその歩みをチェックし、3つの基本目標の実現に向けた、より良い事業展開を図っていくことが重要となります。

「施策評価」をはじめとした行政評価は、この総合発展計画の進行管理の役割を担っています。

島根総合発展計画は、平成23年度で第1次実施計画期間（H20～H23年度）が終了し、これに合わせて、4年間の「政策」ごとの施策評価結果をとりまとめ、県議会や県のホームページで発表しました。

平成24年3月に第2次実施計画（計画期間：H24～27年度）を策定し、平成24年度から、第2実施計画の進行管理を行っています。



「マネジメントサイクル（行政評価システム）のイメージ」

(3) 行政評価を推進するねらい

本県では、「行政評価システム導入に関する基本方針」で、下記の3点と決めました。

① 効率的で質の高い行政の実現を図る。

厳しい財政状況の中で、限られた財源、人、モノなどの行政資源を、より効率的かつ効果的に活用し、政策形成能力の向上を図りながら、県民が求める質の高い行政を実現します。

② 県民の視点に立った成果重視の行政の実現を図る。

行政活動を実施した結果、県民に対してどのような成果がもたらされたかという「成果志向」に基づく行政運営を行い、県民にとって満足度の高い行政を実現します。

③ 県民に対する行政の説明責任を果たす。

県民の行政活動に対する関心や参加意識が高まっている中で、県が実施する施策や事業の内容や成果をできるだけ分かりやすく県民に説明し、県政の透明性を高め、説明責任を果たします。

①は、その際に、財源などの行政資源に限りがある以上、成果とそれにかかった（かかる）コストのバランスを考えながら仕事を進めていこうということです。

また、その過程で職員の政策形成能力の向上が期待できるということです。

②は、従来とかく「どれだけ量の仕事をやったか（やるか）」ということ意識しがちだったのを改め、「その結果として、県民に対してどのような成果をどれだけもたらすことができたのか（できるのか）」を重視しようということです。

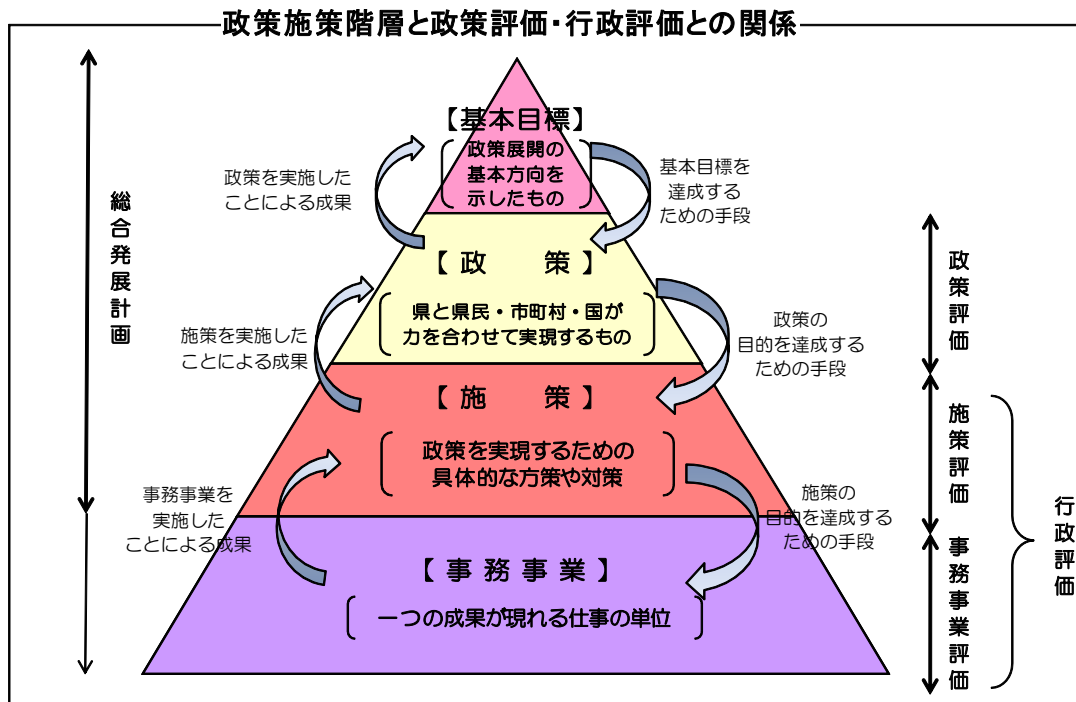
③は、行政評価シートの公表などで事業内容やその成果を分かりやすく情報提供することによって、行政活動への理解促進や県民との協働につなげていこうということです。

2. 取組み内容

(1) 行政評価の評価階層

危機的な財政状況のもとでは、限られた行政資源を効果的に配分し、県全体として最も成果が上がる（全体最適となる）よう行政活動を展開していく必要があります。

このため、施策それぞれにおいて最も成果が上がるよう、「施策」・「事務事業（活動を含む）」の2階層で評価を実施します。



[注意]

「施策評価」という用語はそれぞれの自治体において様々に定義されていますが、本県では以下のとおりとしています。

総合発展計画で定めた「施策」の目的の達成に向けて、より良い展開内容を検討していくもの。具体的には、毎年、総合発展計画（実施計画）に定めてある「施策」の成果参考指標の達成状況や、取組の成果や現状を踏まえ、その課題を明らかにしたうえで、その課題の解決に向けて、「施策」を構成する「事務事業」をどのように実施すべきかを考え、翌年度事業展開にあたり行政資源の再配分に活用しようとするもの。

(2) 評価対象

① 施策評価

総合発展計画の目指すべき将来像である「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根」を実現するための3つの基本目標に属する61施策及び計画の推進に向けた県の基本姿勢に関する5施策の計66施策すべてを毎年度の評価対象としています。

② 事務事業評価（活動含む）

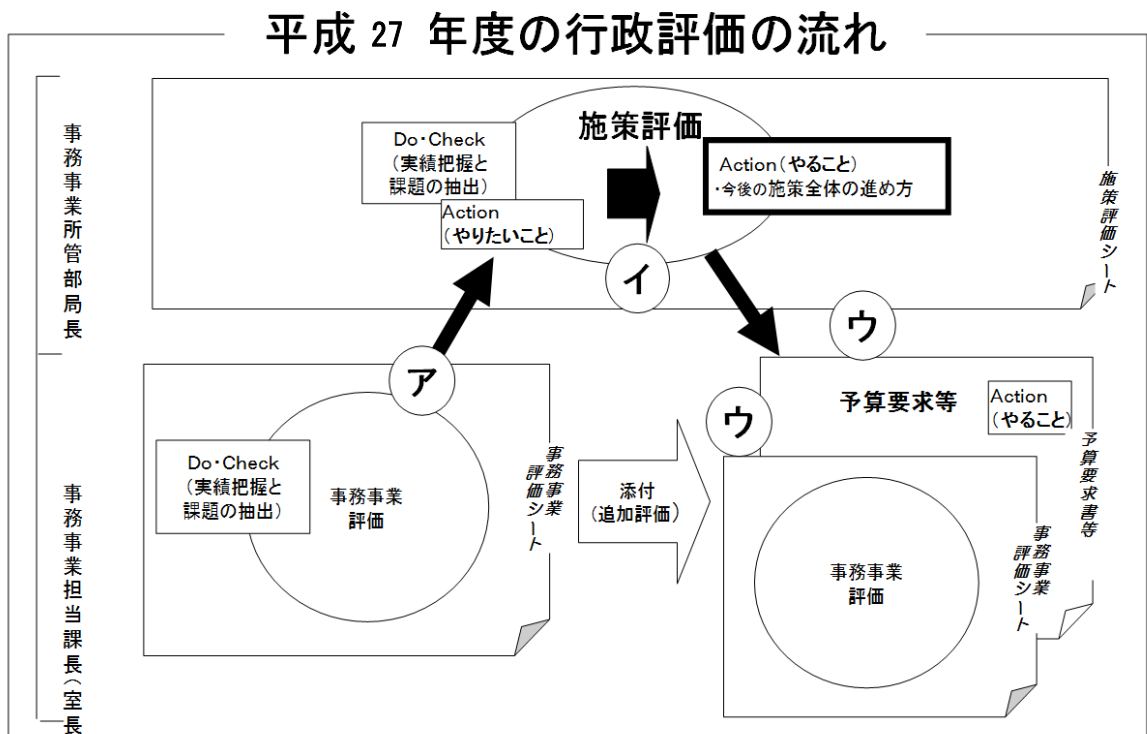
総合発展計画の施策の手段として位置づけられているもので、予算の打ち出しのあるもの（予算事業）を対象としています（その他の事務事業（施策の手段でないもの、予算のないもの、予算編成事務や支出事務及び庁舎管理事務等の内部管理事務）については、所属の判断で評価）。

また、評価にあたっては次年度以降の‘アクション’に繋げることを重視して、前年度体系ではなく、評価を実施する現年度の体系のもとで評価しています。

(3) 評価の手法

① 評価の流れ

まず、事務事業について、事業実施課で事務事業評価を行います（下図ア）。そのうえで、その結果を持ち寄って、施策ごとに施策評価会議を開催して施策評価を行います（下図イ）。そして、10月に年度の上半期経過後の実績や状況変化を踏まえて、施策及び事務事業の追加評価を行い、評価をとりまとめて、次年度の予算編成につなげます。（下図ウ）



② 施策評価会議の進め方

施策評価は、事務事業所管部局長、関係次長、関係する事務事業担当課長で構成する施策評価会議において行います。

具体的には、施策の目的・目標水準について共通認識を持った上で、事務事業担当課長が施策に関する事務事業の執行状況と今後の取組方針について説明し、施策の目的達成に向けて残された課題や懸案事項を議論した上で、今後の施策全体の進め方と取組みの方向性を取りまとめます。

③ 評価項目

事務事業評価、施策評価において、「Plan(計画)→Do(実行)→Check(検証)→Action(改革改善)」のマネジメントサイクルを念頭に置きながら、貢献度、有効性や効率性等について評価を行っています。

(評価シートは、「V. 資料」の資料1-1～1-2のとおりです)

(4) 評価責任者

① 施策評価

施策の目的達成の手段である「事務事業」を所管する部局の長(以下、「事務事業所管部局長」とする。)を評価責任者とします。

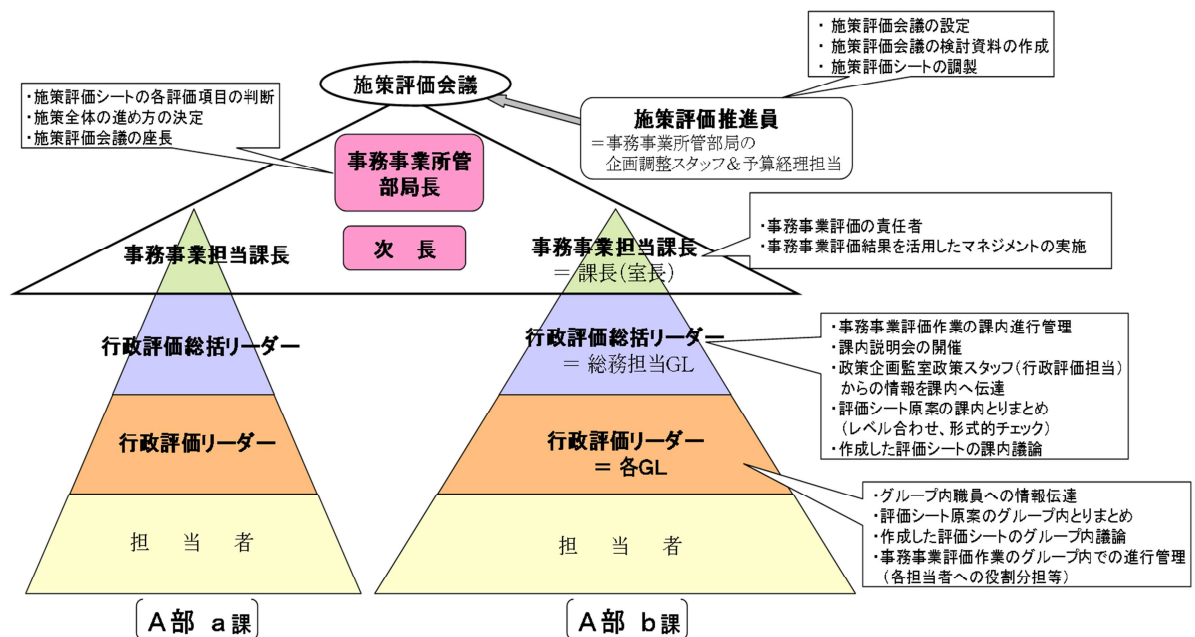
複数の部局にまたがる施策については、円滑で総合的な施策評価を実施するため、施策毎に幹事部局を置きます。

(平成27年度の事務事業所管部局長一覧は、「V. 資料」の資料2のとおりです)

② 事務事業評価

事務事業を担当する課長(=課長・室長)(以下、「事務事業担当課長」とする。)を評価責任者とします。

(5) 行政評価の推進体制



3. 本県の取組みの特長

行政評価システムは、数多くの自治体で導入されていますが、その取組内容は一様ではなく、自治体の実情を踏まえ、工夫を加えながら実施されています。

本県においても、いかに有効に機能させるかという視点で独自に構築しており、以下の特長があります。

(1) 総合発展計画の政策・施策体系と評価体系とを一体化している

島根総合発展計画において整理した「政策～施策～事務事業」の体系を目的と手段との関係で一本の体系に整理しています。

これにより、以下のような取組みが可能となっています。

- ① 施策評価・事務事業評価を的確に行うことにより、島根総合発展計画の進行管理が一体的にできる。
- ② 部局を越えて総合発展計画の施策単位で施策評価を実施できる。

(2) 一つの成果(アウトカム)が現れる仕事の単位を行政評価の「事務事業」と定義し、同じ目的の仕事をグループ化している

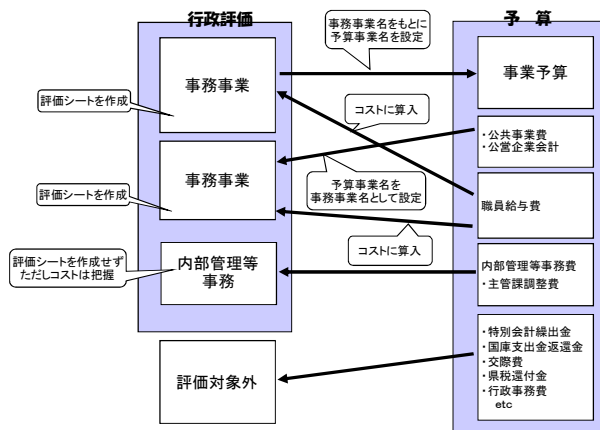
他の自治体では既存の予算事業をそのまま行政評価を行う単位としてしまうケースが見られますが、本県ではそれぞれの行政活動を目的と手段の関係から一つの成果が現れる仕事の固まりに再整理し、行政評価の「事務事業」としています。

これは、「求める成果が本当に必要とされているのか」、「誰に利益をもたらしているのか」、「成果はコストに見合っているのか」、「成果をあげるうえで、複数の仕事のうちでどれが重要であるか」といった「成果志向」の視点を持ちやすくすることをねらいとしています。

(3) そのうえで行政評価の「事務事業」単位を元にして予算事業の単位を設定している

予算は一定の目的(成果)を達成するための手段ですので、上記(2)で「成果が現れる単位」として整理した行政評価の「事務事業」に合わせて予算事業の単位を設定することを原則としています(「予算事業の単位をもって行政評価を行う」のではなく「行政評価の事務事業を単位として予算編成の作業を行う」)。

これは、行政評価の結果(改善改革案)を予算に反映しやすくすることをねらいとしています。



4. 27年度までの取組み状況

検討・準備段階を経て、平成15年度から事務事業評価、平成17年度からはこれに加えて施策評価を実施し、平成19年度には政策評価を実施しました。また、平成20年度からは計画策定に併せて見直しを行い、平成24年度から総合発展計画第2次実施計画の進行管理を行っています。概要は以下のとおりです。

行政評価のこれまでの取組み(H13年度～H27年度)

検討・準備段階	<p><13年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ●制度設計、活用方法等の検討 ●制度の導入を決定 <p><14年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ●一つの成果が現れる行政活動の単位を「事務事業」に設定 ●目的と手段の関係により、基本事務事業、事務事業、活動の3階層に体系化 ●すべての基本事務事業と事務事業に成果指標と目標値を設定
事務事業評価の実施	<p><15年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ●旧年度体系に基づいて事務事業評価（基本事務事業・事務事業・活動）を実施 ●「事務事業」単位をもとに「予算事業」単位を設定 ●「県総合計画」の政策・施策体系と基本事務事業以下の評価体系を連結 <p><16年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ●旧年度体系に基づいて事務事業評価を実施 ●電算システムの運用開始 ●「総合計画」において政策・施策に成果指標と目標値を設定 ●「総合計画」において16本の優先施策を選定 ●「中期財政改革基本方針」において70本の施策を3グループに分け、部局調整予算枠（一般施策経費）に関して18年度までの傾斜配分率を決定 ●すべての施策ごとに施策責任者を決定
施策評価の実施	<p><17年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ●施策評価を実施 ●新年度体系に基づいて事務事業評価を実施 ●18年度における行政資源の配分にあたっての施策評価結果の活用に関する考え方の決定 ●施策体系の見直し及び施策指標の追加に関して指示 ●「定員削減計画」において20年度までの部局別人員削減数を決定 ●地方機関職員を対象としてNPM研修を実施 <p><18年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ●施策評価を実施 ●事務事業評価を実施 ●19年度における行政資源の配分にあたっての施策評価結果の活用に関する考え方の決定
政策評価の実施	<p><19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ●政策評価を実施 ●施策評価を実施 ●事務事業評価を実施
評価の見直し	<p><20年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「総合発展計画」において政策・施策に成果指標と目標値を設定 ●評価階層を変更（基本事務事業評価、活動評価の廃止） ●評価対象事業を変更（「総合発展計画」の施策の手段である予算事業を対象） ●評価内容の変更（行政資源の投入量の方向性判断から質的向上のための判断を重視） ●評価スケジュールを変更（追加評価を行うことにより評価から予算要求までのタイムラグを解消して、予算への活用を図る） ●施策評価を実施
施策評価等の実施	<p><21年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ●施策評価を実施 ●事務事業評価を実施 <p><22年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ●評価手法の変更（定量的な評価に加えて定性的な評価も重視） ●評価結果の真摯会への説明方法の変更（予算執行の実績と併せて、施策評価結果の説明） ●施策評価を実施 ●事務事業評価を実施 <p><23年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「第1次実施計画」の最終年度で、新たな「第2次実施計画」策定にあたり、これまでの取組の成果を検証・評価し、課題を抽出するため、政策評価を実施 ●施策評価を実施 ●事務事業評価を実施
施策評価の実施・評価の見直し	<p><24年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ●「総合発展計画第2次実施計画」(H24～H27)において施策に成果参考指標を設定 ●施策評価は成果参考指標の達成状況に加え、目的達成に向けた取組みの成果を踏まえた総合的な評価（予測）を実施 ●施策評価を実施 ●事務事業評価を実施 <p><25・26年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ●施策評価を実施 ●事務事業評価を実施 <p><27年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ●成果主義と課題解決をより重視した評価へ修正（成果評価と課題解決に重点化した考察手順に沿った評価書に修正（併せて記入項目を簡素化）。一度受講した説明会の重複受講廃止。「主要施策の成果」と一体的に作業ができるように評価時期を見直し） ●「第3次実施計画」策定にあたり、これまでの取組の成果を検証・評価し課題を抽出するため、政策評価を実施 ●施策評価を実施 ●事務事業評価を実施

Ⅲ. 平成27年度の取組結果

1. 施策評価以下の評価対象本数

平成27年度に評価を行った対象本数は次のとおりです。

	「基本目標 Ⅰ～Ⅲ」に属 するもの	「計画の推 進に向けた 県の基本姿 勢」に属する もの	小計	施策に位置 づけられて いないもの	総計
施策	61	5	66	—	66
事務事業	638	31	669	3	672

2. 施策評価結果の概要

(1) 施策の目標達成状況

1) 施策の現状及びその評価(総合的な評価)

66本の施策について各事務事業所管部局長のもとで施策の総合的な評価を行った結果、「順調に進んでいる」と評価した施策は13本、「概ね順調に進んでいるが見直す点もある」と評価した施策は53本でした。

一方、「あまり順調に進んでいない」と評価した施策は0本でした。

評価時点での総 合的な評価	A: 順調に進んでいる	B: 概ね順調に進んでいる が見直す点もある	C: あまり順調に進 んでいない
	13	53	0

2) 平成27年度の施策目的の達成状況(予測)

66本の施策のうち、平成27年度の施策目的の達成状況を「達成できる」と予測した施策が15本、「概ね達成できる」と予測した施策が51本でした。

また、「達成は困難」と予測した施策は0本でした。

27年度の施策目的の達成 状況予測	A: 達成できる	B: 概ね達成でき る	C: 達成は困難
	15	51	0

(2) 施策目的の達成に向けた進行状況と取組みの方向性

各施策について、成果参考指標の実績値と目標値、評価時点での総合的な評価、今後の施策全体の進め方と取組みの方向性を一覧にしています。

(「Ⅴ. 資料」の資料3のとおりです)

3. 事務事業評価結果の概要

(1) 各事務事業の「H27投入コストの状況」について

投入コストについては、評価対象事業にかかる事業費を算定しています。

(事務事業の H27 コストの状況は「V. 資料」の資料5-1～5-2のとおりです)

4. 評価シートの公表

行政評価導入のねらいの一つは、県が実施する施策や事業の内容、成果を分かりやすく県民に説明し、県政の透明性を高めて説明責任を果たしていくことにあります。

こうしたことから、「施策」・「事務事業」の各評価シートのすべてを、県ホームページ (http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/kaikaku/gyosei_hyouka/) で公表するとともに、ホームページを通じて評価結果等に対する意見を募集しました。また、県政情報センター及び県立図書館において、「施策」以下の評価シートを冊子供覧等により公表しました。

5. 27年度実施日程

平成27年度行政評価予定表

	月日	時間	研修名	対象	内容
このうち 1コマ 受講の	6月23日	1時間 2コマ	行政評価説明会	行政評価総括リーダー (評価総括リーダーのうち、新たに対象となった職員、又は今まで研修を受けたことのない職員)	・評価の視点等
このうち 1コマ 受講の	6月23日	1時間 2コマ	施策評価推進員説明会	施策評価推進員	・施策評価推進員の役割 ・今年度のスケジュール等

6月上旬 「事務事業評価」スタート

事務事業評価実施

(7月6日) 「事務事業評価」期限

このうち 1コマ 受講の	7月15日	2時間半 計2コマ	事務事業担当課長研修会 (新たに対象となった職員、 又は今まで研修を受けたこと がない職員)	・課長・室長 ・施策評価推進員(傍聴)	・施策評価の留意点 ・課原案作成にあたっての留意点
--------------------	-------	--------------	---	------------------------	------------------------------

7月中旬 「施策評価」スタート

施策評価会議の実施

(8月10日) 「施策評価」期限

8月10日 「施策評価」、「事務事業評価」シート提出

施策評価の公表

9月議会決算特別委員会にて報告

評価結果の公表

政策評価の実施・公表(総合発展計画策定年度)

8月下旬以降 施策評価シートを参考に政策企画監室で政策評価案を作成のうえ、各
部局へ照会～作成

H27第1回島根県総合開発審議会、
分権行革特別委員会にて報告

11月13日 「事務事業」追加評価期限

H28予算編成

2月 行政評価の実施・活用に関するアンケート

IV. 職員アンケート等から見た課題と対処方針

■アンケート実施期間 平成28年2月15日～2月29日

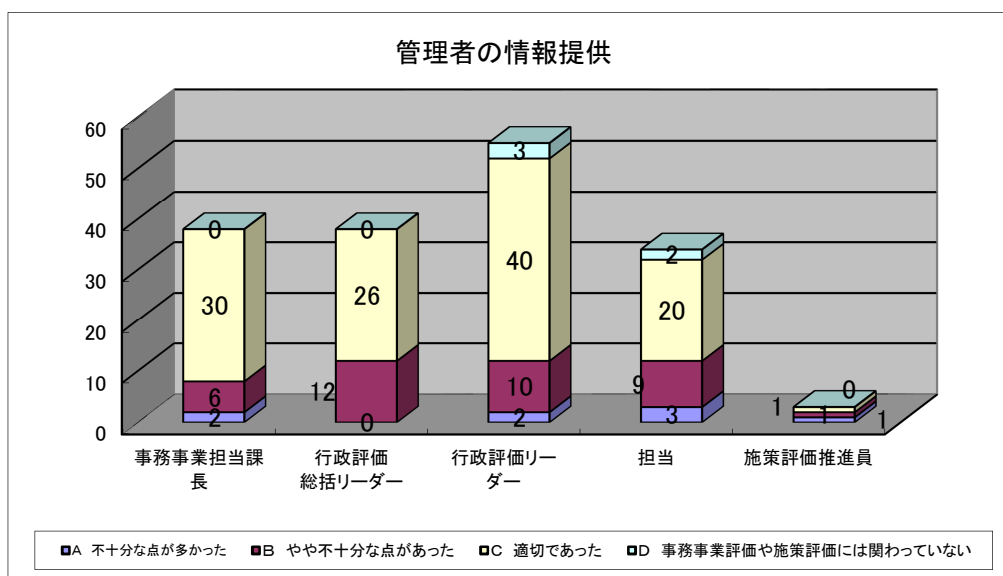
■回答数

・行政評価に関するアンケート	事務事業担当課長ほか	168名
・行政評価の活用に関するアンケート	各部・各課予算担当者	30名
・施策評価に関するアンケート	施策評価推進員	10名

1. 行政評価の実施に関する課題

(1) 管理者からの情報提供

事務事業評価及び施策評価の実施に関して、政策企画監室からの情報提供、実施手順の提示、指示内容等は適切でしたか。



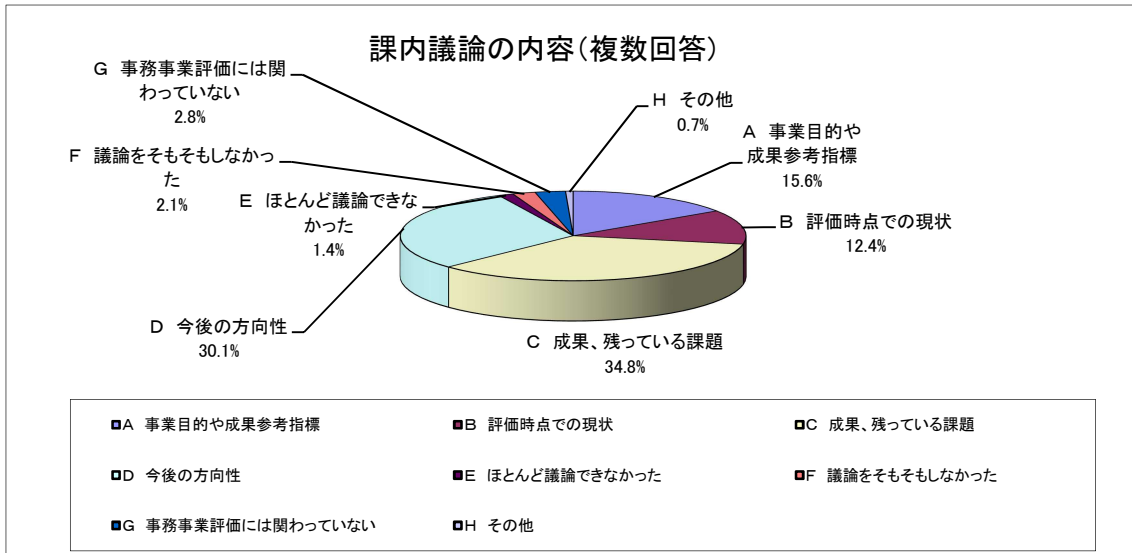
「適切であった」と回答する人が全体の約69.6%(前回調査79.4%)でした。不十分な点は、「評価シート作成にあたっての視点の周知」、「行政評価の意義、目的の周知」でした。

・引き続き、説明会や研修会の開催、手引きの作成に加えて、評価にあたってのポイントなどをまとめた資料を作成するなど、評価シートの作成が円滑に行えるよう、必要な見直しに努めます。

2. 事務事業評価及び施策評価会議に関する課題

(1) 事務事業評価に関する課内議論の内容

事務事業評価で実際に時間を費やされた議論はどういった内容が多かったですか。
(主なものを2つ以内で選択)



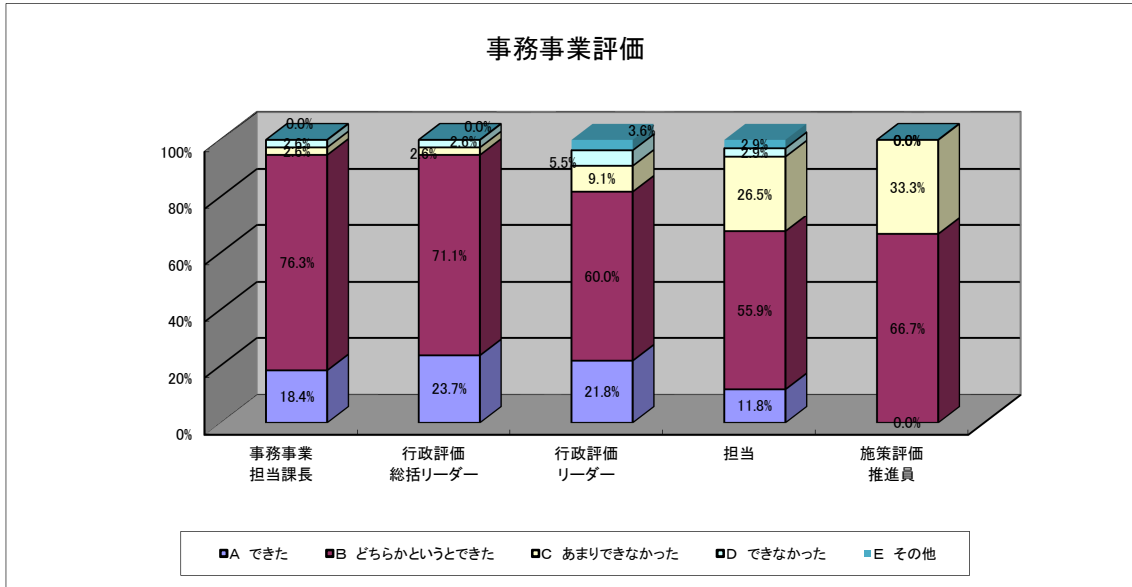
事務事業評価にあたっての課内議論では、「成果・残っている課題」や「今後の方向性」等に関する議論が多く行なわれました。

一方、「ほとんど議論はできなかった」「議論をそもそもしなかった」と回答した人は、3.5%であり、その理由は、「業務多忙」「普段より議論している」などでした。

・事務事業評価シートの作成や行政評価の活用にあたっては、課（室）内で十分議論をしていただくことが重要です。引き続き研修等により、有効に議論していただくための支援をしていきます。

(2) 事務事業評価の内容

より良い事業展開にむけて、事務事業の目的の整理や現状分析、成果の把握、課題整理はできましたか？

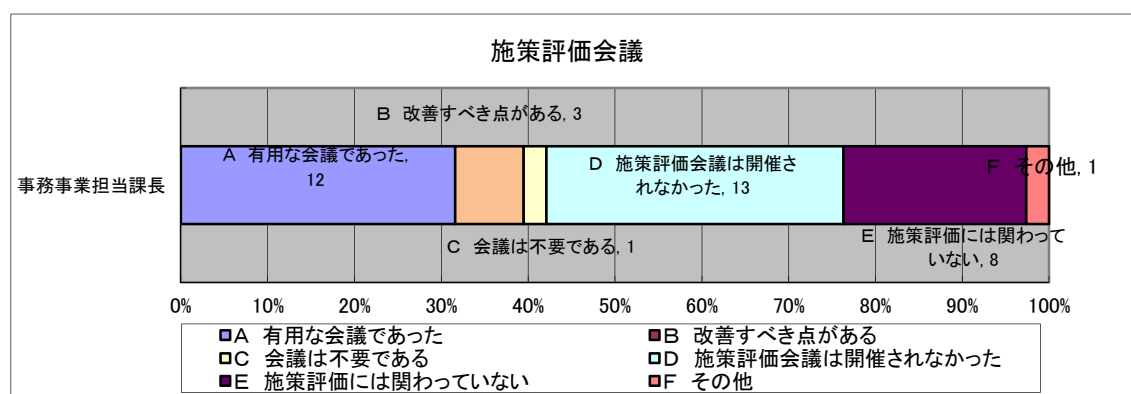


事務事業評価については、より良い事業展開に向けた課題整理等が「できた」「どちらかというとき」と回答した人が84.5%(前回調査92.2%)でした。

また、「あまりできなかった」「できなかった」とする人が5.4%(前回調査5.4%)であり、その理由は「事業内容が評価になじまない」「日常の業務を通じて整理している」「業務多忙」などでした。

(3) 施策評価会議

施策評価は、「総合発展計画に定めてある施策の成果参考指標の達成状況等を検証し、課題を明らかにした上で、その課題の解決にむけて、施策全体の進め方と翌年度に向けた取組みの方向性を決定・共有し、翌年度の事業展開に活用すること」を目的としています。今年度の施策評価会議はその目的に合致した有用な会議でしたか。



事務事業担当課長のうち、施策評価会議が「有用な会議であった」とするものが31.6%（前回調査23.7%）、また、「改善すべき点がある」とするものが7.9%（前回調査28.9%）であった。

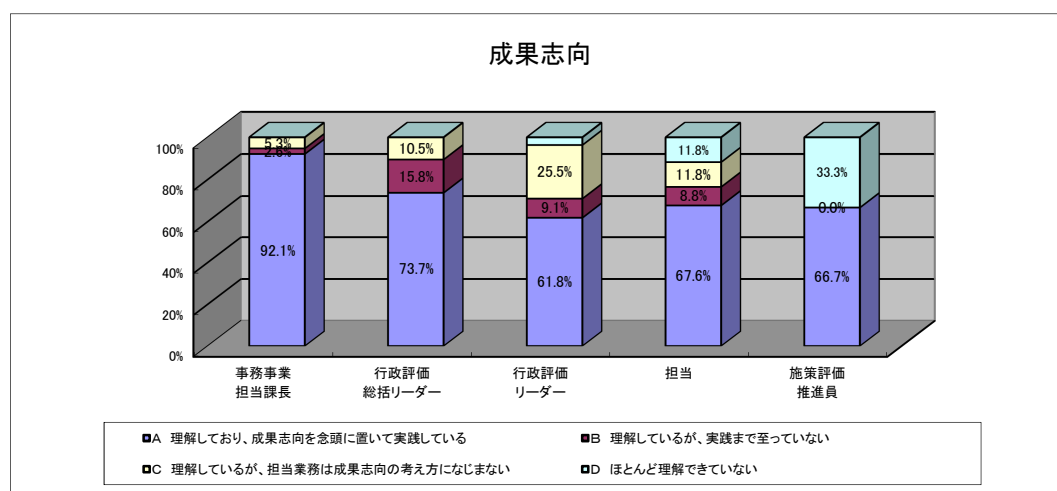
施策評価会議は開催されなかったとの回答が34.2%（前回調査13.2%）あった。

・施策評価会議については、改善すべき点が多数記載されていました。会議の運営方法や制度のあり方についての見直しを検討します。

3. 行政評価の活用に関する課題

(1) 成果志向

行政評価の目的の一つに「仕事を提供するサービス量ではなく、行政活動を実施した結果、県民に対してどのような成果をもたらされたかという「成果志向」による行政運営を行い、県民にとって満足度の高い行政を実現する」ことがあります。この「成果志向」についてあなたはどの程度理解していますか。

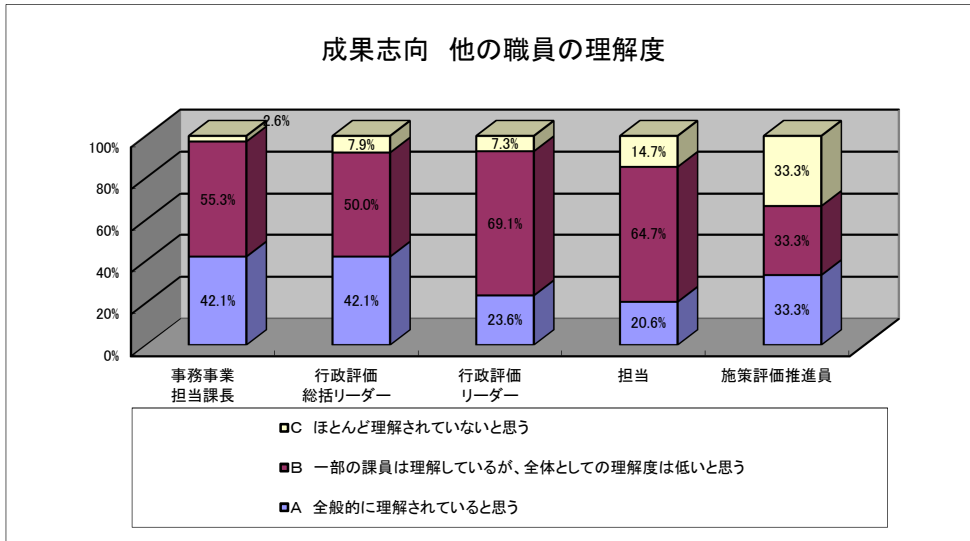


成果志向は、大半の職員が「理解」しており、そのうち、「成果志向を念頭において実践している」人は、72.6%（前回調査77.6%）でした。

また、「理解しているが実践まで至っていない」人は、8.9%（前回調査11.5%）であり、その理由は、「県民の満足度の把握が困難」「まだ残っている課題が簡単にクリアできない」「人員・予算の制約」「内部管理事務であり直接住民が見えない」などでした。

(2) 他の職員の理解度

他の職員の理解度は、どうですか。

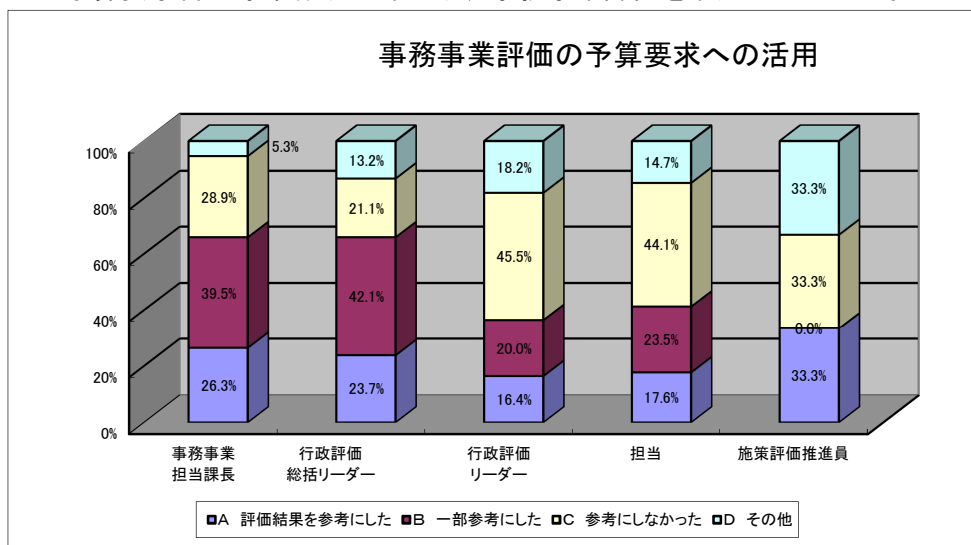


成果志向に対する他の職員の理解度については、「全体的に理解していると思う」人は31.5%(前回調査40.6%)、「一部の課員は理解しているが、全体としての理解は低いと思う」人は60.1%(前回調査52.1%)でした。

・成果志向の考え方は、行政評価導入から概ね10年が経過したこともあり、概ね理解が進んでいると考えられる一方、まだ理解が十分でないと推測される部分もあることから、行政評価説明会等を通じて、繰り返し浸透を図っていきます。

(3) 予算要求への活用

予算要求書の原案作成にあたり、事務事業評価を活用しましたか。

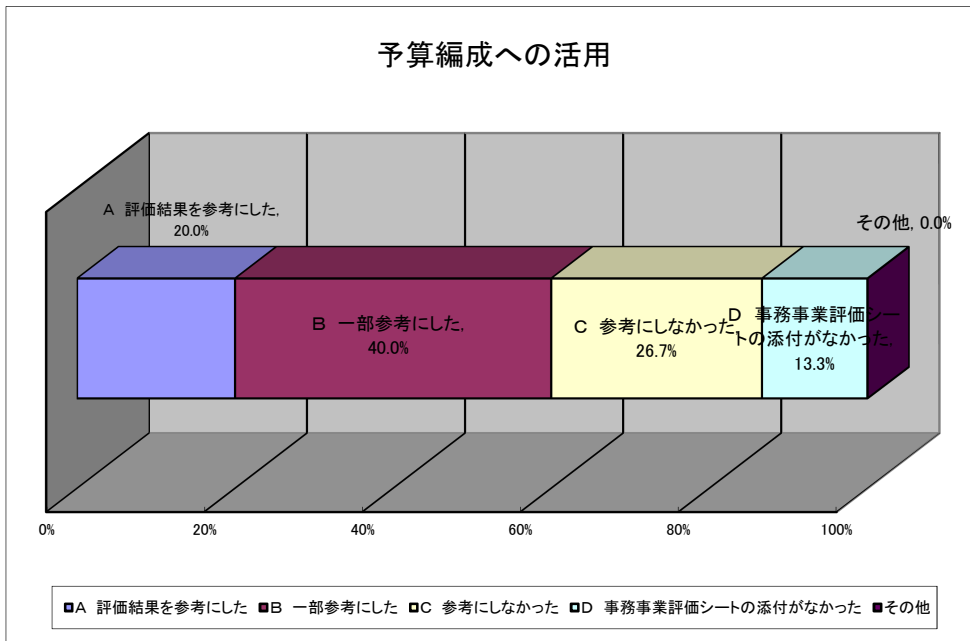


予算要求書の原案作成にあたり、「評価結果を参考にした」「一部参考にした」人は、50.6%(前回調査40.6%)であり、「成果参考指標の進捗状況を基に事業を進めている」「まだ残っている課題を踏まえて事業内容を精査・整理した」「今後の方向性に沿って予算要求した」などを参考にしていました。

また、「参考にしなかった」と回答した人は、35.7%(前回調査42.4%)であり、その理由は、「スクラップアンドビルドは小事業単位であり、事務事業評価単位では活用ができない」「評価の有無に関わらず必要な事業」などでした。

(4) 予算編成への活用

予算担当者は予算編成にあたり、事務事業評価を活用しましたか。

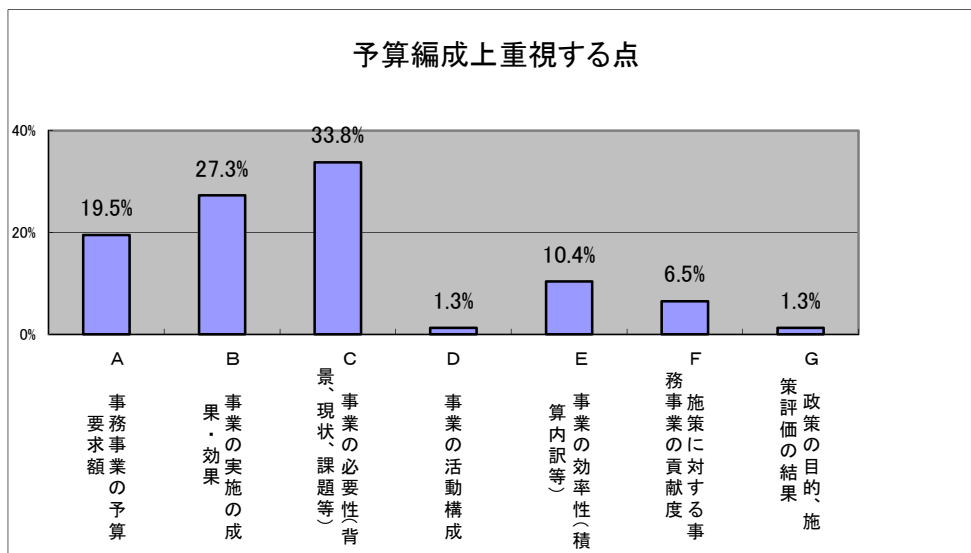


予算担当者を対象としたアンケートによると、予算編成にあたり、「事務事業評価 結果を参考にした」「一部参考にした」人は、60.0%(前回調査35.7%)であり、活用した主な内容は、「成果があったこと、及びまだ残っている課題」「今後の方向性」「成果参考指標・現状」でした。

「参考にしなかった」人は26.7%(前回調査39.5%)であり、主な理由は「要求書との関連づけが難しい」「評価シートが作成されていない」等によるものでした。

(5) 予算編成上、重視する点

予算編成をする上で、事務事業のどのような点を重視して確認していますか。(3つ以内で複数回答)



予算担当者を対象としたアンケートによると、予算編成をする上で、重視して確認する点として、「事務事業の必要性(背景、現状、課題等)」「事業の実施の成果・効果」が挙げられた。

(6) 行政評価の活用

行政評価(事務事業評価)を、あなたは何に役立てていますか。(3つ以内で選択)

「事業の振り返りと改善」「事業の目的の明確化」などに役立てていると回答した人が多く、一方、「ほとんど役に立っていない」とする人は、23.2%(前回調査17.6%)でした。

・評価結果をできるだけ予算に活用できるよう、制度の周知や資料の提供等を検討していきます。

4. その他の課題

自由意見として、「行政評価の意義・必要性」「簡素化・負担軽減」「評価手法等の見直し」「シート設計等の改善」など多数の意見がありました。引き続き、改善のための検討を進めていきます。

V. 資料

資料 1-1 施策評価シートの様式

施策評価シート（評価実施年度：平成27年度）

事務事業所管部局長
（幹事部長）

事務事業所管部局長（幹事部長）の職・氏名、電話番号が記入してあります。

① 施策の目的等

施策の名称	「島根総合発展計画」第2次実施計画（平成24年3月策定）で定めた66本の施策の名称が記入してあります。
目的	「島根総合発展計画」第2次実施計画で整理したこの施策の目的（施策を実施することによって、効果、効用を及ぼそうとしている具体的名対象や、その対象をどのようにしたいか）が記入してあります。

② 成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位	数値目標	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位
		目標値	取組目標値	実績値	達成率	目標値				取組目標値	実績値	達成率			
「島根総合発展計画」第2次実施計画で定めたこの施策の成果参考指標が記入してあります。	目標値	/						目標値	/						
	取組目標値	/						取組目標値	/						
	実績値						%	実績値							%
	達成率						%	達成率							%
「島根総合発展計画」第2次実施計画で定めたこの施策の成果参考指標が記入してあります。	目標値							目標値	/						
	取組目標値							取組目標値	/						
	実績値						%	実績値							%
	達成率						%	達成率							%
定性目標	平成24年度～平成27年度														
	この施策の成果参考指標に定性目標が設定してある場合、記入してあります。														
成果参考指標の実績等の補足説明（任意記載）	成果参考指標について、補足説明が必要な場合や取組目標値を設定した場合の考えなどが記入してあります。														

③ 評価時点での施策目的に対する現状

評価時点で施策目的に対する現状（客観的事実・データなどに基づいた施策の現状や取組状況）	客観的事実や関連するデータなどを用いて、施策目的に対する現在の状況（成果参考指標以外の要素）が記入してあります。
---	--

④ 総合的な評価

評価時点での総合的な評価	判断	その理由
A: 順調に進んでいる B: 概ね順調に進んでいるが見直し点もある C: あまり順調に進んでいない	成果参考指標の実績と指標では表現しきれない取組みを加味し、平成27年度の施策目的に向かって順調かどうか、表頭の選択肢から選んで記入してあります。	現時点での総合的な評価の判断理由について、事務事業所管部局長の考え方が記入してあります。見直し点や順調に進んでいない理由についても記入してあります。

⑤ 課題の認識

	判断	その理由（「総合的な評価」の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載）
（1）平成27年度末の施策目的の達成状況（予測） A: 達成できる B: 概ね達成できる C: 達成は困難	平成27年度末において、施策目的が達成可能かどうか予測して、表頭の選択肢から選んで記入してあります。	平成27年度の施策目的の達成状況について、これまでの状況や今度投入できるであろう行政資源量や外部環境の変化予測などを踏まえて判断した結果が、④の結果と異なる場合について、その理由が記入してあります。
（2）施策の目的達成に向けての課題	施策の目的を達成するために解決しなければならない課題が記入してあります。	

⑥ 今後の取組みの方向性

課題解決に向けての今後の取組みの方向性	この施策の目的を最も効果的・効率的に達成するために、上記で整理したいつかの課題に、どのような方向性で取り組むべきかについて、考え方が記入してあります。
---------------------	---

ID :

評価表番号 :

更新日 : 2016/3/14 17:02

資料 1-2 事務事業評価シートの様式

事務事業評価シート（評価実施年度：平成27年度）

上位の施策名称 この事務事業が属する上位の施策名が記入してあります。

事務事業担当課長 事務事業担当課長の職、氏名、電話番号が記入してあります。

1. 事務事業の目的・概要

事務事業の名称 事務事業の名称が記入してあります。

目的
 (1) 対象 この事務事業を実施することによって、効果、効用を及ぼそうとしている具体的な対象が記入してあります。
 (2) 意図 上記(1)の対象をどのような状態(効果、効用)したいのが記入してあります。

事業概要 この事務事業が、どのような考えで、誰に對しどのような事業を展開しているのか記入してあります。

2. 成果参考指標

(1) 成果参考指標	指標名	事務事業の目的の達成状況を判断するための参考となる指標が記入してあります。	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位
	式・定義	成果参考指標の式や定義が記入してあります。	目標値	年度ごとの成果参考指標の目標値及び実績値が記入してあります。					
		達成率							%
指標名	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位		
	目標値								
式・定義	実績値								
	達成率						%		

3. 事業費

事業費 (b) (千円)	26年度実績	27年度計画
うち一般財源 (千円)	この事務事業の事業費が記入してあります。	

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況 ① 順調に進んでおり課題がないため検討していない
② 改善策を実施した(実施予定、一部実施含む) ③ 改善策を検討中 ④ 課題はあるが検討していない ⑤ H27新規 から選択してあります。

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

事務事業目的に対する現在の状況を、客観的事実や関連するデータなどを用いて記入してあります。

6. 成果があったこと（改善されたこと）

これまでの取組状況を踏まえ、成果参考指標を含めた総合的な成果が記入してあります。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

① 困っている「状況」
事務事業の目的を達成していくうえで、困った状況が記入してあります。

② 困っている状況が発生している「原因」
上記①の困った状況が発生している原因が記入してあります。

③ 原因を解消するための「課題」
上記②の原因を解消するための課題が記入してあります。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

上記③の課題に対し、今後、どのような方向性で取り組んでいくのか、事務事業担当課長の考え方が記入してあります。

9. 追加評価（任意記載）

施策評価結果や評価後の状況の変化を踏まえ追加評価した場合に、その内容が記入してあります。

資料2 平成27年度施策別関係部局一覧

「●」：幹事部局

基本目標	政策	施策	企画	総務	防災	振興	生活	福祉	健康	水産	農林	労働	土木	企業	病院	教育	警察	
			部局	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
I・活力あるしまね	産業振興	1. 県内企業の経営・技術革新の支援								○	●	○	○					
		2. ソフト系IT産業の振興										●						
		3. 新産業・新事業の創出										●						
		4. 企業誘致の推進										●			○			
	2. 自然が育む資源を活かした産業の振興	1. 売れる農林水産品・加工品づくり								●				○				
	2. 県産品の販路開拓・拡大の支援									○		●						
3. 観光の振興	1. 地域資源を活用した観光地づくりの推進										●							
2. 情報発信等誘客宣伝活動の強化											●							
4. 中小企業の振興	1. 特色ある技術・材料を活かした取組みの促進										●							
2. 経営安定化の支援											●							
3. 商業の振興											●							
5. 雇用・定住の促進	1. 産業人材の育成										●							
2. 雇用・就業の促進											●							
3. 就業環境の整備											●							
4. U・Iターン促進						●												
6. 産業基盤の維持・整備	1. 高速道路網の整備													●				
2. 航空路線の維持・充実						●								●				
3. 空港・港湾の維持・整備																		
II・安心して暮らせるしまね	1. 安全対策の推進	1. 危機管理体制の充実・強化			●					○								○
		2. 消防防災対策の推進			●					○					○			○
		3. 原子力安全・防災対策の充実・強化			●						○							
		4. 治安対策の推進						○										●
		5. 交通安全対策の推進					●								○			○
		6. 消費者対策の推進						●						○				○
		7. 災害に強い県土づくり										○			●			
		8. 食の安全の確保										●	○					
	2. 健康づくりと福祉の充実	1. 健康づくりの推進									●							
		2. 地域福祉の推進									●							
		3. 高齢者福祉の推進									●							
		4. 障がい者の自立支援									●							
5. 生活衛生の充実								○		●								
6. 生活保護の確保										●								
3. 医療の確保	1. 医療機能の確保									●					●			
2. 県立病院における良質な医療提供																		
3. 医療従事者の養成・確保										●								
4. 子育て支援の充実	1. 子育て環境の充実									●								
2. 子育て福祉の充実										●								
3. 母子保健の推進										●								
5. 生活基盤の維持・確保	1. 道路網の整備と維持管理										○			●				
	2. 地域生活交通の確保						●							○				
	3. 地域情報化の推進						●							○				
	4. 都市・農山漁村空間の保全・整備										○			●				
	5. 居住環境づくり										○	○		●	○			
	6. 地域コミュニティの維持・再生						●											
III・心豊かなしまね	1. 教育の充実	1. 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実																●
		2. 発達段階に応じた教育の振興		○														●
		3. 青少年の健全な育成の推進									●							○
		4. 高等教育の充実		●														
	2. 多彩な県民活動の推進	1. 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進							○									●
		2. スポーツの振興																○
		3. 文化芸術の振興							●									○
	3. 人権の尊重と相互理解の推進	1. 人権施策の推進							●		○							○
		2. 男女共同参画の推進							●		○							
		3. 国際化と多文化共生の推進							●									
	4. 自然環境、文化・歴史の保全と活用	1. 多様な自然の保全							●			○						
		2. 自然とのふれあいの推進						○	●		○			○				
3. 景観の保全と創造													●					
4. 文化財の保存・継承と活用																	●	
5. 環境保全の推進								●		○	○	○	○			○	○	
6. 再生可能エネルギーの利活用の推進							●			○				○				
政策：15本			施策：61本															
計画推進に向けた県の基本姿勢	1. 県民の総力を結集できる行政の推進	●	○			○	○											
	2. 市町村との更なる連携による行政の推進	○	○			●												
	3. 財政健全化に向けた改革の推進	○	●											○				
	4. 迅速に活動できる組織の運営		●															
	5. 政策推進システムの充実	●												○				

施策目的の達成に向けた進行状況と取組みの方向性

資料 3

・総合的な評価 「A」順調に進んでいる 「B」概ね順調に進んでいる 「C」あまり順調に進んでいない
 ・成果参考指標 27年度目標値のうち2段書きになっている数字について、上段は再設定した取組目標値、下段の括弧内数字は総合発展計画第2次実施計画の目標値

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所官部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策I-1-1 県内企業の経営・技術革新の支援	○経営力・技術力・販売力の強化や、独自の商品開発等による起業や新規事業への進出を促すことにより、県内企業の競争力を高め、収益力の向上を目指します。	B	○製造品出荷額及び付加価値額については、目標を達成することはできなかったが、増加率は全国平均を上回っている。 ○特に、H25年度から実施している、県内のサプライチェーンを維持強化するために必要な生産設備等の導入と企業の海外展開を支援する緊急対策事業により、県内企業の競争力や収益力は向上していると考えており、引き続き必要な支援を行っていく。 ○浜田港湾振興センター及び浜田港振興会と連携して、積極的なポートセールスや利用環境の向上を図るとともに、ロシアビジネスサポートセンター・デスクを活用し貿易拡大に向けた支援を行うなど、引き続き浜田港の利活用を促進した。	○県内のサプライチェーンを維持しながら県内企業が連携して戦略的に行う設備投資や海外展開などを支援する新たな緊急対策事業を引き続き実施し、県内企業の収益力向上と県内連携（域内循環）の拡大、県内雇用の維持・拡大を図る。 ○厳しい経営環境に対応できるよう、しまね産業振興財団や県産業技術センターを通じて、経営・技術・販売力の強化に向けた取組みを、個社や企業連携グループに対し、継続的、総合的に支援する。 ○特殊鋼産業や鉄鉄物産業など県内ものづくり産業の強みとなる集積産業において、企業が連携して行う成長分野への参入や新技術の習得などを支援する。 ○産学官連携を活用した革新的なイノベーションを創出するため、産学の情報交換を密にし、マッチングやシーズ活用する機会を増やしていく。 ○貿易支援機関が連携し、平成23年2月に策定した「島根県における今後の貿易振興のあり方に関する検討報告書」に基づき、対象国・地域や品目毎の取組みの重点化を図るとともに、「島根県輸出拡大支援プロジェクト」(H26～)の着実な実施により、県内事業者の自立的取組みを支援する。	県内製造業の年間付加価値額	億円	3,920	3,371	4,060	商工労働部長
					製造業の従業員1人当たり年間付加価値額	万円	911	860	943	
施策I-1-2 ソフト系IT産業の振興	○多様化、高度化する顧客ニーズに対応できる情報産業群の形成に向け、ソフト系IT技術者を育成するとともに、大都市からの業務の獲得を支援し、ソフト系IT企業の事業拡大を目指します。	B	○対前年で従業者数36人増、売上高37.2億円増となり、概ね順調に伸びている。 ○売上高の伸びを従業者数の増加に繋げていくためには、付加価値の高い業務の拡大が不可欠であるため、引き続き、より専門性の高い人材の育成・確保や自社固有の新商品・新サービスの開発に取り組む必要がある。	○急務となっている、即戦力IT人材の確保に引き続き取り組むとともに、各企業が自社固有の商品・サービスを構築する等、新たな市場獲得・拡大への取組みが進むよう以下の支援を継続して行う。 ・自社固有の技術・商品の開発及び新たな市場獲得を支援 ・サービスを実際に提供する事業者と一体(パートナー)となって、新たな市場獲得を目指す取組みや、今後の市場展望を意識した技術習得等を支援 ・首都圏等からのUターンを促進。また、県内の高校、専門学校等へのIT企業の技術者を講師として派遣し若手人材の育成を支援	ソフト系IT産業の従業者数	人	1,222	1,163	1,260	商工労働部長
					ソフト系IT産業の年間売上高	億円	185	215.6	190	
施策I-1-3 新産業・新事業の創出	○県内企業の新事業展開を促進するため、県や大学等で取り組む新技術・新材料の開発成果を県内企業へ技術移転し事業化を進めます。また、企業が行う新製品や新技術、新たなサービス等の研究開発を支援します。	B	○先端技術イノベーションプロジェクトは、5カ年の計画期間の3年目を迎えており、共同研究契約、技術移転が見込めるプロジェクトも増え、具体的な事業化に向けた動きが加速してきた。 ○新産業創出プロジェクトでは、事業化件数は目標を達成しているが、事業化一歩手前のものがあり、さらに成果を生み出すことが期待できる。 ○技術革新支援総合助成事業は、販売に結び付いた案件を増やすことができたが、事業化に至っていないものもある。	○先端技術イノベーションプロジェクトは、市場動向を見極め、開発技術の評価・検証をしながら、企業との共同研究開発を推進する。さらに、実用化に向け、連携企業に対する開発提案や技術支援をさらに進め、早期事業化を目指す。 ○新産業創出プロジェクトについては、研究成果を用いた事業化をさらに進展させるため、引き続き、製品の実証支援や販路支援などフォローアップを行う。 ○中小企業にとってリスクの高い研究開発・新製品開発への意欲的なチャレンジを促すため、関係機関と連携し、技術革新支援総合助成事業案件の掘り起こしを行う。 ○技術革新支援総合助成事業のうち、革新型研究開発助成事業については、助成期間を2年としたメリットを活かし、企業の中長期的な研究開発を要する戦略的な新製品・新技術への取組みを引き続き支援し、また、企業間連携(グループ化)を促していく。 ○新産業創出の新たな分野として、「ヘルスケアビジネス」の創出を目指し、関係分野の事業者の意識醸成と、多様な分野と連携した、地域資源を活用した先進的な取組みを推進していく。	県内企業が新技術や新素材を活かした商品化や事業化を展開した件数(累計)	件	90	108	118 (100)	商工労働部長

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管 部局長 (幹事部 局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策1-1-4 企業誘致の推進	○県内産業の高度化や活性化などに波及効果の高い企業の誘致や、県内工場の生産拠点化を進め、産業クラスター形成の促進と産業活動の足腰の強化を目指します。	B	○H26年度の増加従業員数は423人と目標を下回ったが、県外新規及び県内増設の立地計画認定企業数は25件で、平成4年度以降で最高の件数となっている。 ○企業立地セミナー（大阪）でのPRや、企業誘致専門員による積極的な誘致活動等が、県外からの新規立地に繋がっている。 ○一方、インフラ等の原因により分譲率が低迷している工業団地があり、効果的な対策が必要。	○現行の企業誘致優遇制度の検証を行いながら、他県との競争力のある企業にとってより魅力のある制度への変更を検討し、新規立地の可能性を高めていく。 ○県内企業の設備投資や生産拠点化のタイミングを的確に把握するため、引き続ききめ細やかなフォローを行っていく。 ○企業が求めている人材を確保できるように、必要に応じて、国、県、市町村、関係経済団体等が連携し、事実ごとに実効性のある対応を行う。 ○人口減少対策として重要な離島、中山間地域への企業誘致を進めるため、助成金の加算制度や立地環境などの情報を市町村とともに積極的に発信していく。 ○工業団地の魅力向上に関しては、企業からの要望や費用対効果を勘案し、できるものから速やかに対応する。	誘致企業の新規雇用者計画数（4年間の累計）	人	1,500	947	2,000	商工労働部長
施策1-2-1 売れる農林水産品・加工品づくり	○農林水産物の生産や加工、流通について、消費者ニーズを踏まえつつ、高品質化と安定生産に向けた支援を行うとともに、消費者が安心して農林水産物を購入できるよう、生産段階での安全管理を推進することで、島根の特色を活かした売れる農林水産品・加工品づくりを促進します。	B	【農業】有機農業の取組面積は着実に拡大。米の優良品種「つや姫」は米価下落や一等米比率の低迷等によりH27年産米の作付面積は横ばい。園芸ではリースハウスや空きハウスの活用、アジサイ等の新品種の普及が進みつつある。畜産では和牛の枝肉上物率が向上。一方で繁殖農家戸数・頭数の減少が続く。 【林業】県産原木の自給率は向上。木質バイオマス発電の開始に伴い林地残材の利用も見込まれるため、事業体に主伐による原木増産への積極的姿勢が見られる。 【水産業】漁業年間生産額は向上。浜田地域の沖合底びき網漁業では構造改革が進んでいる。宍道湖のシジミは資源回復対策を継続中。 【共通】美味しまね認証数は増加しており、一部の産地では団体認証など新たな動きも見られた。	【農業】有機農業については、集落営農組織への技術普及や市町村単位での推進体制づくりを進めるとともに、JAや食育関係者と連携して販路開拓や消費者理解を推進する。米については、平成30年からの生産調整廃止を見据え、レベルアップした島根米が産地間競争に勝ち残れるよう、「売れる米づくり」に向けた販売対策をより一層強化する。園芸については、JAの農業戦略とタイアップして、リースハウスの導入による面的拡大や、中心的な経営体による作業受委託の推進、低コスト・省力化技術等の開発など、儲かる産地づくりを推進する。畜産については、新たな担い手の確保、放牧などによる低コスト生産の推進や、分業化を進めるための共同子牛育成施設の整備等生産基盤の強化を進めるとともに、引き続き優良な種雄牛の作出等に取り組む。 【林業】川上・川下の事業体による原木安定需給協定の締結などを進めるとともに、高性能林業機械や作業道、高付加価値加工施設などの整備、林業機械のオペレーターなどの人材育成、県外販路の開拓を引き続き推進する。 【水産業】国事業を活用した基幹漁業の構造改革の取組みへの支援を継続するとともに、水産技術センターで消費者ニーズや産地の動向等を踏まえた高品質化のための技術開発を行い、JFしまねや加工業者と連携して本県産水産物を利用した商品開発を進める。また、宍道湖のシジミについては、漁業者、国、市、大学、NPO等と連携して、調査研究、環境改善、資源管理等の取組みを推進する。 【共通】美味しまね認証については、集落営農等モデル的な経営体に対する認証取得の促進や、消費者・流通業者に対する制度周知の手法の改善など、効果的な実施に努める。	有機農業の年間取組面積	ha	355 (300)	354	361 (310)	農林水産部長
				県産原木自給率	%	33	33	35		
				漁業年間生産額	億円	215	215	220		
				美味しまね認証件数（累計）	件	72	62	80		

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管 部局長 (幹事部 局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策1-2-2 県産品の販路開 拓・拡大の支援	○消費者や流通関係者のニーズを商品づくりに活かすとともに、島根の農林水産品・加工品を「価値ある商品」として売り込む力を強化し、多様な流通・販売チャネルの開拓、販路拡大による顧客づくりと消費の拡大を図ります。	A	○消費者や流通業者のニーズを商品づくりに活かすための研修事業の積極的な実施や、島根フェア等を通じたパートナー店への商品の定番化に向けた働きかけ、全国規模の展示・商談会への出展支援などにより、県産品の多様な流通・販売チャネルの開拓や販路拡大が順調に進んでいる。	○食品産業が抱える諸課題を入口（商品づくり）から出口（販路拡大・情報発信）までのプロセスに応じて総合的に支援することにより、個々の企業の競争力を高め、収益の増加や経営の安定化、さらに県内食品産業の底上げを図る。 ○商品力強化のためのニーズ把握、研修事業の実施及びにほんばし島根館における販売データや消費者の評価を事業者へフィードバックする機能の充実を図る。 ○バイヤー招致など仕入担当者等とのマッチングの強化及び多様な販路開拓を支援する。 ○島根フェアは、県産品の販売状況等を勘案した開催店舗の絞込や、常時販売に効果的な開催方法等の検討を進める。 ○農林水産品における生産側と実需者との連携強化を進める。 ○食の総合ポータルサイトによる情報発信、観光事業者と生産者の交流促進、各圏域などで生産者と実需者を結びつける仕組み作りの支援、生産・流通体制の整備、給食施設等への県産品供給に有効な手法の検討を行う。 ○貿易支援機関（しまね産業振興財団、JETRO松江貿易情報センター、浜田港振興会）との連携をさらに強化するとともに、海外市場での販路開拓・拡大が見込める品目及び対象国・地域を選定し、輸出振興に向けた重点的な取組みを実行する「島根県輸出拡大支援プロジェクト」（H26～）とリンクした事業展開を図る。	県外の県産品取扱い事業者（しまね県産品販売パートナー店）数（累計）	事業所	43 (38)	43	43 (38)	商工労働部長
					にほんばし島根館の年間販売額	百万円	360	425	360	
					県内企業の貿易実績企業数（累計）	事業所	179	183	185 (180)	
					しまね故郷料理店認定数（累計）	事業所	196 (179)	202	207 (180)	
施策1-2-3 農林水産業の担 い手の確保・育 成	○新規就業者を掘り起こし、その研修や経営の支援を行うとともに、担い手となる生産者の経営改善や安定化に向けた支援を行うことで、農林水産業の担い手を育成・確保します。	B	【農業】新規就農者数は、H24年度からの総合的な取組みにより順調に増加し、国の所得安定対策の対象となる認定農業者・認定農業法人も増加。特定農業法人・特定農業団体数は増加しているが増加率は鈍化。 【林業】技術研修、就業促進資金の貸付けなど、きめ細かな対応により新規就業者数は目標を上回った。林業労働力確保支援センターによる相談件数は、引き続き100件を超え、概ね順調な状況。 【漁業】漁業就業者確保育成センターや個別事業体による積極的なリクルート活動、研修の実施や経営支援により、雇用型を中心とした新規就業者の確保は順調。また、水産高校との連携により卒業生の地元水産企業への就職も進みつつある。しかし、高齢化が著しい沿岸の自営漁業への就業は依然として少ない。	【農業】自営、雇用、半農半X、企業参入など、多様な農業者の確保に向けた取組みに加え、経営力やマネージメント能力の養成を行う「しまねアグリビジネス実践スクール」の実施などにより、新規就農者の育成、定着を支援する。認定農業者については、市町村・JA・県機関で構成する「地域農業再生協議会」と連携し、青色申告のための研修や法人設立に向けた研修、アドバイザーの派遣などの取組みを強化していく。集落営農については、新規設立やサポート経営体の育成を図るとともに、新たに、農業経営と農外収入を組み合わせた「小さな集落営農＝集落営農版半農半X」の設立に向け、「地域農業再生協議会」との意見交換や普及組織のワーキング等を活用して支援策を検討していく。農林大学校については、就職ガイダンス等の実施により、地域との連携を強化し、就農の円滑化を図る。 【林業】林業労働力確保支援センターとの連携による就業相談や円滑な就業のための事前体験・講習の拡充、「緑の雇用事業」などの活用による財政的な支援に引き続き取り組むとともに、雇用先となる事業体に対して就労条件の改善や労働災害の防止に向けた経営指導や支援を行う。また、事業体の経営安定化に向けた取組みを促進し、就業者には、高性能林業機械の操作等のより高度な知識・技術の習得に向けた支援を行う。 【漁業】新規就業者への漁労技術習得や経営資金の支援等を引き続き実施し、雇用型については、基幹漁業の構造改革を通じて経営の維持・安定化を図り、自営型については、新規漁法の導入、漁法や経営の複合化を通じて「もうかる漁業」を目指す。また、県内水産高校からの就業については、高校側と十分な意見交換・調整を行いながら、継続的に実施していく。	農林水産業新規就業者数（4年間の累計）	人	750	785	1,000	農林水産部長
				認定農業法人数	法人	335	335	350		
				特定農業法人・特定農業団体数	組織	200	181	210		

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策I-3-1 地域資源を活用した観光地づくりの推進	○県内各地域の観光資源を活用した持続可能な観光地づくりを推進します。	B	<p>○県内各地域では、市町村や観光協会、民間団体などによって、神話や神社、万葉、石見神楽など特色ある地域資源を活用した観光地づくりが進むとともに、まち歩きガイドツアーが定着するなど観光客受入の体制の向上につながった。</p> <p>○「神々の国しまね」プロジェクトの効果を継承し、県民の郷土に対する誇りと自信が醸成されるとともに、観光客へのおもてなしの機運が向上した。</p> <p>○観光入込客数はH25年に比べて減少しており、継続して魅力ある観光地づくりに取り組む必要がある。</p>	<p>○地域が主体となった観光地づくりがさらに進展するように、島根ならではの観光資源を観光客が体感し満足してもらうため、市町村や観光協会、観光事業者などが実施する商品づくりや総合的な観光地づくりへの取組みを継続的に支援していく。また、観光協会や観光事業者など地域の観光を担う官民の人材育成を強化していく。</p> <p>○石見地域や隠岐地域への観光誘客を進めるために、隠岐世界ジオパークを契機とした誘客や、食をはじめ様々な観光サービスの向上、石見神楽や温泉など地域資源を活用した魅力づくりなど、個人客の満足度を向上させ、リピーターとして繰り返し来訪していただける取組みを強化していく。</p> <p>○縮小する市場に対応するため、観光事業者などが取り組む新たな分野へのチャレンジに対し支援していく。</p>	観光入込客年間延べ数	千人	29,300	33,207	30,000	商工労働部長
					宿泊客年間延べ数	千人	3,500	3,688	3,700	
					年間観光消費額	億円	1,320	1,367	1,400	
					着地型旅行年間商品数	件	132	127	140	
施策I-3-2 情報発信等誘客宣伝活動の強化	○「歴史」「自然」「文化」「伝統芸能」など島根県独自の魅力を、様々なメディアを活用し国内外に向け複合的に情報発信し、観光誘客を促進します。	A	<p>○H26年度は、出雲大社の大遷宮効果の継続により、引き続き多くの観光客が島根を訪れた。</p> <p>○出雲大社の大遷宮を契機に「島根」の認知度が大いに高まり、「ご縁」や「神々」といった島根ならではのイメージが定着した。</p>	<p>○「ご縁」や「神々の国」といった島根のイメージを様々なメディアを通じて力強く情報発信するとともに、ご縁に関心の高い若い世代だけでなく、シニア層に向けた情報発信や誘客策を推進していく。</p> <p>○首都圏や関西、四国、九州など大都市圏からの誘客や海外からの誘客に向け、縁結びの地、石見神楽、温泉、世界ジオパークなど、その地域でしか味わえない本物の魅力を積極的に情報発信し、全県への観光誘客につなげていく。</p> <p>○外国人旅行者誘致に向けたプロモーション活動を積極的に行うとともに、団体向け旅行商品の充実、個人旅行者向け情報発信の強化などに取り組んでいく。</p>	観光入込客年間延べ数	千人	29,300	33,207	30,000	商工労働部長
					しまね観光ナビゲーション(国内外版)トップページの年間アクセス件数	アクセス	948,700	996,101	1,000,000	
施策I-4-1 特色ある技術・材料を活かした取組みの促進	○地域固有の資源を活用した新たな取組みや、特色ある技術・製品を持つ企業を支援し中小企業の活性化を目指します。	A	<p>○商工団体等の支援機関が計画策定支援やその後のフォローアップに積極的に取り組んだことにより、地域資源を活かした取組み(H26年度事業化件数6件)や経営革新計画の承認(年間承認件数38件)については、順調に進んでいる。</p> <p>○伝統工芸品については、展示商談会への精力的な出展やにほんばし島根館での工芸展等の開催、既存技術をベースに新たな商品開発・改良に向けた研修事業の実施を通じた特色ある商品づくりの支援により年間販売額が増加している。</p>	<p>○地域資源を活かした新商品等に取り組む企業や経営革新計画を承認した企業に対して、テーマに応じた専門家の派遣や商工団体等の支援機関を中心に、きめ細かなフォローアップを継続して実施するとともに、新規案件の掘り起こしのため、企業情報の収集、計画作成支援を継続実施する。</p> <p>○これまでの島根県ふるさと伝統工芸品連絡協議会への委託による自主販売の支援を継続するとともに、全国規模の商談会等への参加を促し、事業者自らが販路開拓力をつけることを支援する。また、魅力ある産業として情報発信を行い認知度の向上を図り、後継者育成を目指す。</p> <p>○島根県内にはユネスコ無形文化遺産に登録された石州半紙など、魅力的な工芸品が多数存在し、工房も各地に存在することから観光振興にもつなげていけるよう支援する。</p>	地域資源を活かした新商品・新サービスの事業化件数(累計)	件	46 (28)	49	52 (30)	商工労働部長
					経営革新計画の年間承認件数	件	30	38	30	
					島根県物産協会での伝統工芸品の年間販売額	万円	6,000	6,615	6,000	
施策I-4-2 経営安定化の支援	○中小企業への経営相談や事業資金の融資を行い、安定的な経営を目指します。	B	<p>○中小企業の資金調達環境が多様化した中、指標中の多くを占める創業関係の県制度融資の利用が減少(106件→62件)したことから、成果参考指標は目標を下回った。</p> <p>○引き続き、商工団体等の支援機関が相談対応を強化した結果、経営改善に取り組んだ事業所数は増加(40件→57件)している。</p> <p>○また、「中小企業支援計画」の重点目標としている経営計画新規策定事業者数は、目標の500件に対し816件の実績となっており、概ね順調に進んでいる。</p>	<p>○県内企業の状況変化を的確に把握するとともに、『中小企業支援計画』で定めた3つの柱「①中核的企業の育成」「②起業・創業の促進及び事業承継円滑化」「③セーフティネットの強化」の実現に向け、商工団体等の各支援機関が丸となり支援を行う。</p> <p>○具体的には、①各企業の課題に対応した専門家派遣、経営革新計画の策定支援とその実行支援、②創業計画の策定支援・創業後のフォローアップ、円滑な事業承継に向けた支援、③資金需要に応じた制度見直し、企業再生に向けた個別の経営支援に取り組む。</p> <p>○商工団体の経営指導員等については、指導員研修や専門家派遣への同行、OJT等により、資質向上に引き続き取り組む。</p>	県内中小企業の経営改善や新規事業に取り組む年間事業所数	事業所	200	119	200	商工労働部長
					商工団体による県内中小企業の年間巡回相談対応件数	件	35,350	38,395	35,700	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務 所管 部局長 (幹事部 局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策1-4-3 商業の振興	○地域が主体となって行う商業の活性化や機能確保に向けた取組みに対し、必要なアドバイスや商業基盤の整備を支援し、中心市街地での快適な買い物環境づくりや、中山間地域で、必要なときに買い物ができる環境づくりを目指します。	B	○中心市街地で空店舗対策等に取り組んだ事業者は55件、中山間地域で空店舗対策や移動販売車整備等に取り組んだ事業者は52件となり、目標を上回った。 ○一方、事業者数や年間販売額の減少は続いており、引き続き市町村と連携し、支援を行っていく必要がある。	○商店街や個店の魅力向上のため、商工団体による事業実施先のフォローアップや各課題に対応した専門家派遣を行う。 ○空店舗活用や国の補助制度を活用し、新規創業や事業継承の促進を支援するとともに、地元市町村や商工団体と連携を強め、県においても他部（地域振興部・健康福祉部等）と連携した取組みを継続する。 ○商店街や個店のリーダー育成のため、研修会の開催、商工団体の経営指導員や専門家による現場改善支援等を行う。	中心市街地で空店舗対策等に取り組む商店等の年間数	件	42	55	55 (42)	商工労働部長
				中山間地域で移動販売車整備等に取り組む商店等の年間数	件	17	52	48 (17)		
施策1-5-1 産業人材の育成	○新規学卒者、若年者や離転職者、在職者等に対し、多様な職業能力開発の機会を設け、職業能力の向上を支援し、これからの地域産業を担う人材の育成を目指します。	B	○産業人材の育成に関する諸施策が順調に実施できており、職業訓練を終了した若年者の就職率、離転職者の就職率ともに順調に推移している。 ○県教育委員会やふるさと島根定住財団、ポリテクカレッジ、職業能力開発協会など関係機関との連携を更に密にして、産業人材の育成に取り組んでいる。 ○地域産学官連携組織構築については、組織の構築ではなく既存の組織を活用する方向で進んだが、基盤は脆弱であり活動状況が十分でないところも多いため、地域の実情に応じた支援を行っていく。	○産学官連携による産業人材育成の取組みについては、引き続き産業人材育成コーディネーターがモデル事業の提案等を通じて気運の醸成や体制づくりの支援を行う。 ○成果参考指標の就職率を向上させるため、求人ニーズに沿った職業訓練の実施、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング等の実施、巡回就職支援指導員等によるサポートなど、就職に結びつくよう取り組む。 また、「建設人材育成コース」や「育児等との両立に配慮した再就職支援コース」を創設するなど、訓練内容の充実を図る。 ○産学官連携組織の構築に替え、既存の組織等を活用した各地域で既に行われている特色のある人材育成の取組みを活かしながら、産学官の連携が進むよう地域の実情に応じた支援を行っていく。 ○職業能力開発協会が、H25年度から国の委託を受けて若年技術者人材育成支援事業に取り組んでおり、県も協会と連携しながら教育機関や企業等に働きかけ、若年技術者の技能検定の受検者数の増加に結びつくように取り組む。	産学官連携組織構築市町村数（累計）	市	7	7	8	商工労働部長
				県の支援による職業訓練を修了した若年者の就職率	%	90.0	97.6	90.0		
				県の支援による職業訓練を修了した離転職者の就職率	%	73.0	76.7	73.0		
				ものづくり産業分野における技能検定及び県技能評価認定制度の年間合格者数	人	260	328	260		
施策1-5-2 雇用・就業の促進	○若年者をはじめ県内で働きたい人に対し、県内企業情報の提供や職業紹介など様々な対策を行い、就業機会の確保を目指します。	B	○県内の雇用情勢は、緩やかに回復しており、H26年度平均の有効求人倍率は1.17倍となった。（H25年度平均1.11倍） ○商工団体・個別企業に対する求人要請活動や緊急雇用創出事業の活用による雇用の場の創出等により、一定程度の就業機会が確保された。 ○一方、大学、短大卒の人員が充足できていない生活関連サービス業、宿泊業、飲食サービス業等の業種もあることから、県内就職に向けたマッチングの強化が必要である。	○県内企業を訪問し、高校生などの採用や早期求人計画の樹立を要請するとともに、企業の求める人材ニーズを把握し、教育現場、求職者に情報提供を行う。また、必要に応じて、学校、ハローワークと連携し、内定に向けた生徒とのマン・ツー・マンの個別支援を行う。 ○県内企業の求人情報や企業の魅力などの情報を学生等に伝えるために「ジョブカフェしまね」の学生登録を推進し、企業ガイダンス、企業見学、インターンシップなど、企業と学生の効果的な出会いの場を数多く創るとともに、企業の採用力を向上させるためのセミナーを行うなど、企業の人材確保の取組みに力を入れていく。 ○経営者セミナーの開催や企業への専門家派遣事業を推進し、より魅力ある雇用の場の確保に引き続き取り組んでいく。	県内企業の採用計画人員の充足率	%	100.0	97.2	100.0	商工労働部長
				高校生の県内就職率	%	78.0	78.2	80.0		
				ジョブカフェしまね利用者の年間就職者数	人	1,350	1,724	1,400		
施策1-5-3 就業環境の整備	○県内企業への就業者の定着を図るため、中小企業における労働条件等の改善を目指します。	B	○労働相談は、ホームページの見直しなど広報を充実することにより、相談件数の増加に取り組んでいるが、横ばいである。 ○職場環境を改善する中小企業労働施策アドバイザーの利用件数は増加傾向にある。 ○ワーク・ライフ・バランス推進の社会的気運醸成に向け、関係機関が連携して各種取組みを行ってきたことにより、一定の雇用環境の改善が図られたものと考えられるが、まだ十分とは言いがたいため、今後も地道で継続的な取組みが必要である。	○労働条件の改善に向け、中小企業労働施策アドバイザーの派遣を行うとともに、労働局などの関係機関と連携し、労働関係法等の普及・啓発、労使からの相談体制の充実、情報提供などに引き続き取り組む。 ○中小企業勤労者の福利厚生に寄与している「勤労者共済会」の自立化を図るために、広報活動や市町村・商工会等への訪問活動等会員加入促進活動に引き続き力を入れていく。 ○ワーク・ライフ・バランス推進の一層の気運醸成を図るために、関係団体との連携を継続し、情報共有・施策調整を行いながら、実効性のある取組みを推進する。	中小企業勤労者福祉サービスセンターの加入率	%	12.6	12.3	13.0	商工労働部長

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策 I-5-4 U・Iターンの促進	○U・Iターン希望者に対し、総合的な定住情報を提供するとともに、産業体験や無料職業紹介、半農半Xによる就業支援等により、定住の促進を目指します。	B	<p>○産業体験定着者数及び無料職業紹介による就職決定者数については、各種定住施策にきめ細やかに取り組み、着実に推進したため、目標を超える実績となった。</p> <p>○半農半X実践者数については、着実に実績を積み重ねているが目標数には達しなかった。</p> <p>○全体としては、概ね目標達成に向け順調に進んでいると評価する。</p>	<p>○U・Iターンを取り巻く社会経済情勢の変化や地域間競争の激化を踏まえ、都会地における積極的な情報の発信、多様なニーズに対応した支援メニューの構築、受け入れから定住後のフォローまでをワンストップで行う体制整備など、施策を一層充実させていく。</p> <p>○特に雇用に着目した体制整備を充実することとしており、質・量ともに働く場の充実を図り、U・Iターン希望者が真に必要としている情報の提供を行っていく。</p> <p>○その中で、ふるさと島根定住財団、市町村、地域等とともに一層の連携強化を進めてゆく。</p>	U・Iターン希望者の産業体験終了後の年間定着者数	人	45 (35)	53	45 (35)	地域振興部長
					U・Iターン希望者のための無料職業紹介による年間就職決定者数	人	110 (75)	181	140 (75)	
					半農半XによるU・Iターン年間実践者数	人	10	8	10	
施策 I-6-1 高速道路網の整備	○高速道路や、高速道路へつながるアクセス道路の整備を進め、産業活動を支える高速交通網の形成を目指します。	A	<p>○高速道路整備 ・県は用地取得や文化財調査において国を支援し、供用率は最終年度の目標値に達している。</p> <p>○高速道路ICへのアクセス道路整備 ・重点的に進めているため、予算を最優先で配分しており最終年度の目標値を上回っている。</p>	<p>(高速道路整備) ○山陰道整備 ・事業中区間は、円滑な事業進捗を踏めるため国と工程会議を行い、用地取得を始めとした全体工程等調整を図る。 ・用地取得は国に体制強化を求めつつ県・地元市の支援を継続。文化財調査は地元市の応援を要請。 ・福光～浅利間は今秋の都市計画決定のため、各種事前調整を行い確実な手続き完了に努める。 ・益田～萩間は新規事業化に向け益田市や山口県側と連携し、国に強く働きかけていく。 ・1日も早い全線開通に向けた戦略的な広報・要望活動として、国に対して沿線自治体や経済団体、県民と一緒に移動時間の短縮による生産性の向上などの整備効果を訴えていく。</p> <p>○開通後の課題 ・西部の高速道路については、NEXCO西日本、地元、県(商工・土木・西部県民C)で連携して料金割引企画を展開する。 ・予定されている消費税アップを踏まえ、NEXCO西日本、国に料金施策の検討を求める。</p> <p>(高速道路ICへのアクセス道路整備) ・今後も重点的に予算を配分し整備を進める。 ・国に対し地域の実情に応じた予算が配分されるよう状況を丁寧に説明するとともに、国の予算配分等を的確に把握し、必要な予算が配分されるよう工夫しながら要望していく。</p>	高速道路供用率	%	70	70	70	土木部長
					高速道路ICへの30分到達圏面積の割合	%	58.0	58.4	58.0	
施策 I-6-2 航空路線の維持・充実	○航空路線の維持・充実により、県営3空港の利便性の向上を目指します。	B	<p>○県、地元自治体、各空港利用促進協議会が連携した利用促進の取組み、出雲大社の大遷宮の効果や観光キャンペーンによる観光客の増加等に伴い、近年の県内3空港の利用者数は、増加傾向が続いている。</p> <p>○路線としては、出雲名古屋線が平成27年3月29日から、出雲札幌線がH26年度から8月の季節運航として、再開した。</p> <p>○萩・石見空港の東京線は、平成26年3月30日から昼、夕の2便化により、利便性が高まったことで、H26年度の利用者数は、前年比の約1.5倍と大きく増加したが、H26年度の目標値(利用者数12万人、利用率60%)は達成できなかったため、更なる利用者増に向けて県、地元の取組みの強化が必要。</p>	<p>○出雲大社の大遷宮効果の継続などにより、県内3空港の利用者は順調に増加したが、観光部局や地元自治体、各空港の利用促進協議会と連携して、引き続き首都圏・関西など大都市圏からの観光客の誘致促進をはじめ、地元利用の増加などに取り組み、各路線の維持・充実に取り組んでいく。 〔出雲縁結び空港〕東京線：中型機の増便または6便化、大阪線：利便性の向上(ナイトステイの復活) 〔萩・石見空港〕東京線のH28年度以降の2便化運航の継続、大阪線の定期運航の再開 〔隠岐世界ジオパーク空港〕東京直行便の開設</p> <p>○特に、萩・石見空港東京線は、国の羽田発着枠政策コンテストで採択され、2便に増便されたものであり、政策コンテストの動向を注視しながら、H28年度以降の2便化継続に向けて、利用実績の更なる上積みを図るなど利用促進の取組を地域と連携して進めていく。</p> <p>○航空会社に対して、航空運賃の低廉化や県内航空路線の充実を粘り強く働きかけていく。</p> <p>○羽田空港発着枠の地方航空路線への優先配分や地方の航空路線維持・拡充に対する支援制度の創設等について、国に要望していく。</p>	出雲縁結び空港の年間乗降客数	万人	77.0 (70.0)	78.5	80.0 (70.0)	地域振興部長
					萩・石見空港の年間乗降客数	万人	12.5 (7.0)	11.4	13.0 (7.0)	
					隠岐世界ジオパーク空港の年間乗降客数	万人	5.1	5.1	5.1	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)	
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値		
施策Ⅰ－6－3 空港・港湾の維持・整備	○物の流れや、人の流れを支える空港・港湾の機能の維持向上を図られるよう適切な管理を行うとともに、計画的な整備を進めます。	B	○日々の空港維持管理に努めた結果、維持管理・空港設備の不備による欠航はなく航空機の安全な運航を確保できた。	○空港機能を保持するため、計画的な補修・整備・修繕を行う。特に出雲空港の滑走路・エプロン・誘導路について、劣化状況の調査、設計等を行い、改良工事を実施する。 ○老朽化が進んだ除雪車両、消化救難車両等を逐次更新し、適切な空港管理体制を維持する。 ○限られた予算を有効に活用した港湾整備を行うため、コスト縮減を図りつつ、重要箇所を重点的に整備する。 ○今後、残されている護岸、水域施設、道路等の維持管理計画の策定を進め、全港湾の計画策定をH29年度までに終える。	物流拠点港の岸壁の整備率	%	97.4 (93.9)	96.2	97.9 (94.1)	土木部長	
			○松江港の老朽化した岸壁の改良工事の一部が完成。 ○浜田港の防波堤整備により航路泊地の静穏度が向上しつつある。 ○河下港では、漁業補償契約を締結し防波堤海上工事に着手したものの、国の予算配分が十分でなく目標整備率まで至っていない。		物流拠点港の防波堤の整備率	%	69.7	64.2	79.4		
施策Ⅱ－1－1 危機管理体制の充実・強化	○自然災害や原子力災害以外のテロ事件や新興感染症などのいつ発生するか予測できない危機に対し、迅速・的確に対処できるように体制を充実・強化し、県民の生命、身体及び財産の被害を最小限にします。	A	○今後、発生が予想される北朝鮮による危機管理事案については、個別の連絡体制をとっている。また、高病原性鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等の発生に対応する体制は整えられている。 ○適切な医療の確保に向けて、県医師会、郡市医師会、医療機関と定期的な情報交換会等を開催するなど、医療関係機関の理解と協力のもとに進めている。	○想定される事案に対して平素から情報収集に努める。 ○発生した事案への対応や各種訓練等における検証を通じて、対応マニュアルの整備、見直しに努める。 ○各種訓練等を通じて、庁内各局・市町村・関係機関等と役割分担や情報伝達等を確認し、連携強化に努める。 ○訓練等により、職員の危機管理意識と対応能力の向上を図る。 ○引き続き、医師会、医療機関、医療関係団体等の医療体制を維持していく必要がある。	危機管理事案発生時に迅速・的確な対応が取れる体制の充実・強化を図る。	○発生が想定される危機管理事案については、平素から情報収集に努めた。また、発生時の行動マニュアル等も整備している。 ○北朝鮮による事案(ミサイル)については、情報伝達体制を整え事案に備えた。 ○入院が必要な感染症患者に適切な医療を提供するため、医療機関に対し病床運営費を補助し、感染症病床を適正に確保・運営した。 ○新型インフルエンザの入院協力医療機関に対する空床補償費を確保した。	防災部長				
施策Ⅱ－1－2 消防防災対策の推進	○防災関係機関等との連携の強化や防災訓練の実施、緊急連絡体制を整備し、風水害、土砂災害、地震、津波、大規模火災・事故等の災害の発生時やこれらの災害が広域的大規模に発生した場合の県民の生命、身体及び財産への被害を最小限にします。	B	○防災安全講演会及び防災リーダー研修会等を開催し、地域防災力の向上を図った。 ○土砂災害防止に関する警戒避難体制の整備や県民の防災意識向上を図るため、啓発活動を繰り返し実施した。 ○被災宅地危険度判定士養成講習会を開催し、登録者の技能維持及び新規判定士の養成を図った。 ○公共建築物は耐震改修の進展が見られるが、民間住宅の耐震化は進んでいない。 ○災害時の福祉救済体制整備に向けた広域支援ネットワークが、関係機関等の合意により、平成27年9月に設置できた。 ○災害時医療救護実施要綱の策定や災害拠点病院の役割を補完する災害協力病院を新たに指定し、体制整備を図った。さらに県医師会等と災害時医療救護協定を締結し連携体制の強化を図った。	○地域の防災力を強化するため、市町村等と協力し、地域住民の防災意識の向上、地域防災リーダーの育成等に取り組みとともに、国の防災基本計画の改定を受けて、県地域防災計画を見直す。 ○広域的大規模災害に備え、中国5県・中四国9県との広域相互支援体制を整備する。 ○市町村や消防本部、県消防協会と連携し、消防団員を地域で支援する仕組みを作っていく等により、消防団の充実強化を図っていく。 ○土砂災害防止の啓発については、引き続き県及び市町村広報誌やホームページ、自治会等への防災学習会による広報・啓発を繰り返し行う。 ○指定方針案を関係市へ提示しているが、これに基づき市の全域一括の指定だけでなく、指定を急ぐべき区域などから区域単位での指定も検討する。 ○土砂災害特別警戒区域の指定について、基礎調査結果の住民説明会や市町村との協議を重ね指定について理解を求めて行く。 ○県西部での被災宅地危険度判定士養成講習会の開催及び被災宅地危険度判定士不在町村に対する講習会参加の呼びかけを行うとともに、市町村担当者会議の開催を検討し、体制整備に努めていく。 ○地震と耐震化の理解を深めるための市町村や建築関係団体との協力による周知方法の検討、耐震診断・改修の補助制度の利用者を増やす取組みを強化していく。 ○災害時の福祉救済体制整備について、市町村や関係機関・団体の連携により広域支援ネットワークの取組みを強化していく。 ○県災害時医療救護実施要綱に基づき、災害活動マニュアルの見直しを進め、訓練等を通じ検証していく必要がある。また、DMAT相互の連携を図るため、現場活動を要綱や施策に盛り込む仕組みが必要である。	広域的大規模災害や津波災害に対応できるような県地域防災計画(震災編)の見直しを行う。 ○県地域防災計画(風水害等対策編、震災編)については、今後、災害対策基本法や国の防災基本計画の修正があれば見直しを行う。	公共建築物の耐震化率	%	91.5	85.0	95.0	防災部長
土砂災害警戒区域等の指定箇所数	箇所	34,000	33,037	35,000							
土砂災害防止学習会・研修会の受講者・参加者数	人	延べ15,300 (10,400)	延べ16,707	延べ17,000 (12,000)							

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組の方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)	
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値		
施策Ⅱ-1-3 原子力安全・防災対策の充実・強化	○原子力発電所周辺地域の環境放射線の測定監視や発電所の運転状況などの把握と情報公開に努めるとともに、万一の原子力災害に備え、防災体制を充実・強化し、地域住民の安全を確保するとともに安心して暮らせる環境を保全します。	B	○数値目標、定性目標ともに達成しているが、緊急時モニタリングや避難退域時検査(スクリーニング)体制の整備、輸送手段の確保や避難行動要支援避難の仕組み作り等、継続して放射線監視体制や県地域防災計画・避難計画等の充実に取り組む必要がある。	○島根原発1号機の廃止措置計画認可申請について、中国電力から事前了解願いが提出された場合には、初めに、中国電力から廃止措置計画の内容について説明を受け、国へ申請することのみを了解し、原子力規制委員会の審査終了後に、その審査結果の説明を受けた上で、県議会、県安全対策協議会、原子力安全顧問、立地・周辺自治体などの意見を聴き、総合的に判断する。	モニタリングポスト等機器の増設、体制の見直しを図り、平常時及び緊急時における環境放射線監視体制を充実する。	固定局モニタリングポスト3局舎や環境放射線情報システムを改修するとともに、簡易型モニタリングポスト15基を設置した。また、水準調査用モニタリングポスト1基を移設した。					防災部長
			○原子力災害における防護対策実施地区の拡大に伴い拡大した被ばく医療機関へ安定ヨウ素剤を配備し、体制を整備した。	○2号機については、引き続き原子力規制委員会の審査状況を注視し、情報収集及び情報発信に努める。審査終了後は、原子力規制委員会から審査結果の説明を受け、安全協定に基づく最終的な事前了解について、県議会、県安全対策協議会、原子力安全顧問、立地・周辺自治体などの意見を聴き、総合的に判断する。なお、仮に政府から再稼働への理解を求められた場合には、安全の確保を大前提として、同様に県議会他関係者の意見を聴き、総合的に判断する。							
			○原子力防災訓練の一環として、被ばく医療機関への搬送、医療措置訓練及び安定ヨウ素剤内服液の調剤に係る訓練を実施している。また、安定ヨウ素剤の事前配布に着手した。	○広報誌の配付、県主催の見学会や講演会、安全対策協議会のほか、他団体の企画する会合等にも参加して、情報提供を地道に繰り返し実施する等、継続的に取り組む。	○原子力防災訓練に参加した防災業務関係者の訓練目的・目標の達成割合	%	95以上	97.3	95以上		
			○原子力災害対策指針等の改定を受け、防災計画・避難計画を改定し緊急時の防災体制をさらに充実する。また、その際には、避難行動要支援者等の対応や安定ヨウ素剤の配布、避難退域時検査(スクリーニング)などについても盛り込む。	○県境を越える広域避難時の受け入れ先との調整や避難所等で必要となる物資等の調達の仕組み作り、モニタリングや避難退域時検査(スクリーニング)で必要となる資機材にかかる経費などについては、引き続き国の人的、財政的な支援が必要である。	○緊急時モニタリング計画実施要領を作成するとともに、緊急時モニタリング体制の整備状況等を踏まえて必要な計画見直し等を行う。						
			○緊急被ばく医療体制の見直しに関して、国が前面に立って調整し、必要な支援・協力を行うとともに、安定ヨウ素剤の乳幼児用製剤の開発及び副作用・誤飲に関する補償制度の創設を国へ要望協議していく。								
施策Ⅱ-1-4 治安対策の推進	○県民が安全で安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会を実現するため、各種犯罪への対策を強化するとともに、県民の自主防犯活動と連携し地域に密着した取組を推進します。	B	○平成27年6月末現在の刑法犯認知件数は、前年比539件減少しており、成果参考指標(犯罪率)の観点からは順調に進んでいる。他方、高齢者が対象となる特殊詐欺、子供・女性に対する声かけ・つきまとい事案が依然増加しており、治安対策の推進が必要である。	○平成26年8月5日、本県における新たな治安対策の指針として、「犯罪に強い社会の実現のための島根行動計画」を策定する中、この新行動計画の着実な推進を通じて更なる治安の向上を目指すこととしている。	犯罪率(暦年)	件/千人	6.2以下	6.8	6.1以下		警察本部長
			○新行動計画では、少子高齢化の進展・地域との関わり希薄化等の社会構造の変化を踏まえ、行政機関のみならず地域全体が連携しながら、子供・女性・高齢者を始めとする県民の安全を守るための各種対策や再犯防止対策の強化等に取り組むとともに、サイバー犯罪・サイバー攻撃、組織犯罪等の新たな脅威に対する対処能力の強化等を図ることとしている。計画体系は、7つの視点の下に、35施策・161事業で構成する中、具体的には、 ① 活力ある社会を支える安全・安心の確保 ② 犯罪者を生まない社会の構築及び再犯防止対策の推進 ③ 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策 ④ 社会を脅かす組織犯罪への対処 ⑤ 安全なサイバー空間の構築 ⑥ 原子力発電所等重要施設に対するテロ対策・カウンターインテリジェンスの強化 の各視点に基づく施策を展開するとともに、これを効果的に推進する上で必要となる ⑦ 犯罪に強い社会の実現に向けた基盤の強化 の視点に基づき、人員・施設等の充実、科学技術の活用等の多角的観点から基盤の強化に取り組むこととしている。								

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組の方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)					
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値						
施策Ⅱ-1-5 交通安全対策の推進	○交通安全県民運動や交通安全教育を推進し、県民の交通安全意識を一層高めるとともに、交通環境の整備や交通指導取締りにより、県民を交通事故から守ります。	B	○交通事故による年間死者数・負傷者数とともに減少傾向にあり、特に死者数はH25年から引き続き20人台で推移し、H26年は全国最少となった。H26年には年間事故件数、死者数・高齢者死者数、負傷者数いずれもH元年以降の県最少値を更新した。	○「第9次交通安全計画」(H23~H27)に基づき、各年度の実施計画において、関係機関と連携しながら目標達成に向けて進行管理を行う。	交通事故年間死者数	人	22以下	26	20以下	地域振興部長					
			○交通事故死者数、同高齢者死者数では、まだ目標に達していないものの、直近10年間の交通事故死者数推移を全国、中国各県と比較すると、本県の減少率が高い。また、高齢者人口1千人当の高齢者交通事故死傷者数を全国と比較すると、約半数で推移している。	○「運転者」と「高齢歩行者・自転車」に重点を絞った交通死亡事故抑止対策を推進する。 (運転者) 交通指導取締りはもとより、「緊張感の保持」「スピードダウン運動」「早めライトの点灯と上向きライト走行」などの対策のほか、ドライブレコーダから得た映像データを活用した交通安全教育等を展開する。 (高齢歩行者・自転車) 「道路横断時の安全確認」「夜光反射材の着用」などの徹底を図るため、歩行環境シミュレータや自転車シミュレータ等機器を活用した参加体験・実践型の交通安全指導を実施する。 4警察署(松江、出雲、浜田、益田)配置の「高齢者交通安全アドバイザー」を活用して、高齢者が集まる場所でのワンポイントアドバイス、夜光反射材の貼付活動や高齢歩行者等の街頭における保護誘導活動を推進する。							交通事故年間死傷者数	人	1,700以下	1,857	1,600以下
			○歩道整備については、計画的な予算配分によりほぼ順調に進捗している。	○交通安全のための道路整備、通学路対策を、国の交付金等の総額確保に努めながら進める。							交通事故年間高齢者死者数	人	11以下	18	10以下
				○ゾーン30(最高速度30km/hの規制区域)の整備、事故危険箇所対策を重点としたバリアフリー対応型信号機及び歩車分離式信号機の整備、自転車の道路交通環境の整備等に取り組む。特に、通学路については、H26年度に各市町村毎に策定した「通学路交通安全プログラム」により、国に対して重点化を要望する。 ○歩道整備等では、引き続き、地元や警察署等の関係機関とよく協議しながら、地域のニーズに応じた整備を速やかに図っていく。							歩道の整備率	%	85	84	86
施策Ⅱ-1-6 消費者対策の推進	○自立した消費者の育成、取引の適正化、苦情処理・紛争解決体制の整備等を推進し、県民の消費生活の安全・安心を確保します。	B	○クーリング・オフ制度の認知度については、テレビ・ラジオの放送や出前講座等により、様々な広報に努めてきた結果、一定の水準を維持しているが、目標値に達していないため、広報・啓発事業を継続していく必要がある。 ○行政の体制(取引の適正化、苦情処理・紛争処理体制)整備については、全市に全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)の導入や相談員の配置など着実に進んでいる。 ○全市町村において消費者相談窓口が設置され、県民にとってより身近なところで相談ができる体制が整った。	○出前講座の実施や様々な広報手段の活用、消費者団体との連携により、消費者に被害の未然防止・拡大抑制につながる情報を確実に提供する。 ○市町村相談員のレベルアップや有資格者の養成を図るための専門講座を実施するなど、人材育成に努める。 ○高齢者や障がい者の被害防止のためには、家族や地域での見守りが必要であることを呼びかけていく。 ○相談員は、国民生活センター等の専門研修に参加し、相談技法の習得、向上に努めるとともに、市町村の相談機能の充実・強化を支援することで、県民の被害救済にあたる。 ○事業者の法令遵守や取引の監視・指導を迅速かつ適正に行い、県民が安全に安心して消費行動ができる環境をつくる。	クーリング・オフ制度を知っている人の割合	%	85.0	79.3	85.0	環境生活部長					

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組の方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値	
施策Ⅱ-1-7 災害に強い県土づくり	○道路防災対策、治山治水対策、土砂災害対策、海岸保全対策等により県土を整備し、集中豪雨、台風、地震等の発生時における県民の生命、身体及び財産への被害の発生を未然に防ぎます。	B	○河川改修を始め4指標は目標値を達成しており、残る1指標も達成率は98%超と高い。	○事業量確保のため、次の取組を行う。 ・機会を捉え国へ予算要望 ・コスト縮減 ・長寿命化によるライフサイクルコストの縮減 など	洪水から保全される人口	人	306,400	307,350	311,500	土木部長
			○大橋川改修は、H26年度に天神川水門を完成させるなど整備を進めている。	○道路防災対策は、補正予算等に対応出来るよう、耐震設計調査を先行して行う。	土砂災害から保全される人口	人	156,800	159,071	159,100 (158,300)	
			○土砂災害防止対策は、砂防・農地・森林の関係課が連携し整備やソフト対策(出前講座等)を進めている。	○施設毎に長寿命化計画を策定し、老朽化対策を計画的に行う。	道路防災危険箇所整備率	%	34	35	35	
			○道路防災は、目的達成のため緊急輸送道路網上の危険箇所整備や橋梁耐震化を計画的に進めている。	○浸水が常襲する県東部の低平地の河川改修など対象を重点化したうえで、引き続き国事業に併せて効率的に事業を実施する。	うち緊急輸送道路網道路防災危険箇所整備率	%	48	48	52	
			○橋梁耐震化は、各種調整に時間を要し計画を下回っているが、H27は目標を達成する見通しである。	○大橋川改修は、事業の理解を得るため関係者への説明会や大橋川コミュニケーションセンターでの情報発信を引き続き行う。	緊急輸送道路網橋梁耐震対策実施率	%	58	57	60	
			○橋梁耐震化は、各種調整に時間を要するため、ソフト対策を併せた総合的な防災対策を進める。 (ソフト対策例)雨量・水位など適切な情報提供、防災意識高揚のための啓発・学習会、警戒区域やハザードマップの周知、土砂災害警戒区域の指定による開発抑制、山崩れ発生予知施設(雨量計)等による警戒避難体制の整備、住宅補強に対する助成 など	○効果的な海岸保全対策とするため、離岸堤、人工リーフの工事に併せ養浜など侵食防止工事を行う。(益田港、久手港、三隅港、別府港、和木波子海岸)						
施策Ⅱ-1-8 食の安全の確保	○食品の生産から加工、流通の各段階における法定指導、監視、検査を充実強化し、食品の安全性を確保します。	B	○食中毒発生件数は、H25年度の13件から11件(対前年比▲2件)に減少し、そのうち、広範にわたる被害につながりやすい事業所等における発生件数は、同12件から7件(対前年比▲5件)と、大幅に減少した。	○調理従事者の健康管理、調理従事者等による二次汚染の防止等、ノロウイルス食中毒対策の徹底について指導・助言を行うとともに、調理従事者の健康確認に視点を置いた調理従事者健康確認状況点検票及び調理施設点検票を取り入れた監視指導を実施する。また、関係者や県民に対して様々な媒体、講習会等を利用し、一層の啓発を行う。さらに、目標値以下になるよう引き続き効果的な対策を講じていく。	食中毒年間発生件数	件	7以下	11	7以下	健康福祉部長
			○ノロウイルス食中毒は、調理従事者による食品汚染が要因の一つ。食品取扱施設毎の調理従事者の健康管理や食品取扱状況等の点検・指導・助言等の対策に加え、食品取扱施設の監視や事業者講習会の実施、冬季の食中毒注意報・警報発表による注意喚起も重要と考えている。	○水産物衛生管理研修の継続的な実施と、食中毒防止のための検査体制の維持を図っていく。						
			○水産物衛生管理研修により生産者・漁業関係者の意識啓発に寄与している。	○平成27年4月1日、食品表示法が施行され、JAS法、食品衛生法、健康増進法に基づく表示基準が新しい表示基準として整理・統合されたことに伴い、本県においては、これまで法律ごとに分かれていた相談窓口を保健所に一元化し、相談しやすい体制を整備したことにより、今後一層食品表示の適正化を図る。						
			○二枚貝の定期的な検査、基準値を上回った場合の出荷自粛等の迅速な対応により、食中毒の発生防止につながっている。							
			○研修会、HP等による啓発や、食品表示に関する生産者意識の高まりを反映し、食品表示の相談件数は過去最高の件数となり、不適正食品の流通防止に着実な成果を上げている。							

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組の方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値	
施策Ⅱ-2-1 健康づくりの推進	○県民自らが健康づくりに取り組む環境の整備と適切なサービスの提供を進め、県民の生涯にわたる心身の健康の保持増進を図ることにより、健康長寿日本一を目指します。	B	○市町村実施分に検診機関と医療機関の受診者を加えた全体のがん検診受診者数が、H25年：448,928人に対し、H26年：459,995人と増加した。	○民間企業との新たな連携による多様な活動展開や、事業所が主体的に健康づくりに取り組めるような事業提案により、健康づくりの県民運動のさらなる浸透を図る。	がん検診年間受診者数	人	180,000	136,749	190,000	健康福祉部長
			○子どもの朝食欠食率の改善やたばこの煙のない店舗(飲食店、美容院)の登録数増加など健康づくりの県民運動が浸透しつつある。また、たばこ対策指針、糖尿病予防・管理指針を定め関係機関に周知した。	○食育情報サイトの充実やコンビニやスーパーでの情報発信により、食育体験ができるイベントやうす味レシピの紹介などを行い、若い世代に、より具体的な食育の情報提供や啓発を行う。						
			○難病や肝炎など疾病の医療費助成対象者が拡大した。	○各保険者のレセプトデータ、健診データ等の統合化、分析の具体的な取組や検討の場を確保し、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率向上を図ることにより、肥満者割合等の改善を目指す。						
			○感染症の発生状況を把握し、収集した情報を県民や医療機関等に的確に情報提供する必要がある。	○受動喫煙防止対策の強化として、新たに旅館業組合と連携した宿泊施設等の現状把握のための調査実施を行い、働きかけにつなげる。						
			○自死対策は、市町村事業の支援、啓発事業、ゲートキーパーの養成、圏域毎の関係機関連携強化、自死遺族(グループ)への支援などの取組を進めている。	○感染症のまん延を防止するため、医療機関と連携し速やかに感染症発生情報を把握し、県民や医療機関等への確に情報提供していくとともに、患者が発生したときには、徹底した調査・検査を実施し、感染拡大防止を図る。	肥満者割合(40~74歳)(年間)	%	31.3以下	34.9	30.0以下	健康福祉部長
			○自死対策は、心の健康を理解するためのストレスチェック表の配布、悩みを抱えた人が相談しやすいよう各種相談窓口の周知、いのちの電話のボランティア相談員の確保、自死の危険を示すサインに気づき、見守り、適切な行動が実践できるゲートキーパーの養成とステップアップ研修の強化など県民運動的な取組を進める。							
			○がん検診については、保険者との連携も含め実態把握に努めるとともに、事業所等幅広い関係者と連携して年代や性別等対象に応じた効果的な啓発に取り組む。退職後の職場検診から市町村検診への移行についても、効果的な啓発について、関係者と検討を進める。また、未受診者や要精密検査者への受診勧奨についても推進する。	○がん検診については、保険者との連携も含め実態把握に努めるとともに、事業所等幅広い関係者と連携して年代や性別等対象に応じた効果的な啓発に取り組む。退職後の職場検診から市町村検診への移行についても、効果的な啓発について、関係者と検討を進める。また、未受診者や要精密検査者への受診勧奨についても推進する。						
施策Ⅱ-2-2 地域福祉の推進	○福祉サービスの確保と質の向上を図るとともに、公的サービスとボランティアや地域の活動、地域住民の連携により、日常生活を支える地域福祉の仕組みづくりと住民が相互に支え合う社会の構築を目指します。	A	○住民の福祉活動の基盤となる活動組織の設置数は数値目標を達成し、現在、活動組織の更なる増加に向け取り組んでいる。	○活動組織の立ち上げの更なる増加に向けて引き続き支援していくとともに、活動組織の立ち上げ率が100%に達している団体に対しては活動内容の充実に向けた支援を検討する。	小地域福祉活動組織の設置数(累計)	カ所	3,534 (2,850)	3,540	3,887 (3,100)	健康福祉部長
			○福祉人材の確保・育成事業の一環として小規模な介護事業所等が実施する職場研修のサポートに取り組んでいるが、希望事業者が年々増加傾向にありリビート率も高いことから、こうした事業所での人材育成・定着に貢献していると考えられる。	○教育委員会と連携した小中学生への中長期的な福祉教育の取組、学生・社会人等による福祉活動の拡大に向けた取組について検討する。						
			○社会福祉法人の指導監査の権限がH25年度に県から市に移譲されたが、H25年度から2年間、市への集中支援を実施することにより、所轄庁の円滑な移行ができた。	○福祉・介護人材の確保のため、職場環境の改善、職員の資質向上、意識啓発等、幅広く対策に取り組んでいく。特に、若い年齢層への働きかけが重要であり、学生、保護者、教員等に福祉への理解を深めて貰い、地域の福祉職場への就業に繋げる取組を行っていく。						
				○今後も継続的に人材確保対策に取り組んでいくために、安定した財源を確保できるよう国への働きかけを行っていく。						
				○県・市共同で設置・運営している所轄庁連絡協議会を効果的に運用し、県・市間の情報共有と連携、研修機会の確保により、県全体の指導監査の均質化を図っていく。						
				○総合福祉センター利用率の向上に向け、まずは施設に足を運んでもらうために1Fフロア等で様々な展示等を行ったり、ホームページからの情報提供等の取組を行っていく。						

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務局 所管 部局長 (幹事部 局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値	
施策Ⅱ-2-3 高齢者福祉の推進	○高齢者が生涯を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって積極的に活動する仕組み・環境づくりを進めます。	B	○高齢者人口に占める要介護認定者の割合が微増している要因として、要介護認定率が高くなる85歳以上の高齢者人口の増加が考えられる。また、地域住民における介護予防や認知症に対する意識醸成、元気な高齢者の地域活動参加への支援、介護サービスの質の向上など、市町村や関係団体と連携して取り組んだことにより施策の進行状況は概ね順調である。	○各市町村において、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」ができるだけ早期に構築されるよう、県として必要な支援や助言を行っている。 ○介護予防の推進：介護予防の重要性を理解して、住民自ら介護予防に積極的に取り組むような地域づくりを推進していく。 ○生活支援の充実：権利擁護や日常生活支援ニーズに対応するため、地域住民をはじめ様々な主体が連携し、地域全体で支援する仕組みを構築していく。	介護を要しない高齢者の割合（年間）	%	84.7	84.4	84.7	健康福祉部長
			○今後、第6期計画（H27～29年度）に基づき「地域包括ケアシステム」の早期構築を図るため、市町村等とともに医療と介護の連携の強化、介護予防や生活支援サービスの充実などに取り組む必要がある。これにより、地域で高齢者を支える体制整備が進み、元気な高齢者が生活支援サービス提供の担い手として活躍することも期待される。	○介護サービスの充実：質の高い介護サービスが提供され、それが人材の確保・定着につながるよう、サービス事業者と協力していく。 ○医療との連携：慢性疾患や認知症となる高齢者の増加に対応して、在宅における医療・介護サービスが連携して提供できる仕組みづくりを推進していく。 ○住まいの確保：高齢者が状態に応じた住まい方を選択できるように配慮しながら、住宅のバリアフリー化など、住み慣れた地域で生活できる環境づくりを推進していく。 ○地域での認知症への理解を進め、初期の段階から医療・介護などの支援が受けやすい、認知症になっても暮らしやすい地域づくりを推進していく。	認知症を理解する研修への参加者累計（認知症サポーター養成講座参加者数）	人	45,000 (36,000)	47,893	50,000 (40,000)	
施策Ⅱ-2-4 障がい者の自立支援	○「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がい者が住みたい地域で、障がいのない人と同じように、安心して、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現します。	B	○グループホーム等の整備や地域の相談支援体制の充実等により、施設入所からの地域移行は毎年度着実に進んでいる。	○制度について、市町村・事業者への説明会開催やHP掲載等、県内関係者への効果的な情報提供を行うとともに、研修会開催等により人材育成に努めていく。また、相談支援アドバイザーや圏域コーディネーター等を配置・派遣しながら、関係機関や関係者の相談支援の体制強化やスキルアップに向けた支援を行う。	施設から地域生活への移行者数（累計）	人	517	535	541	健康福祉部長
			○入院中の精神障がい者の地域移行については、本人の意欲や生活背景などの様々な課題がある。	○第4期障がい福祉計画に基づき、国庫補助金の積極的な確保に努め、グループホームや日中活動系サービスの施設整備を着実に進める。 ○平成26年4月に施行された改正精神保健福祉法を踏まえ、医療と福祉の連携による地域生活への移行がさらに進むよう、引き続き、保健所を中心に各市町村の障害者総合支援協議会への参画や関係者会議による情報共有、精神科病院実地指導における指導等の取り組みを行う。	入院が1年未満の精神障がい者の平均退院率（年間）	%	76.0	70.9	76.0	
施策Ⅱ-2-5 生活衛生の充実	○飲料水、医薬品等の安全性の確保、旅館業や理美容業などの生活衛生営業の衛生環境を確保するための監視・指導を強化し、県民の生活環境衛生を守ります。	A	○各法令に基づく許認可、監視・指導の実施、県民に対する情報提供等を行うことにより、生活衛生に関する健康被害は防止できている。	○生活環境衛生の確保は、各種の法律等に基づく監視・指導の充実によるため、マニュアルなどを活用し、適切かつ確実な監視・指導を実施する。 ○水道事業の統合化や水道事業の老朽化対策は、その財源確保について、補助事業の拡充などの支援を国に対して要望していく。	生活衛生に関する健康被害発生件数	件	0	0	0	健康福祉部長
				○動物管理等対策事業では、飼い主のいない猫対策等の個別の事業を進めるとともに、適正飼養や動物愛護思想の普及を推進し、引取される犬・猫の数の減少を図る。	薬事に関する健康被害発生件数	件	0	0	0	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策Ⅱ-2-6 生活保護の確保	○経済的に困窮した人などが、自立し安定した生活を送れるよう、各種施策により支援します。また、戦没者や戦傷病者等への福祉の増進と中国帰国者等の自立を促進します。	A	<p>○生活保護受給世帯のうち、就労収入増加により自立できた世帯数はH26年度128件(11.51%)で、成果参考指標の目標値を上回った。</p> <p>○生活困窮者に対しては、各市町村の自立相談支援機関において早期からの支援に取り組まれている。</p> <p>○戦没者等の遺族等への援護事務は、各種給付金等の裁定事務など国の示す手続きに従い適切に実施している。また、中国帰国者対策は、支援給付等、関係市町と連携・指導等適切に実施している。</p>	<p>○生活保護受給世帯の自立を促進するために、H17年度から個々の状況に応じた自立支援プログラムによる支援や、社会保障給付金等の手続き、医療介護のサービスの利用が図れるよう取り組んできた。また、H22年度から就労支援員の配置を進めてきているが、これまでに以上にハローワークとの連携を密にし、生活困窮者自立支援法との事業連携を図っていく。</p> <p>○各市町村福祉事務所において、生活相談等に対する適切な対応や生活保護の適正実施、他法他施策の活用が図られるよう引き続き指導監査を実施するとともに、町村への支援体制についても確保していく。</p> <p>○生活困窮者に対する支援として、就労体験に協力する事業者等の開拓に取組み、支援の受け皿を増やしていく。</p> <p>○子どもの貧困対策については、市町村に取組の方向性を示した上で、現在の体制の点検や整備を行うよう促す。</p> <p>○各種給付金のうち、戦没者等の妻に対する特別給付金等の未請求分について、受給権者の把握、請求勧奨を的確に進めていく。また、H27年度から始まった特別弔慰金については、広報、新規対象者への請求勧奨を行うとともに、市町村等関係者への制度説明や周知を実施していく。</p> <p>○中国帰国者対策については、引き続き事務監査を的確に実施するなど、実施主体である市町との連携を図り、支援給付制度の適正な運用が図られるよう努める。</p>	就労により自立した世帯の割合(年間)	%	11.4	11.5	11.4	健康福祉部長
施策Ⅱ-3-1 医療機能の確保	○医療機関相互の機能分担と連携により、県民が必要かつ良質な医療を受けられるよう医療機能を確保します。	B	<p>○医療従事者の確保対策の取組みのほか、機器整備の支援や、ITを活用した全県医療情報ネットワークの利用拡大、ドクターヘリの運航、緩和ケア提供体制の推進やがん相談機能の充実などに取り組んでおり、医療機関の機能分担と連携がより図られることから、施策目的達成に向け、順調に進んでいる。特に、全県医療情報ネットワークについては、医療機関と患者の利用拡大に向けてさらなる普及に努める必要がある。</p>	<p>○限られた医療従事者、施設、設備などを最大限活用するため、医療機関相互の連携を強化することが求められる。また、地域医療構想の策定に向けた取組みの中で、地域の医療機関・行政・医師会等関係団体が、「地域医療確保」に向け課題によっては圏域を超えた調整を含めた協議を、保健所を中心として進めていく。</p> <p>○ドクターヘリの広域連携について、引き続き関係県と連携を強化して安定的な運航に努める。救急病院の負担軽減につながる地域住民が実施する啓発活動等の支援を進める。また、医療機関相互の連携、医療と福祉の連携による在宅医療の推進を図るため、全県医療情報ネットワークの利用拡大に向けた取組みを進める。</p> <p>○がん診療提供体制の向上に向けて、拠点病院と連携し、引き続き、がん医療従事者育成に係る経費の支援、緩和ケア提供体制の推進、相談機能の充実、がん登録の推進等に努めていく。また、平成28年1月から開始される全国がん登録に、全病院が円滑に参加できるよう支援していく。</p> <p>○精神科救急医療については、今後とも、引き続き、365日24時間の診療応需及び相談体制を確保するとともに、精神科病院及び診療所の協力体制の確保に努める。</p> <p>○若年層を対象とした献血に関する啓発事業を、引き続き血液センター及び市町村と連携して実施する。</p>	救急病院数	病院	24	25	25(24)	健康福祉部長
				地域医療拠点病院数	病院	21	21	21		
				医療情報ネットワーク接続病院数	病院	42	40	42		
				院内がん登録実施病院数	病院	12	13	14(12)		
施策Ⅱ-3-2 県立病院における良質な医療提供	○県内全域を対象とする県の基幹的病院として実施すべき救急医療や高度・特殊・専門医療、地域医療支援機能等を充実して、県民に安全安心で良質な医療を提供します。	B	<p>○引き続き、医療従事者の確保や医療機器の整備など、必要な医療提供体制の充実・強化を進めるとともに、こころの医療センターにおいては、入院患者への適切な治療及びケアにより早期退院支援を図りながら取組みを進める必要がある。</p>	<p>○県の基幹病院としての機能を充実・強化するために、勤務環境改善等を含め、医療従事者の確保を積極的に行うとともに、地域の医療機関との適切な役割分担による連携の強化を図りながら、質の高い医療の提供と健全経営の推進を図る。</p> <p>また、精神医療については、急性期治療体制を維持するとともに、入院患者の早期退院支援の充実を図る。</p>	平均在院日数(中央病院)(年間)	日	16.0未満	14.6	16.0未満	病院局長
				退院率(3ヶ月以内)(こころの医療センター)(年間)	%	70以上	72.7	70以上		

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策Ⅱ-3-3 医療従事者の養成・確保	○適切な医療を提供するためには、医師、看護職員をはじめとした医療従事者の確保が最も重要であり、優れた医療従事者の養成・確保に努めます。	B	【医師確保】 医師の現員数は増加しているが、必要数も増加しており、充足率は78.4% (平成26年10月1日)であり、充足率に大きな変化はない。奨学金、研修支援資金を引き続き貸与するとともに、医学生に対しては島根大学地域医療支援学講座やしまね地域医療支援センターの取組みなどにより、県内勤務、医師不足地域に勤務する医師が増加してきている。しかしながら、医師不足、とりわけ地域偏在、診療科偏在の解消にはいたってはいない。	【医師確保】 地域枠や奨学金の貸与を受けた医師の県内でのキャリア形成支援には、大学の理解、協力が不可欠であり、今後も大学との連携を一層強化し、これらの医師の早期の県内定着や医師不足地域での勤務が計画的に進められるよう、取組みを進める。	しまね地域医療支援センターへの医師登録者数	人	145 (122)	142	174 (140)	健康福祉部長
			【看護師確保】 新人看護職員の県内就業支援、離職防止のほか、潜在看護職員の復職支援の強化を図る。また、夜勤体制の見直しや長時間労働の削減、休暇取得の推進など、勤務環境の改善のため、医療勤務環境改善支援センターによる勤務環境改善の支援を行う。	【看護師確保】 修学資金を引き続き貸与することなどにより、県内就業率は目標値を上回り、県内に勤務する看護師は増加してきている。	県内養成機関を卒業した看護職員の県内就業率	%	70.0	74.7	70.0	
施策Ⅱ-4-1 子育て環境の充実	○子育て支援サービスの充実や仕事と家庭の両立ができる環境の整備などを行い、子どもを安心して生み育てることができるようにします。	B	○子育て支援や結婚支援に関する、地域の関心、市町村の取組み、企業の取組み、保育所の整備等、支援環境は着実に整備されつつある。	○結婚支援については、取組全般の拡充を図ることとし、啓発、出会いの場の創出、相談・マッチング支援を柱に取組みを進める。特に、相談・マッチング支援については、「はびこ」の増員を図るとともに、相談や広域マッチング、「はびこ」活動の支援、市町村・企業支援、県外への情報発信等を行う拠点(しまね縁結びサポートセンター)を設置し、取組みの拡大を図る。	こっころ事業の協賛店舗数(累計)	店舗	2,500	2,346	2,500	健康福祉部長
			○しかしながら、出生数の減少を止めるには至っておらず、さらなる子育て環境の整備に向け、取組みの強化、充実を図る必要がある。	○子育て支援については、市町村や教育委員会と連携を図りながら、本年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施を図るとともに、3月に策定した「島根県子ども・子育て支援事業支援計画」に基づき、計画的に教育・保育や地域の子育て支援サービスの質の向上と量の拡大(待機児童の解消を含め)を図っていく。また、内容の見直しを図った「しまねすくすく子育て支援事業」等を活用し、地域の実態やニーズに応じた市町村の取組みをきめ細かく支援する。	従業員の子育て支援に積極的に取り組む企業数(累計)	社	230	256	280 (250)	
				○また、こっころパスポート事業の利用や協賛店登録の拡大、NPOや子育て支援団体と連携したイベントの開催、子育て支援情報の提供(ホームページ等)等を推進する。	保育所入所児童数	人	23,050	22,983	23,500	
			○仕事と子育ての両立支援については、しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)の登録拡大を図るとともに、企業の管理職の意識改革、男性の育児参加を促進する。							

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値	
施策Ⅱ-4-2 子育て福祉の充実	○虐待を受けているなど保護が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、子どもたちの権利を守り、社会への自立に向けた支援を進めるとともに、母子家庭等の生活・経済面での自立支援を進めます。	B	○市町村の児童相談支援体制の充実を図るための研修の実施、社会的養護を必要とする児童の適切な保護や養育、母子家庭等の自立支援に向けた取組みにより、一定の成果をあげることができた。引き続き、市町村の相談支援体制充実のための支援、里親委託の促進、母子家庭等の自立支援のための関係機関の連携強化等に取り組んでいく必要がある。	○児童相談については、引き続き、専門職員の計画的な採用や研修の充実により、児童相談所の相談支援機能の強化を図っていく。また、市町村職員及び必要保護児童対策地域協議会構成員を対象とした市町村職員等専門研修等を引き続き実施し、専門性の向上と市町村の相談支援体制の強化を図る。児童虐待防止にむけ、引き続き県民に対する啓発を行う。 ○社会的養護については、平成27年3月に策定した「島根県社会的養護体制推進計画」に基づき、里親委託の推進、施設の小規模化・地域分散化、児童の特性に応じたケア体制の充実などを計画的に推進していく。 ○里親については、里親委託促進に向けて里親登録数を増やすため、里親会、児童相談所、市町村等の関係機関が連携し、里親制度の普及・啓発を行う。また、里親の孤立感や負担感を軽減させるため、里親に対する支援体制を強化し、相談支援や交流会、養育知識・技術の向上に向けた専門研修の実施等里親支援の充実を図る。 ○母子家庭等の自立支援については、ひとり親家庭の生活安定や就業を促進するため、各種支援制度を周知するとともに、就業相談支援員と各市町村母子自立支援員、ハローワーク等関係機関との情報共有や連携強化を図っていく。	里親登録数(累計)	世帯	84	95	100 (90)	健康福祉部長
					就業支援により就職に結びついた母子世帯等の割合(年間)	%	80	76	80	
施策Ⅱ-4-3 母子保健の推進	○全ての親と子が健やかに暮らせるよう、妊娠、出産期や小児・思春期を通じた親と子の心と体の健康の保持増進を目指す。	B	○全市町村での妊婦健康診査や母子への健康支援、乳幼児等の医療費助成などの各種の支援に合わせ、「健やか親子しまね計画」等の推進により妊娠、出産、育児等総合的な環境整備を実施しており、目標に近づいている。 ○今後は妊娠・出産・育児等への切れ目ない支援を充実させるため、関係機関の連携体制や関係者の資質の向上に向けた取組みを強化する必要がある。	○乳幼児健康診査従事者の資質の向上に向けた取組みを実施する。 ○男性不妊を含む不妊対策及び思春期専門相談について、広報媒体を活用し引き続き周知を図る。 ○若い時から人工妊娠中絶等、望まない妊娠を防ぎ、妊娠しやすい年齢等妊娠出産に関わる知識を正しく理解した上で、自分のライフプランの設計ができるように、教育現場の学校等と連携した取組みを実施する。 ○周産期関係病院が参集して、各医療機関の現状と課題を共有し、連携促進を図るための検討を進めるとともに、各圏域においても圏域の実情に応じた医療機関の機能分担と連携、助産師の活用等について検討を進める。 ○圏域単位で、医療的ケア必要児のための在宅療養支援ファイルの活用やケース検討会の開催に努め、支援機関相互の情報共有と連携強化を図る。 ○親と子の医療費助成事業については、引き続き、各助成制度の周知を図っていく。また、未熟児養育医療給付及び育成医療給付事業は、H25年度から市町村に権限移譲されており、引き続き円滑な制度運用が図られるよう支援していく。	低出生体重児の出生割合(年間)	%	10.7以下	9.7	10.1以下 (10.7以下)	健康福祉部長
					出生後4か月児の母乳育児の割合(年間)	%	67.3	65.8	68.5	
施策Ⅱ-5-1 道路網の整備と維持管理	○効率的・計画的に道路の整備や維持管理を行い、県民が通勤、通学、買い物、医療、福祉等の日常生活や産業活動を円滑に行えるようにします。	A	○道路改良率は全国平均を下回っているが、予算の確保に努め目標値以上の整備がされている。 ○広域農道、漁港関連道とも着実に整備が進んでいる。 ○計画的な点検、修繕により、適切な路面状態を確保している。	(整備・維持管理共通) ○必要な予算が確保されるよう、又地域の実情に応じた配分がされるよう国等の動向を注視・分析し、工夫をしながら国に働きかける。 ○引き続きコスト縮減を図る。 (整備) ○関係者の事業への理解と協力を得て事業進捗に努める。 ・構想段階からの住民参加 ・説明会や広報活動の充実 ○着実な用地取得に努める。 ・県単用地先行取得制度の活用 ・必要な場合は、法的解決手段も検討 (維持管理) ○道路パトロールの徹底と「道と川の相談ダイヤル」を活用し早期発見・補修を図る。 ○舗装については、交通量に応じた維持管理による適切な舗装状態の確保と予防保全的な修繕によるコスト縮減を図る。 ○老朽化対策に関する対応 ・産官学が協力して技術力向上に向けた情報共有を図る など	広域市町村圏中心地への30分アクセス圏域(人口比)	%	81.3	82.3	82.4 (81.4)	土木部長
					道路改良率	%	66	67	67	
					緊急輸送道路の改良率	%	89	89	89	
					良好な路面状態の確保率	%	92	94	92	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管 部局長 (幹事部 局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策Ⅱ-5-2 地域生活交通の 確保	○県民が通学、通院、買い物等の日常生活を円滑に送ることができるよう、鉄道、バス、離島航路等の公共交通機関の運行を維持するとともに、地域が担う多様な輸送サービスの普及により、地域生活交通を確保します。	B	○地域生活交通は、出雲大社の大遷宮効果の継続や観光キャンペーンによって、観光利用の需要増につながっているが、人口減少、少子高齢化、自家用車の普及により、地元利用者は、横ばいか減少傾向にある。	○中山間地域の交通弱者をはじめとする地域住民の移動手段を確保していくため、集落間交通に対する運行面での支援策や、地域の実情に応じて最適な交通手段を選択できるような支援制度など、今後の支援のあり方について、市町村と一緒に検討していく。	生活バスの年間利用者数	万人	443	491	480 (443)	地域振 興部長
			○一畑電車や隠岐航路については、地域の重要な交通手段であることから、県・地元市町村等が上下分離方式により、運行や施設整備に対する支援を実施し、路線維持や利用促進を図っているが、地域の交流人口拡大に向けた取組みを継続していく必要がある。	○県、出雲市、松江市、一畑電車が連携して、次期5年間（H28～32年度）の一畑電車支援計画の策定を行うとともに、電車の更新など支援計画が着実に実施されるよう国への予算要望の実施や、通勤・通学利用者、観光客などの利用促進の取組みを進める。	一畑電車の年間利用者数	万人	140	143	140	
			○西郷港の岸壁・ふ頭用地の造成及びレインボージェットが寄港する港の乗降施設が完成するなど順調に整備を進めている。	○島民生活を支え、観光振興に不可欠な隠岐航路は、中長期的には旅客需要が減少傾向にあることから、交流人口拡大に向けて、利用者サービス向上の取組みが進むよう促していく。離島航路の運賃は、本土と比べて割高水準にあることから、運賃低廉化が図られるよう国に強く働きかけていく。	隠岐航路の年間利用者数	万人	44	43	44	
				○来居港では内航フェリー就航率向上に向けた岸壁改良の調査設計を終え、今後、重点的に整備を進める予定である。	離島航路の岸壁整備率	%	99	97.9	100	
施策Ⅱ-5-3 地域情報化の推 進	○県内ほぼ全域において整った超高速インターネット環境等の利活用を進めることにより、県民生活や産業活動における利便性の向上や、過疎化・高齢化が進んだ地域の医療、福祉、買い物等日常生活を支える機能の維持・確保を図ります。	B	○ブロードバンドサービスの利用は順調であるが、更なる利用促進には、高齢者の利用促進を図る必要がある。	○電子申請サービスの促進を図るため、申請書の簡素化や添付書類の省略、本人確認方法の見直しによる手続きの簡素化等の改善を進める。また、イベント等の申込みについても電子申請サービスの利用を図る。	超高速通信サービス利用率	%	45	41.9	50	地域振 興部長
			○電子申請は、年々利用率が向上しているが、申請・届出等のオンライン利用率が低調であることから、利用促進を図る必要がある。	○インターネット利用が少ない高齢者層を中心に、市町村と連携したインターネット講習等により情報リテラシーの向上を図る。また、島根県あいてい達者知事表彰により、高齢者等のICT利用の機運の醸成を図る。						
			○携帯電話不感地域の解消世帯数は、H26年度50世帯であったが、H27年度への繰越した事業対象の64世帯を加えると114世帯が解消することとなる。	○携帯電話不感地域解消を図るため、県、市町村、携帯電話事業者とで不感地域のきめ細かい情報（人口、世帯数、携帯電話利用者数、光ファイバ網の状況、防災等）を把握・共有し、携帯電話事業者に対して事業参画を働きかけていくことで、鉄塔等の施設整備を促進する。						
			○電子調達システムは、実施率が97.4%であるが、工事・業務は100%達成しており、未達成の物品・役務につきシステムの利用率が低調である。	○電子調達システムで実施する電子入札の実施率の向上のため、庁内における所属個別指導を進めるとともに、入札参加資格者への登録の働きかけを行う。						
			○GISについては県・市町村職員向け研修も定着しており、利用への理解が高まっている。	○GISの県民へのPRを継続し、利用を促す。						
				○「地域情報化の推進」の指標としては、超高速通信サービス利用率として、全世帯に占めるFTTH（光ファイバ）アクセスサービスの契約率を指標としている。しかし、近年のスマートフォンの急速な増加に伴い全国的にLTE（高速データ通信サービス）の契約件数が大幅に増加しており、県内においてもLTEの契約件数はFTTHの約2.5倍となっている。						
				○このように通信環境が急速に変化する状況の中、「地域情報化の推進」で掲げる成果指標については、今後、検証する必要がある。						

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)					
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値						
施策Ⅱ-5-4 都市・農山漁村空間の保全・整備	○適切な土地利用や計画的な市街地の整備を行うとともに、美しい自然や伝統文化など豊かな地域資源を活かした特色ある農山漁村空間づくりを進めます。	B	○長期未着手都市計画道路の見直しについては、H26年度の目標は未達成であるが、残り4区域での作業は着実に進んでいる。	○長期未着手都市計画道路の見直しについては、関係機関会議を密に開催するなど関係者との連携をより強め着実に手続きを進める。	長期未着手都市計画道路の見直し区域(累計)	区域	15	14	18	土木部長					
			○道路の無電柱化は、観光地などの良好な景観形成に効果が期待される箇所は概ね完成しているが、災害時の通行を確保する必要がある緊急輸送道路での取組みを推進する必要がある。	○道路の無電柱化については、今後、緊急輸送道路ネットワークの通行の信頼性向上に資する箇所の整備に努める。その際、電線地中化では工事が長期化する可能性があるため地中化にこだわらない多様な手法で事業を推進する。							電線類地中化等整備率	%	90	90	91
			○中山間地域総合整備事業により、防火水槽及び集落道路が整備され、定住条件である安全で快適な生活環境の提供に貢献している。	○農村地域の定住条件の整備事業については、必要な予算の確保と共に整備コストの縮減に努める。							鳥獣対策集落協議会設置数(累計)	組織	26	28	30
施策Ⅱ-5-5 居住環境づくり	○下水道等の汚水処理施設の整備や良質な住宅の整備促進、環境の緑化など居住環境を整備し、県民が快適な生活を送れるようにします。	B	○高齢者の居住する戸建て住宅のバリアフリー化は順調に進展しているが、民間アパート等において、バリアフリー化などに対する国の補助制度活用戸数が前年度に比べて大幅に減少している。	○汚水処理施設については、平成23年2月に策定した生活排水処理ビジョン(第4次構想)及び平成26年1月に国から示された3省統一の都道府県構想マニュアル(今後10年程度で汚水処理の概成を目指す等)に基づいた整備が進むよう、事業主体である市町村を支援し、地域の実情や特性に合った効率的な整備を促進するとともに、施設整備に不可欠な国予算の確保について、様々な機会を通して国に要請していく。特に西部地区については、予算配分に配慮するとともに、整備手法の見直しやコスト縮減効果のある新技術の導入及び各省庁における支援制度の積極的活用を働きかけていく。	汚水処理人口普及率(全県)	%	76	77.0	77	土木部長					
			○汚水処理施設整備については、全県では目標を達成したが、西部地区の普及には特に遅れがあるため、市町や関係課と連携し整備手法を見直すなど計画的、効率的な取り組みを進める必要がある。	○県営住宅のバリアフリー化を進めるとともに、国の制度なども活用した民間賃貸住宅のバリアフリー化も積極的に促進していく。							東部地区	%	88	90.8	89
			○県営水道用水供給事業は、各市の求めに応じ用水を確実に供給している。	○県営水道用水供給事業は、アセットマネジメントの導入により効率的な更新計画を策定していく。計画の実施にあたっては、受水団体からの理解を得ながら進めていく。							西部地区	%	45	45.3	46
			○思いやり駐車場制度については、参加各県との連携し、一層の普及を図る。	○県営水道用水供給事業は、アセットマネジメントの導入により効率的な更新計画を策定していく。計画の実施にあたっては、受水団体からの理解を得ながら進めていく。							隔岐地区	%	62	68.0	64
施策Ⅱ-5-6 地域コミュニティの維持・再生	○行政や地域住民に加えて、NPOや関係団体等の地域内外からの多様な主体の参画により、地域コミュニティの維持・再生に努めます。	B	○中山間地域対策プロジェクトチームによる現場支援の取組み、過疎債ソフト交付金事業等の支援により、公民館等の範囲での地域運営の仕組みづくりに向けた住民自治組織化の動きが進んだが、地域コミュニティの再生に取り組む住民自治組織数、地域貢献型集落営農組織数ともに目標を達成できなかったため、今後はより一層住民主体の取組みを推進する必要がある。	○中山間地域の抱える多分野に跨がる課題に対応するため、より一層の部局間連携を図りながら対策を強力に推進する。	地域コミュニティの再生に取り組む住民自治組織数(累計)	組織	190	184	210	地域振興部長					
			○「しまねの郷づくりカルテ」を県内市町村に浸透させ、「自覚」と「気づき」を促し、情報を共有し、刺激し合いながら中山間地域対策への取り組みを促していく。	○引き続き、公民館のエリア(旧小学校区)を基本とするものの、将来にわたり日常生活に必要な機能・サービスを確保していくためには、地域の実情に応じより広いエリアを念頭においた集約化とネットワーク化を進めていく。							地域貢献型集落営農組織数(累計)	組織	260	248	288

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管 部局長 (幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策Ⅲ-1-1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	○基本的な生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもに成長するよう、学校・家庭・地域が連携協力し、一体となった取組を進めます。	B	○学校、公民館、保育所や幼稚園、子育て関係機関等において、「ふるまい定着」の視点で独自の取組が行われており、地域全体に広がりがつつある。	○「ふるまい推進指導員派遣事業」の更なる周知に努め、より多くの人を巻き込んだ活動に結び付けていく。	ふるさと教育を35時間以上実施している小中学校の割合(年間)	%	100	100	100	教育長
			○「ふるさと教育」は、公立小中学校で100%実施しているが、公民館等が中心となって中学校区で取り組むふるさと教育は、広がりが十分でない。	○公民館ふるさと教育推進モデル事業を拡充し、県内全中学校区における公民館ふるさと教育を推進する。						
			○放課後子ども教室や放課後児童クラブなど、市町村の放課後対策に対する理解と取り組みは向上しており、子どもが放課後や休日を安心して過ごせる環境が広がりがつつある。	○H27年度から取り組む「企業等と連携した『職場で親学』」で実施する企業等を募り、学校などの教育現場だけでなく職場においても家庭教育を学ぶ機会を創出する。	朝食を毎日とる児童の割合(年間)(小学生)	%	99.5	97.0	100	教育長
			○H27年度から取り組む「企業等と連携した『職場で親学』」で実施する企業等を募り、学校などの教育現場だけでなく職場においても家庭教育を学ぶ機会を創出する。	○小・中・高等学校・特別支援学校での児童生徒の発達段階に応じた食育の推進を図るために、研修会を通して、食に関する指導の全体計画・年間指導計画の策定を促していく。						
			○食育を効果的に推進するための全体計画の策定率は年々増加し、小学校97.9%・中学校94.8%であるが、高等学校では29.3%にとどまっている。	○地域食育推進検討委員会等を組織し、幼・小・中・高等学校・特別支援学校の食育担当者や調理場、市町村教委、JA等の関係者が情報交換し、生産者を招聘した取組や地場産物を活用した地域の伝統料理、郷土料理等の献立を取り入れる等の体制を整えていく。						
施策Ⅲ-1-2 発達段階に応じた教育の振興	○幼保小中高が連携を図りながら、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進することにより、児童生徒が、心身の健康と確かな学力を身につけ、社会の一員として自立して生きていけるよう育みます。	B	○中学校3年生で数学の勉強は好きだとする生徒の割合は、依然全国平均に比べ低い状況にある。全国学力・学習状況調査結果から見えた課題や改善策を学校全体で共有し、組織的な授業改善につなげる取組みが十分に進んでいない。	○しまねの学力育成推進プランを着実に進めることにより、子どもたちが学習への意欲を高めていけるよう授業の改善を図る。併せて全国と同時期に行っていた県学力調査を、年度の前半から後半に移行することにより、全国学力調査結果を生かしたPDCAサイクルを機能させる。	中学校3年生で数学の勉強は好きだとする生徒の割合	%	60.0	55.1	60.0	教育長
			○公立小中学校の千人当たりの不登校児童生徒の割合は全国平均よりも高いが、実数においては低減を実現できた。	○不登校(傾向)児童生徒に対する学校及び関係機関の取組について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員、教育相談員などと情報共有を図り、あらゆる制度や機会を通じて積極的に関わり合い、早期対応や未然防止に努める。	平日に家や図書館で全く読書をしない児童生徒の割合(年間)(小学生)					
			○子どもの運動離れに対応するため、学校の屋休み等を活用した子どもが親しみやすいレクリエーションの要素を取り入れた運動プログラムの実施などの取組が行われ始めている。	○指導主事が全小中学校を訪問して行う体育授業への指導の充実や、女子の運動離れに対応した教材の工夫などにより授業の改善と授業力向上を図る。	平日に家や図書館で全く読書をしない児童生徒の割合(年間)(中学生)	%	20以下	29.2	20以下	
			○「家庭や図書館で全く読書をしない児童生徒」はまだ一定割合存在するが、子どもの読書離れは改善傾向にある。	○親子で読書がなされるよう推進するため、市町村のイベントや未就学児の保護者が集まる機会等を利用して、保護者等に向けて継続的に広報活動を行う。	子どもの体力値(S61年を100とした場合)					
					不登校児童生徒の割合(年間)	%	1.15以下	1.32	1.1以下	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管 部局長 (幹事部 局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策Ⅲ-1-3 青少年の健全な 育成の推進	○青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域・関係団体と連携して環境整備を進めます。	B	○広報活動や研修会の実施、青少年を取り巻く大人のネットワークの整備、社会性を育成するための様々な活動の実施状況から、地域環境の整備が進みつつある。具体的な県民運動の推進や市町村における活動の活性化を図るなど、地域ぐるみで青少年健全育成を行っていく気運をさらに醸成していく必要がある。	○次代を担う青少年を健全に育成していくことの重要性について広報啓発を進めるとともに、青少年育成島根県民会議の運営強化（県民運動の推進、県民会議の認知度向上、市町村民会議との連携強化、会員の拡充等）に努める。	青少年健全育成活動年間参加者数	人	44,000	38,842	45,000	健康福 祉部長
			○H24年度以降継続して、問題を抱える少年の社会参加活動、子ども支援センターにおける立ち寄り支援、非行防止教室の開催、関係機関・ボランティアとの協働活動を推進した結果、非行少年は減少しているが、再非行率の増加や少年の社会参加活動への参加率の低迷傾向が見られ、引き続き取組を強化し、少年の自立支援活動を更に推進する必要がある。	○少年の規範意識の醸成や社会性を養成するため、県内全小・中・高校で非行防止教室を開催するとともに、警察職員や警察ボランティアが関与する社会参加活動への参加を促したり、就学・就労などの立ち寄り支援や、子ども支援センター等関係機関・団体と連携した少年の自立支援活動を更に推進する。						
施策Ⅲ-1-4 高等教育の充実	○自主的・自律的な運営による魅力ある学校づくりを進めながら、地域社会に貢献する優れた人材を育成できるよう、地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図ります。	A	○県が定める中期目標に基づき、人材育成や地域連携の強化により魅力ある学校づくりを進めており、公開講座の充実や浜田市、益田市、県等との共同研究図られた。	○島根県立大学評価委員会による客観的な評価を行い、施策目的である魅力ある大学づくり、地域社会に貢献する人材育成に必要とされる支援を行う。	県立大学・短期大学の入学定員充足率（浜田キャンパス）	%	100以上	109.9	100以上	総務 部長
				○大学全入時代において、競争力を高めるために教育内容の充実、就職支援の強化を進めていく。	県立大学・短期大学の入学定員充足率（松江キャンパス）	%	100以上	109.8	100以上	
				○大学の自主的自律的な運営により、社会に役立つ人材の育成や魅力向上につながる就職支援、島根の地域振興に結びつく市町村等との連携など地域に根ざし、地域に貢献する大学として一層の魅力ある大学づくりを目指す。	県立大学・短期大学の入学定員充足率（出雲キャンパス）	%	100以上	102.8	100以上	
					県立大学・短期大学の公開講座年間受講者数	人	5,000以上	5,556	5,000以上	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務局 所管 部局長 (幹事部 局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値	
施策Ⅲ-2-1 生涯を通じた学 習と社会貢献活 動の推進	○県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組むとともに、その学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会を目指します。 ○多くの県民が、地域課題の解決に向けた様々な社会貢献活動に、積極的に参加しやすい環境づくりを目指します。	B	○社会教育研修センターが実施する研修は、目標値には達しなかったが、H26年度に研修体系を全面的に見直し対象者別研修とした結果、対象者が明確になり、参加者にわかりやすい具体的な研修内容とすることができた。その結果、研修参加者アンケートの満足度も高くなった。 ○公共図書館職員、学校図書館職員等を対象とした各種研修会を開催し、職員の資質向上に大きな効果があった。 ○NPO法人の認証数は、新規認証数と解散数が近くなり、前年度とほぼ同数となった。この状況はH27年度も見込まれる。ただし、全国的に見れば認証数は人口比で中位以上、認定・仮認定NPO法人数の人口比は全国2位であり、県民が社会貢献活動を展開しやすい環境は整っているといえる。	○社会教育研修センターにおいて対象者別研修を引き続き実施するとともに、とりわけ、社会教育の拠点としての重要性が増す公民館等の職員を対象とした研修については、年間を通じたシリーズ研修とするなど、職員に求められる資質・能力が十分に身につくよう研修の充実を図る。 ○図書館では、公共図書館職員、学校図書館職員等を対象とした研修を更に充実するとともに、図書館情報システムの更新によるレファレンス（図書・資料の検索・調査、提供）機能の強化を図る。 ○NPOの自律性を高めるため、しまね県民活動支援センターの機能を十分活用し、各種研修会の実施や各団体への働きかけ、相談事業等を充実させる。	社会教育実践者の養成 (延べ研修参加者)人数	人	2,300 (1,430)	2,176	2,300 (1,500)	教育長
					NPO法人の認証数	法人	275	274	285	
					ボランティア活動に参加している人の割合	%	28.3	26.0	30	
施策Ⅲ-2-2 スポーツの振興	○県民一人ひとりの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて多様なスポーツ活動が実践できる環境づくりを目指します。 ○国際大会や国民体育大会などの全国大会において、優秀な成績を収められる選手の育成を目指す。	B	○H26年度の県のスポーツ・レクリエーション祭には、約5,500人の参加者があり、また、障がいのある方の参加が年々増えてきているなど、県民誰もがスポーツレクリエーション活動に参加する気運が高まっている。 ○国体において、成年の部は少年の部に比べて得点が低く、全国と比較すると競技力が低位であるが、少年の部は近年高得点を維持しており上位入賞するなどの結果が出ている。	○競技人口の維持・拡大と地域の活性化を図る目的で、各競技団体が地域と一体となって行う競技の練習や強化合宿などの取組みを支援する。 ○スポーツトレーナーやスポーツ栄養士等のサポートスタッフを派遣することにより、選手の身体面・栄養面について継続的な指導を実施する。 ○国民体育大会へ支援コーチやトレーナーを派遣する。 ○優秀な指導者の育成を行うとともに、県外遠征や県外強豪校の招致・強化合宿により、選手の運動能力の向上を図る。 ○平成28年度全国高校総体を契機とした強化策により運動部活動の活性化を図る。 ○中体連、高体連、競技団体、県体協、県教育委員会が連携を取りながら、小・中・高と一貫した指導体制の確立や競技種目間での連携を図る。	スポーツに取り組んでいる人の割合	%	38.5	35.1	40	教育長
					国民体育大会(成年)年間入賞種目数	種目	16	7	16	
					国体(少年)、全国中学校体育大会・全国高等学校総合体育大会等の年間入賞種目数	種目	52 (47)	52	55 (47)	
施策Ⅲ-2-3 文化芸術の振興	○広く県民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境づくりを目指します。	B	○県民文化祭の参加者数は減少しているが、地元の文化芸術団体が学校を訪問して実技指導、合同公演を行う文化芸術次世代育成支援事業により、県民文化祭への若年層の参加が増加している。 ○県立美術館、芸術文化センター、県民会館について、3施設合計で入館者目標値を達成することができた。 ○全国高等学校総合文化祭への参加は16部門と、目標の15部門を上回り、青少年の文化活動推進の取組みは概ね順調に進んでいる。	○県立美術館、石見美術館については、今まで美術館に足を運んだことのない方に来館いただけるよう親子向けの展覧会を実施するなど幅広い年代の方に楽しんでいただける展覧会を開催するとともに、関係機関、団体等と連携して県の内外に向け積極的な広報に努める。 ○県民会館、いわみ芸術劇場については、館内でのホールイベントやワークショップの充実を図るとともに、公立文化施設、教育施設を活用したアウトリーチ活動(市町村、教育委員会、文化団体等と連携したイベント、ワークショップなど)を積極的に展開することにより県民の文化活動への関心を高め参加を促進する。また、併せて、これらの活動を通じて文化団体の育成にも努めていく。広報にも積極的に取り組む。 ○県民文化祭をさらに幅広い県民が参加できる開かれた文化祭にするとともに、中・高・大学生等、広く若者も取り込んだ文化祭とすることにより、担い手の育成に努め、文化活動の裾野の拡大を図る。 ○学校においては、文化部参加生徒数及び指導者を確保し、活動水準の維持・向上、さらには次代の文化活動の担い手を育成していくため、地域や文化団体等との連携を一層深めていく。 ○児童・生徒が多様な芸術文化に触れる機会や活動成果の発表の場を提供するとともに、社会人指導者の活用による技術力・表現力の向上を図る。	県民文化祭の年間参加者数	人	50,000	44,766	50,000	環境生活部長

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務局 所管部長 (幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策Ⅲ-3-1 人権施策の推進	○県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、差別や偏見のない住みよい社会の実現を目指します。	B	○啓発イベント等の開催や人権啓発推進センターによる研修、啓発資料の貸出等による人権啓発は、概ね目標とした成果に結びついていると考えられる。 ○人権問題に関する県民意識調査(H23年度実施)によれば、県民の1/4が「差別や人権侵害を受けたと感じたことがある」と回答しており、一層の人権啓発・人権教育が求められている。	○人権啓発・教育への参加者を増やすため、公民館など社会教育現場の協力を得ることや、人権啓発イベントにおいて、これまで参加したことがない方、特に若年層や子育て世代が関心を持つ内容の取り入れを図る。 ○ハンセン病療養所入所者の高齢化を踏まえ、ハンセン病問題の普及啓発を一層図るため、県職員・教職員の意識を高める現地研修の内容を充実する。 ○ハンセン病療養所入所者に対しては、島根県藤楓協会と協働して入所者との交流を継続するとともに、研修資料の提供など、他機関と連携してハンセン病問題の普及啓発を図る。 ○啓発・教育の方法についても、講義型研修に加え、引き続き参加・体験型プログラムの開発を図る。	「人権啓発フェスティバル」・「人権・同和問題を考える県民のつどい」の参加者のうち、人権課題への関心や意識を高める上で役立ったと思う人の割合	%	97	99.5	97	環境生活部長
				人権啓発推進センターの年間利用者数	人	4,650	4,461	4,700		
施策Ⅲ-3-2 男女共同参画の推進	○男女共同参画意識の普及啓発等を行うことにより、男女共同参画についての理解を深め、県民一人ひとりが、性別に関わりなく、個性と能力を発揮でき、共に支えあう地域社会の実現を目指します。	B	○固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合は増加しているが、家庭での食事のしたくや片付け、掃除などは依然として妻が担う仕事となっているなど、啓発が浸透しきれていない現状がある。 ○県の審議会等の中には女性委員が4割に満たないものもあり、委員構成の見直しや人材情報の充実などにより、女性登用に向けてさらに取り組む必要がある。 ○職場において管理的立場の女性が少なく、また、女性が働き続けにくい状況がある。 ○女性相談のワンストップ体制が未整備の市町村がある。	○第2次島根県男女共同参画計画に基づく事業を着実に実施することにより、引き続き、あらゆる世代に対する啓発、理解促進に取り組んでいく。 ○事業の実施にあたっては、男女共同参画センター（あすてらす）を拠点施設と位置付け、総合的、効果的に事業を展開していく。 ○それぞれの地域の実情に合った普及・啓発が進むよう、引き続き市町村や男女共同参画サポーターとの情報共有や意見交換を行うとともに、（公財）しまね女性センターとの連携のもと、市町村への出前講座やサポーター養成講座を継続実施していく。 ○企業や団体等において男女共同参画の視点に基づいた自発的な取り組みが進むよう、引き続き会議等における情報提供に努めるほか、関係団体との協力・連携を深め、啓発講座等への積極的な参加や開催を働きかけていく。 ○女性の登用について関係団体等の理解を得たうえで、委員改選期などに併せ委員構成の見直しを行い、審議会等への女性の参画を進めるよう各部署へ働きかけるとともに、各専門分野の人材情報の充実に努め、活用を呼びかけていく。あわせて、市町村についても、女性の参画が進むよう働きかけていく。 ○国における女性の活躍推進の動きも踏まえながら、職場や地域において女性が十分に個性や能力を発揮できる環境づくりを進めていく。 ○市町村におけるDV相談窓口・支援体制が充実していくよう、引き続き会議等様々な場面で働きかける。 ○「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心として、DV防止のため県民への理解促進に向けた啓発活動に引き続き取り組む。 ○専門性や相談対応スキル向上のため、県及び市町村の女性相談担当者に対し、専門研修を実施する。	固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合	%	73	73.4	75.0	環境生活部長

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値	
施策Ⅲ-3-3 国際化と多文化共生の推進	<p>○国籍などの異なる人々が互いの文化や価値観の違いを理解しあい、共に地域社会の一員として安心して暮らすことのできる、多文化が共生する地域づくりを目指します。</p> <p>○国際社会での相互理解を深め、国際的な感覚を養い、コミュニケーション能力を高めるなど、国際社会の中で活動できる人材の育成を目指します。</p>	B	<p>○東日本大震災以降、しまね国際センターによる災害対策冊子やリーフレットの作成、大学や市町村とも連携した防災訓練への参加などの積極的な取組により、県民の国際化への理解が徐々に進んだことから、国際交流ボランティアの登録者数も増加している。</p> <p>○交流の翼など次世代人材育成のための青年派遣事業や北東アジア地域との交流事業の実績が伸び悩んでおり、一層の普及啓発等を行う必要がある。</p>	<p>○しまね国際センターのホームページやメールマガジン、フェイスブックなどの情報発信ツールの活用などで、幅広く情報発信を行うことで、事業への参画呼びかけや異文化理解の必要性を広く県民に伝える。</p> <p>○市町村はもとより外国人の在籍する企業や大学関係者に対しても、外国人に対する理解を深め、協力者となってもらうよう働きかけていく。</p> <p>○国際交流員による文化理解講座や交流事業を引き続き実施し、取組みをメディアに取り上げてもらう。</p>	国際交流ボランティア登録者数	人	585 (515)	620	635 (520)	環境生活部長
施策Ⅲ-4-1 多様な自然の保全	<p>○県民が将来にわたって豊かな自然の恵みを楽しむことができるよう、生物多様性が確保された多様な自然の保全に取り組まします。</p>	B	<p>○野生動植物について、生態系への影響が懸念される里地里山の荒廃や増加する外来種等への対応が必要である。一方で、絶滅のおそれのあるものについて、条例による対象動植物の保護活動、ボランティアと連携した自然再生活動等の取組みが進んでいる。</p> <p>○荒廃森林の再生は順調に推移している。県民の環境や森林の公益的機能に対する理解は高まっている。</p> <p>○森づくり事業は、「みーもの森づくり事業」等の更なるPRにより、県民参加を促していく必要がある。</p> <p>○重要な役割の森林として県内森林面積の約3分の1が保安林に指定(約17万1千ha)されている。</p> <p>○企業等の関わりによる森林整備のCO2吸収量は、認証対象を広げるなど制度拡充も行い、吸収量認証は順調に増加している。</p>	<p>○希少野生動植物の情報収集を継続するとともに、希少種条例に基づく保護対象種の新規指定と適切な保護対策を実施する。また、引き続き、自然保護ボランティアや県民との協働連携を図りながら、里地里山の保全、身近な自然の保全再生、外来種対策等の活動に取り組む。</p> <p>○宍道湖・中海の恵みや賢明利用に対する関心が深まるよう、関係機関と連携し県民向けに地域の活動等の情報を発信していく。</p> <p>○森づくり事業への県民の積極的な活動参加を勧めるため、広報、意識啓発に引き続き取り組む。</p> <p>○しまね森林活動サポートセンターを活用し、企業や県民自らが行う森林保全活動を支援する取組みを推進する。また、県民のニーズに対応した事業メニューの提供により継続的な森林整備活動を推進する。</p> <p>○しまねの農村景観フォトコンテスト入賞作品展等の啓発イベントを継続、回数増加を図っていく。また、県民向けの情報発信に努め農地等の保全活動への参加を促進する。</p> <p>○松くい虫被害について、重要な区域を絞り、継続的に防除対策を実施する。また、感染源となっている松林の除去(樹種転換)により、森林の健全化を推進する。</p> <p>○鳥獣保護思想の普及啓発に努めるとともに、農林業被害に対しては地域ぐるみの鳥獣被害対策を推進し、人と鳥獣の軋轢を軽減させる。</p> <p>○CO2吸収に関する森林整備に対する寄附金等支援を行う意向を持つ企業等を把握し、参画を促す。</p>	<p>希少種条例に基づく「保護巡視員」の認定者数(累計)</p> <p>県民協働の森づくり活動年間参加者数</p>	人	20	20	25	環境生活部長

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管 部局長 (幹事部 局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策Ⅲ-4-2 自然とのふれあいの推進	○自然公園・森林公園や自然学習施設を自然の観察や環境学習の場として活用し、県民の身近な自然とのふれあいを推進します。	B	<p>○サヒメルでは、企画展の開催や広範な情報発信（新聞、ホームページ等）などにより、県民の身近な自然とのふれあいの推進が図られているが、展示関係施設・設備の経年劣化が進んでいる。</p> <p>○ゴビウスでは、H26年度に飼育設備とマルチスペース改修工事を行ったことにより、館内改修後は前年度を上回る入館者数となっている。</p> <p>○アクアスでは、水生生物を間近で観察できるとともに各種講座等を開催することで、多くの県民に自然の観察や環境学習の場を提供している。</p> <p>○自然公園については、計画的な整備と広報PRに努めたことにより、安全で快適な利用が確保されている。</p> <p>○隠岐世界ジオパークについては、地域の機運醸成が進み、地域資源の活用検討などが進んでいる。</p>	<p>○サヒメルでは、企画展の充実や、学校、他の教育施設との連携を強化する。「三瓶青少年交流の家」利用者の研修利用も幅広く誘致する。</p> <p>○ゴビウスでは、隣接の宍道湖グリーンパークと連携した企画・広報・営業努力により安定した入館者を確保するとともに、施設の長期的な維持保全を念頭に、保全・改修費を含めたランニングコストを低減の見地に立って飼育設備改修工事を行っていく。</p> <p>○アクアスでは、PRの強化、魅力ある展示への変更を検討・実施することで集客力の向上を図るとともに長寿命化計画に基づく計画的な修繕を実施する。また、各種講座・特別企画展の開催、学校・ボランティアとの連携や飼育生物の繁殖技術の向上などの学習、調査研究事業に引き続き取り組む。</p> <p>○自然公園、自然歩道については、施設老朽度や利用状況などの現況を把握し、計画的な維持修繕を図る。あわせて、市町村の協力やボランティアによる整備等によりコストの削減を図る。また、標識整備等により利便性向上を図り、自然歩道のPRやマスコミ等の協力により広報を強化することで利用者の増加につなげていく。</p> <p>○隠岐世界ジオパークについて、その価値をわかりやすく県内外に情報発信し、隠岐地域における自然とのふれあいを推進する。</p> <p>○しまね花の郷では、園内花壇の充実や観光協会や近隣施設と連携したイベントの開催や様々な手法も使ったPR活動の実施により集客数の増加を図っていく。</p>	自然公園等の年間利用者数	万人	840	1,492	840	環境生活部長
			<p>○自然公園については、計画的な整備と広報PRに努めたことにより、安全で快適な利用が確保されている。</p> <p>○隠岐世界ジオパークについては、地域の機運醸成が進み、地域資源の活用検討などが進んでいる。</p>	自然学習施設の年間入場者数	千人	660	621	660		
施策Ⅲ-4-3 景観の保全と創造	○自然景観や田園景観、都市景観など地域の優れた景観を守り育て、魅力ある景観づくりを目指します。	A	<p>○景観計画の策定は、浜田市および海士町が計画策定に向け作業中であり、引き続き支援等を行いながら目標達成に向けて努めている。</p> <p>○景観重点地区数は、目標を達成した。</p> <p>○県の景観施策として、大規模行為の届出に係る指導・助言、しまね景観賞をはじめとする普及啓発事業を継続的に行っており、良好な景観形成に寄与した。</p> <p>○築地松景観保全対策のため、実態調査の結果を踏まえ築地松景観保全対策推進協議会を通じた松枯れ対策等の支援を行っている。</p>	<p>○事業者及び住民も含め、景観行政団体に移行していない市町村に対して、景観形成の意義や効用を理解してもらうための普及啓発や働きかけが必要であり、併せて十分な支援・指導ができるよう努める。</p> <p>○良好な景観形成は、事業者、県民及び自治体が一体となってその役割分担に応じた保全・創造活動をするものであり、引き続き事業者及び県民に対して普及啓発を行っていく。</p> <p>○築地松景観保全について、助成金の増額などの特別対策の効果と松枯れ被害の状況を把握した上で必要な対策を推進する。</p>	景観計画策定市町村数（累計）	市町村	7	7	8	土木部長
				景観重点地区数（累計）	地区	28	33	36 (30)		

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策Ⅲ-4-4 文化財の保存・継承と活用	○県民が、全国に誇る島根固有の歴史・文化に理解を深め、次の世代へ保存・継承するとともに、魅力ある地域づくりのために、積極的な活用を目指します。	B	<p>○文化財の修繕等については、緊急性や必要性を把握し継続的に予算を確保して助成を行っている。</p> <p>○子どもや成人を対象にした講座等の開催、各種イベントなど交流普及事業を実施している。</p> <p>○島根の歴史文化の調査研究を計画的に進め、県外シンポジウム、巡回講座、セミナーの開催や、古代歴史文化賞、14県連携の古代歴史文化に関する共同研究の実施により、県内外に情報発信をしている。</p> <p>このような様々な取組みにより、文化財や地域の歴史文化に対する県民の意識は向上しつつあり、魅力ある地域づくりのための文化財等の活用も進みつつあるが、より効果的な取組みが必要である。</p>	<p>○本県の歴史遺産の保存・継承に向け、必要性・緊急性を踏まえ、修理等への効果的な助成を行う。</p> <p>○石見地域で進めている石見銀山遺跡や石見焼、石見の中世領主の研究を進め、その成果を講座の開催等を通じて情報発信していく。</p> <p>○石見銀山遺跡を適切に管理し、その価値をより広く認知してもらうため、調査研究の成果をわかりやすく、国内外へ情報発信を行う。</p> <p>○本県の特色ある歴史・文化の研究を継続し、効果的な情報発信を行う。</p> <p>○H32年に東京において奈良県と共同開催する展覧会や、「古代歴史文化賞」、14県連携の「古代歴史文化に関する共同研究」などを通じた国内外への情報発信や、「出雲国風土記」、「松江城国宝化」の情報発信などにより、島根の歴史文化の積極的な活用を行う。</p> <p>○古代出雲歴史博物館等では、よりわかりやすい展示・紹介に努め、国内外への積極的な誘客活動や幅広い情報発信を行う。</p>	島根県において、文化財の保存・継承と活用がなされ、地域の歴史・文化が豊かと思う人の割合	%	74.3	65.3	75	教育長
施策Ⅲ-4-5 環境保全の推進	○県民、事業者、NPO等の団体、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策に取り組むとともに、環境への負荷の少ない社会の実現を目指します。	B	<p>○環境問題に対する県民の高い関心がある中で、省エネや3Rの普及啓発等により環境にやさしい行動の広がりが見られるが、更なる普及啓発の必要がある。</p> <p>○穴道湖・中海の水質は、流入する汚濁負荷量が減少しているにもかかわらず、環境基準は未達成。引き続き穴道湖・中海に係る湖沼水質保全計画（第6期 H26年度策定）に定める施策の推進に努める。</p> <p>○廃棄物の不法投棄防止対策が奏功し、大規模な産業廃棄物の不法投棄は発生していない。</p> <p>○環境負荷軽減に新たに取り組もうとする農業者の増加に伴い新規エコファーマーの累計やエコロジー農産物推奨面積や環境を守る農業宣言件数も順調に伸びており、環境への負荷の少ない循環型社会の実現に向けた一定の貢献がなされている。</p>	<p>○環境意識の高まりを踏まえ、地球温暖化対策の見える化やリサイクルの推進など、県民や事業者の具体的な行動を促すための事業を、市町村や関係機関との連携を図り強化する。また、県民、事業者、行政が一体となって環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指すことを、広く啓発していく。</p> <p>○産業廃棄物減量税（H27～31年度）を活用し、関係事業者等による産業廃棄物の再資源化及び販路開拓への支援に取り組む。</p> <p>○湖沼の汚濁メカニズムの解明を進め、水質保全対策を引き続き検討していく。</p> <p>○県バイオマス活用推進計画（H24策定）による取り組みを進めるため、市町村等へ支援策等の情報提供を行い、地域の活動等を支援し、バイオマス活用推進計画の策定などによる、市町村の施策形成や、事業者の取組みを促進していく。</p> <p>○みんなでひろげる「しまね有機の郷」事業、環境保全型農業直接支援対策など他事業との連携により、エコファーマーの新規認定、組織化を積極的に呼びかける。</p> <p>○補助事業を活用しエコロジー農産物の新たな産地づくり（例：米の新品種「つや姫」）や販売場所の設置（例：販売店でのコーナー化）をさらに進める。また、県内消費者向けに効果的な情報発信を行い、エコロジー農産物の認知度をさらに高める。</p>	<p>県内総生産（100万円）あたりの年間エネルギー使用量</p> <p>公共用水域におけるBOD（COD）環境基準達成率</p> <p>一般廃棄物の年間排出量</p> <p>環境学習に取り組んでいる学校の割合</p> <p>エコファーマー認定数（累計）</p>	GJ	20.47以下	※国による異別データ公表が遅れており、実績値が算定できない	20.19以下	環境生活部長
					%	85	82.4	85		
					千t	231以下	247	229以下		
					%	83	77	86		
					人	2,250	2,136	2,400		

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管部局長(幹事部局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策Ⅲ-4-6 再生可能エネルギーの利活用の推進	○県民、事業者、NPO等の団体、行政は、再生可能エネルギーに対する関心を深め、連携・協働して、その利活用に取り組みます。	B	○東日本大震災以降、再生可能エネルギーに対する関心が高まり、固定価格買取制度の開始により、太陽光発電を中心に行政、民間の事業者などの取組みが活発化している。	【県基本計画に基づく取組】 ○島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例に基づき、県は基本計画を今年度策定することとしており、再生可能エネルギーの種別ごとに導入目標を設定し、取組みを促進していく。	太陽光による年間発電量	千kWh	26,702	146,686	176,496 (28,756)	地域振興部長
			○バイオマス発電は、H26年度に新規稼働した施設はないが、H27年度当初に県内2ヶ所で発電が開始された。また、製材所の木材乾燥用ボイラーや温泉施設での給湯用ボイラーの導入など熱利用は進んでいる。	【発電分野】 ○県としては、国の施策の動向を踏まえながら、県と市町村とで連携した島根県再生可能エネルギー導入促進協議会等を通じて、導入推進のための効果的な施策の検討を行っていく。 ○また、県内各層の再生可能エネルギーの理解の促進を図るため、効果的な広報等を実施し施策の着実な推進を図る。	バイオマスによる年間発電量	千kWh	33,174	30,191	34,616	
施策1 県民の総力を結集できる行政の推進	○対話を重視し、双方向の情報共有を進めながら、県民の声がよく県政に反映できる体制を整えるとともに、県民・企業・NPOなどとの幅広い協働を進めることにより、県民が主体的に地域づくりに参画する総力結集型の行政を推進します。	B	○直接・間接広聴事業の実施による県民の意見を幅広く聴取している。広報では、地域バランスへの配慮、各年齢層にあった媒体での情報発信、適時・適切な情報提供に努めている。	○引き続き各種広聴事業の周知を図るとともに、県政世論調査などの回答率向上に努める。広報事業では、地域的なバランスへの配慮、若年層がよく利用するメディアを使った情報提供の充実、ハブリシティを積極的に活用することにより、県民にとって身近な情報(施策)をわかりやすく、タイムリーに提供していく。	県の広報に対する満足度	%	59	52.4	60	政策企画局長
			○ホームページなどで行政資料の提供を積極的に進めることにより、県政への積極的な参加を促すことは可能である。	○県民のニーズの高い情報の各機関のホームページへの掲載、県政情報コーナーへの配架資料の提供、歴史的公文書の選別を適切に行うため、各職員を意識向上を図る。 ○地域課題解決に向けた施策立案のためには、地域の実情を今まで以上に的確に把握し、しまね暮らし推進課、隠岐支庁県民局、西部県民センターが他部局や市町村との意見交換、情報共有を定期的に行い、地域の課題やニーズを様々な角度から洗い出し、共有し、優良モデル事業等の新たな施策を創出していく。特に過疎地域市町村の取組みの財源的な支援のため、過疎債(ソフト事業分)枠の確保・拡充を要請していく。 ○協働事業の効果を高めるため、NPOと各課の協働のマッチングを進めるなど、協働の定義に基づく協働が推進されるしくみづくりに取り組んでいく。	県と協働した年間団体数	団体	2,360 (1,399)	2,456	2,580 (1,424)	

施策名	目的	評価時点での総合的な評価		課題解決に向けての今後の取組みの方向性	成果参考指標					事務事業所管 部局長 (幹事部 局)
		判断	判断理由		指標名等	単位	26年度	26年度	27年度	
							目標値	実績値	目標値	
施策2 市町村との更なる連携による行政の推進	○住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、地域における充実した行政サービスを提供できるよう支援するとともに、分権時代にふさわしい県と市町村の役割分担のもとでの、連携・協力を進めます。	A	(市町村行財政) ○地方財政措置の充実につき国に要望、交付税・地方債制度の周知理解の推進等を通じ、財政指標は改善の傾向にある。 (特定地域振興法関連) ○特定地域振興法の施策の活用により、市町村でのコミュニティ維持のための取組みが進み、地域運営コミュニティの再生に取り組み住民自治組織の数も年々増加している。 (石見地域振興) ○各市町において、地域資源を再認識し活用していく機運が高まっており、広域的な課題への対応のため連携の動きも出てきた。	(市町村行財政) ○各種課題に対し、市町村の自主性・主体性を尊重しつつ市長会や町村会などとも連携して、情報提供・相談・助言を随時行う。 (特定地域振興法関連) ○特定地域振興法の制度の拡充、財源措置の強化について国に働きかけていく。 ○特定地域の振興に向けた国の制度等の活用について、情報収集を行うとともに、市町村への情報提供や相談対応により効果的な事業実施ができるよう支援していく。 (石見地域振興) ○石見地域全体としての情報発信の手段や情報発信先の選定などの検討を支援する。	対等なパートナーシップを基本として、市町村の行財政運営に支障が生じないように国に働きかけるとともに、必要な支援・助言を行っていきます。	地方交付税をはじめとする財政措置の充実を国に提言・要望するとともに、説明会や意見交換等により市町村への支援・助言を行った。	地域振興部長			
施策3 財政健全化に向けた改革の推進	○中長期的に持続可能な財政運営の実現に向けて、県民の暮らしや企業活動などへの影響に十分配慮しながら、財政健全化基本方針に基づく改革を推進します。 ○行政内部の歳出削減努力の徹底に加え、あらゆる事業の見直しを進めることにより、将来にわたり安定的な財政運営が行えるようにします。	B	○「今後の財政健全化の取組方針（H26年3月）」に沿った取組みを今後も継続するとともに、経済情勢、国の予算、地方財政政策等の動向に留意し、適宜柔軟に取組みを見直すことで目標達成は可能。	○「今後の財政健全化の取組方針（H26年3月）」に沿って改善を図ると共に、歳入の約6割を国等に依存することから、今後も動向を注視し、地方交付税の総額確保などの財源の確保、歳出規模の見直しを情勢に応じて柔軟に対応する。 ○課税自主権を活用するなど引き続き税収の確保に努める。	毎年度発生する収支不足額（収支改善後）	億円程度	20程度	20	15程度	総務部長
施策4 迅速に活動できる組織の運営	○時代の変化に迅速に対応できる柔軟で活動的な組織の構築に向け、民間の知恵や経験も取り入れるなど不断の見直しを行うとともに、職員の一層の資質の向上を図ることにより、効率的な行政運営を図ります。	A	○組織体制について、時代の変化に対応した簡素で効率的な体制となるよう柔軟な見直しを実施した。また職員一人ひとりの能力開発と一層の資質向上を図った。	○引き続き、必要な行政需要に対して機動的かつ弾力的に対応しつつ、効果的かつ効率的な組織体制の構築を図る。 ○自治研修所研修について、社会情勢の把握やアンケート調査などを通じ、更なる効率的・効果的な研修の企画・実施を図る。 ○求められる人材、職員像、育成方法等について、現状分析、議論を行い、効果的な取組みを着実かつ継続的に実施する。 ○人材育成の重要なツールである人事評価制度について、地方公務員法の改正の趣旨にそった見直しのほか、今後の人材育成に向けて人事評価制度をどう活用していくのか検討する。	組織体制については、時代の変化に対応した簡素で効率的な体制となるよう、適宜、柔軟に見直します。 職員の育成については、一人ひとりの能力開発を進め「県を取り巻く情勢や県民の声に敏感で」「よく考え、よく議論し、創造し」「何事にもチャレンジ精神を持って取り組む」姿勢を育てます。	○喫緊の行政課題に対応するため、農畜産振興課、食料安全推進課の農産園芸課と畜産課への改組や子ども子育て支援室や建築物安全推進室の設置などの所要の組織改正を行い、時代の変化に迅速に対応できる組織の構築に取り組んだ。 ○各職場の所属長、人材育成推進員を核とした職場研修を中心に、職員一人ひとりの資質向上、風通しのよい職場環境づくりや、NPO法人等との相互理解への取組みを行った。	総務部長			
施策5 政策推進システムの充実	○鳥根総合発展計画に掲げる将来像と基本目標の達成に向けて、県民満足度の視点から、施策の成果の検証と評価を実施し、以後の施策の改善に結びつけるマネジメントの取組を徹底し、その状況を広く公表します。	B	○行政評価について、成果志向を理解している職員が増えてきているものの、実践まで至っていない職員が1割程度いることから、施策の成果及び検証結果が施策改善に結びついていない側面もある。 ○提案要望について、国等への提案要望は長期的な視点で行っている事項があり、直ちに全てが措置されているわけではないが、問題解決に大きく貢献している。 ○県民・市町村民経済計算、産業連関表、鉱工業生産指数などを作成し、統計報告書やしまね情報データベースにより、各種統計情報を幅広く提供している。	○行政評価については、引き続き、成果志向理解度、実践度を高めるための研修充実、集約・チェック機能を持つ簡易なシステムを導入し、事務事業評価シートと施策評価シートの整合性を確保する。 ○提案・要望の実施にあたっては、関係部局、関係各県との連携を一層深め、日々の確かな情勢把握に努めていく。また、国に対し鳥根県の実情を詳細かつ丁寧に伝えていく。 ○各種統計調査において、国をはじめ、関係機関に対して代替可能な資料等に係る情報の収集や国及び他の都道府県と情報交換を行いながら、新たな推計方法の考察に努める。 ○利用者の立場に立った利用しやすい統計情報の環境設定とデータの整理を検討する。	鳥根総合発展計画の目標達成に向けて、行政評価システムを効果的に運用し、行政評価結果を施策の改善に向けた目的の整理、現状分析、成果の把握、課題整理が「できた」「どちらかというとき」割合81.8%→92.1%という状況である。	政策企画局長				

施策評価 全体概要

資料 4

総合的な評価 「A」順調に進んでいる 「B」概ね順調に進んでいる 「C」あまり順調に進んでいない

成果参考指標 目標値のうち2段書きになっている数字について、上段は再設定した取組目標値、下段の括弧内数字は総合発展計画第2次実施計画の目標値

基本目標	政策	施策	評価時点での施策目的達成に向けた総合的な評価		主な成果参考指標				
			判断	理由	指標名等	単位	26年度目標値	26年度実績値	27年度目標値
I 活力あるしまね	1 ものづくり・IT産業の振興	1 県内企業の経営・技術革新の支援	B	<p>○製造品出荷額及び付加価値額については、目標を達成することはできなかったが、増加率は全国平均を上回っている。</p> <p>○特に、H25年度から実施している、県内のサプライチェーンを維持強化するために必要な生産設備等の導入と企業の海外展開を支援する緊急対策事業により、県内企業の競争力や収益力は向上していると考えており、引き続き必要な支援を行っていく。</p> <p>○浜田港湾振興センター及び浜田港振興会と連携して、積極的なポートセールスや利用環境の向上を図るとともに、ロシアビジネスサポートセンター・デスクを活用し貿易拡大に向けた支援を行うなど、引き続き浜田港の利活用を促進した。</p>	県内製造業の年間付加価値額	億円	3,920	3,371	4,060
		2 ソフト系IT産業の振興	B	<p>○対前年で従業者数36人増、売上高37.2億円増となり、概ね順調に伸びている。</p> <p>○売上高の伸びを従業者数の増加に繋げていくためには、付加価値の高い業務の拡大が不可欠であるため、引き続き、より専門性の高い人材の育成・確保や自社固有の新品・新サービスの開発に取り組む必要がある。</p>	ソフト系IT産業の従業者数	人	1,222	1,163	1,260
		3 新産業・新事業の創出	B	<p>○先端技術イノベーションプロジェクトは、5カ年の計画期間の3年目を迎えており、共同研究契約、技術移転が見込めるプロジェクトとも増え、具体的な事業化に向けた動きが加速してきた。</p> <p>○新産業創出プロジェクトでは、事業化件数は目標を達成しているが、事業化一歩手前のものがあり、さらに成果を生み出すことが期待できる。</p> <p>○技術革新支援総合助成事業は、販売に結び付いた案件を増やすことができたが、事業化に至っていないものもある。</p>	県内企業が新技術や新素材を活かした商品化や事業化を展開した件数(累計)	件	90	108	118(100)
		4 企業誘致の推進	B	<p>○H26年度の増加従業員数は423人と目標を下回ったが、県外新規及び県内増設の立地計画認定企業数は25件で、平成4年度以降で最高の件数となっている。</p> <p>○企業立地セミナー(大阪)でのPRや、企業誘致専門員による積極的な誘致活動等が、県外からの新規立地に繋がっている。</p> <p>○一方、インフラ等の原因により分譲率が低迷している工業団地があり、効果的な対策が必要。</p>	誘致企業の新規雇用者計画数(4年間の累計)	人	1,500	947	2,000
	2 自然が育む資源を活かした産業の振興	1 売れる農林水産品・加工品づくり	B	<p>【農業】有機農業の取組面積は着実に拡大。米の優良品種「つや姫」は米価下落や一等米比率の低迷等によりH27年産米の作付面積は横ばい。園芸ではリースハウスや空きハウスの活用、アジサイ等の新品種の普及が進みつつある。畜産では和牛の枝肉上物率が向上。一方で繁殖農家戸数・頭数の減少が続く。</p> <p>【林業】県産原木の自給率は向上。木質バイオマス発電の開始に伴い林地残材の利用も見込まれるため、事業体に主伐による原木増産への積極的姿勢が見られる。</p> <p>【水産業】漁業年間生産額は向上。浜田地域の沖合底びき網漁業では構造改革が進んでいる。宍道湖のシジミは資源回復対策を継続中。</p> <p>【共通】美味しまね認証数は増加しており、一部の産地では団体認証など新たな動きも見られた。</p>	有機農業の年間取組面積	ha	355(300)	354	361(310)
			県産原木自給率	%	33	33	35		
			漁業年間生産額	億円	215	215	220		
			美味しまね認証件数(累計)	件	72	62	80		
			2 県産品の販路開拓・拡大の支援	A	<p>○消費者や流通業者のニーズを商品づくりに活かすための研修事業の積極的な実施や、島根フェア等を通じたパートナー店への商品の定番化に向けた働きかけ、全国規模の展示・商談会への出展支援などにより、県産品の多様な流通・販売チャネルの開拓や販路拡大が順調に進んでいる。</p>	県外の県産品取扱事業者(しまね県産品販売パートナー店)数(累計)	事業所	43(38)	43
		3 農林水産業の担い手の育成・確保		B	<p>【農業】新規就農者数は、H24年度からの総合的な取組みにより順調に増加し、国の所得安定対策の対象となる認定農業者・認定農業法人も増加。特定農業法人・特定農業団体数は増加しているが増加率は鈍化。</p> <p>【林業】技術研修、就業促進資金の貸付けなど、きめ細かな対応により新規就業者数は目標を上回った。林業労働力確保支援センターによる相談件数は、引き続き100件を超え、概ね順調な状況。</p> <p>【漁業】漁業就業者確保育成センターや個別事業体による積極的なリクルート活動、研修の実施や経営支援により、雇用型を中心とした新規就業者の確保は順調。また、水産高校との連携により卒業生の地元水産企業への就職も進みつつある。しかし、高齢化が著しい沿岸の自営漁業への就業は依然として少ない。</p>	農林水産業新規就業者数(4年間の累計)	人	750	785
特定農業法人・特定農業団体数	組織		200	181	210				

基本 目標	政策	施策	評価時点での施策目的達成に向けた総合的な評価		主な成果参考指標				
			判断	理由	指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値
I 活力あるしまね	3 観光の 振興	1 地域資源を 活用した観 光地づくり の推進	B	<p>○県内各地では、市町村や観光協会、民間団体などによって、神話や神社、万葉、石見神楽など特色ある地域資源を活用した観光地づくりが進むとともに、まち歩きガイドツアーが定着するなど観光客受入の体制の向上につながった。</p> <p>○「神々の国しまね」プロジェクトの効果を継承し、県民の郷土に対する誇りと自信が醸成されるとともに、観光客へのおもてなしの機運が向上した。</p> <p>○観光入込客数はH25年に比べて減少しており、継続して魅力ある観光地づくりに取り組む必要がある。</p>	観光入込客年間延べ数	千人	29,300	33,207	30,000
		2 情報発信等 誘客宣伝活 動の強化	A	<p>○H26年度は、出雲大社の大遷宮効果の継続により、引き続き多くの観光客が島根を訪れた。</p> <p>○出雲大社の大遷宮を契機に「島根」の認知度がぐいに高まり、「ご縁」や「神々」といった島根ならではのイメージが定着した。</p>	年間観光消費額	億円	1,320	1,367	1,400
	4 中小企 業の振 興	1 特色ある技 術・材料を 活かした取 組みの促進	A	<p>○商工団体等の支援機関が計画策定支援やその後のフォローアップに積極的に取り組んだことにより、地域資源を活かした取組み（H26年度事業化件数6件）や経営革新計画の承認（年間承認件数38件）については、順調に進んでいる。</p> <p>○伝統工芸品については、展示商談会への精力的な出展やにほんばし島根館での工芸展等の開催、既存技術をベースに新たな商品開発・改良に向けた研修事業の実施を通じた特色ある商品づくりの支援により年間販売額が増加している。</p>	地域資源を活かした新商品・新サービスの事業化件数（累計）	件	46 (28)	49	52 (30)
		2 経営安定化 の支援	B	<p>○中小企業の資金調達環境が多様化した中、指標中の多くを占める創業関係の県制度融資の利用が減少（106件→62件）したこと、成果参考指標は目標を下回った。</p> <p>○引き続き、商工団体等の支援機関が相談対応を強化した結果、経営改善に取り組んだ事業所数は増加（40件→57件）している。</p> <p>○また、「中小企業支援計画」の重点目標としている経営計画新規策定事業者数は、目標の500件に対し816件の実績となっており、概ね順調に進んでいる。</p>	県内中小企業の経営改善や新規事業に取り組む年間事業所数	事業所	200	119	200
		3 商業の振興	B	<p>○中心市街地で空店舗対策等に取り組んだ事業者は55件、中山間地域で空店舗対策や移動販売車整備等に取り組んだ事業者は52件となり、目標を上回った。</p> <p>○一方、事業者数や年間販売額の減少は続いており、引き続き市町村と連携し、支援を行っていく必要がある。</p>	商工団体による県内中小企業の年間巡回相談対応件数	件	35,350	38,395	35,700
	5 雇用・ 定住の 促進	1 産業人材の 育成	B	<p>○産業人材の育成に関する諸施策が順調に実施できており、職業訓練を終了した若年者の就職率、離転職者の就職率ともに順調に推移している。</p> <p>○県教育委員会やふるさと島根定住財団、ポリテクカレッジ、職業能力開発協会など関係機関との連携を更に密にして、産業人材の育成に取り組んでいる。</p> <p>○地域産学官連携組織構築については、組織の構築ではなく既存の組織を活用する方向で進んだが、基盤は脆弱であり活動状況が十分でないところも多いため、地域の実情に応じた支援を行っていく。</p>	産学官連携組織構築市町村数（累計）	市町村	7	7	8
		2 雇用・就業 の促進	B	<p>○県内の雇用情勢は、緩やかに回復しており、H26年度平均の有効求人倍率は1.17倍となった。（H25年度平均1.11倍）</p> <p>○商工団体・個別企業に対する求人要請活動や緊急雇用創出事業の活用による雇用の場の創出等により、一定程度の就業機会が確保された。</p> <p>○一方、大学、短大卒の人員が充足できていない生活関連サービス業、宿泊業、飲食サービス業等の業種もあることから、県内就職に向けたマッチングの強化が必要である。</p>	県内企業の採用計画人員の充足率	%	100.0	97.2	100.0
		3 就業環境の 整備	B	<p>○労働相談は、ホームページの見直しなど広報を充実することにより、相談件数の増加に取り組んでいるが、横ばいである。</p> <p>○職場環境を改善する中小企業労働施策アドバイザーの利用件数は増加傾向にある。</p> <p>○ワーク・ライフ・バランス推進の社会的気運醸成に向け、関係機関が連携して各種取組みを行ってきたことにより、一定の雇用環境の改善が図られたものと考えられるが、まだ十分とは言いがたいため、今後も地道で継続的な取組みが必要である。</p>	中小企業勤労者福祉サービスセンターの加入率	%	12.6	12.3	13.0
		4 U・Iター ンの促進	B	<p>○産業体験定着者数及び無料職業紹介による就職決定者数については、各種定住施策にきめ細やかに取り組み、着実に推進したため、目標を超える実績となった。</p> <p>○半農半X実践者数については、着実に実績を積み重ねているが目標数には達しなかった。</p> <p>○全体としては、概ね目標達成に向け順調に進んでいると評価する。</p>	U・Iターン希望者の産業体験終了後の年間定着者数	人	45 (35)	53	45 (35)
					半農半XによるU・Iターン年間実践者数	人	10	8	10

基本目標	政策	施策	評価時点での施策目的達成に向けた総合的な評価		主な成果参考指標					
			判断	理由	指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値	
I 活力あるしまね	6 産業基盤の維持・整備	1 高速道路網の整備	A	<ul style="list-style-type: none"> ○高速道路整備 ・県は用地取得や文化財調査において国を支援し、供用率は最終年度の目標値に達している。 ○高速道路ICへのアクセス道路整備 ・重点的に進めているため、予算を最優先で配分しており最終年度の目標値を上回っている。 	高速道路供用率	%	70	70	70	
		2 航空路線の維持・充実	B	<ul style="list-style-type: none"> ○県、地元自治体、各空港利用促進協議会が連携した利用促進の取組み、出雲大社の大運宮の効果や観光キャンペーンによる観光客の増加等に伴い、近年の県内3空港の利用者数は、増加傾向が続いている。 ○路線としては、出雲名古屋線が平成27年3月29日から、出雲札幌線がH26年度から8月の季節運航として、再開した。 ○萩・石見空港の東京線は、平成26年3月30日から昼、夕の2便化により、利便性が高まったことで、H26年度の利用者数は、前年比の約1.5倍と大きく増加したが、H26年度の目標値（利用者数12万人、利用率60%）は達成できなかったため、更なる利用者増に向けて県、地元の取組みの強化が必要。 	出雲縁結び空港の年間乗降客数	万人	77.0 (70.0)	78.5	80.0 (70.0)	
		3 空港・港湾の維持・整備	B	<ul style="list-style-type: none"> ○日々の空港維持管理に努めた結果、維持管理・空港設備の不備による欠航はなく航空機の安全な運航を確保できた。 ○松江港の老朽化した岸壁の改良工事の一部が完成。 ○浜田港の防波堤整備により航路泊地の静穏度が向上しつつある。 ○河下港では、漁業補償契約を締結し防波堤海上工事に着手したものの、国の予算配分が十分でなく目標整備率まで至っていない。 	萩・石見空港の年間乗降客数 隠岐世界ジオパーク空港の年間乗降客数	万人	12.5 (7.0)	11.4	13.0 (7.0)	
II 安心して暮らせるしまね	1 安全対策の推進	1 危機管理体制の充実・強化	A	<ul style="list-style-type: none"> ○今後、発生が予想される北朝鮮による危機管理事案については、個別の連絡体制をとっている。また、高病原性鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等の発生に対応する体制は整えられている。 ○適切な医療の確保に向けて、県医師会、郡市医師会、医療機関と定期的な情報交換会等を開催するなど、医療関係機関の理解と協力のもとに進めている。 	危機管理事案発生時に迅速・的確な対応が取れる体制の充実・強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ○発生が想定される危機管理事案については、平素から情報収集に努めた。また、発生時の行動マニュアル等も整備している。 ○北朝鮮による事案（ミサイル）については、情報伝達体制を整え事案に備えた。 ○入院が必要な感染症患者に適切な医療を提供するため、医療機関に対し病床運営費を補助し、感染症病床を適正に確保・運営した。 ○新型インフルエンザの入院協力医療機関に対する空床補償費を確保した。 				
		2 消防防災対策の推進	B	<ul style="list-style-type: none"> ○防災安全講演会及び防災リーダ研修会等を開催し、地域防災力の向上を図った。 ○土砂災害防止に関する警戒避難体制の整備や県民の防災意識向上を図るため、啓発活動を繰り返し実施した。 ○被災宅地危険度判定士養成講習会を開催し、登録者の技能維持及び新規判定士の養成を図った。 ○公共建築物は耐震改修の進展が見られるが、民間住宅の耐震化は進んでいない。 ○災害時の福祉救援体制整備に向けた広域支援ネットワークが、関係機関等の合意により、平成27年9月に設置できた。 ○災害時医療救護実施要綱の策定や災害拠点病院の役割を補完する災害協力病院を新たに指定し、体制整備を図った。さらに県医師会等と災害時医療救護協定を締結し連携体制の強化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域の大規模災害や津波災害に対応できるよう県地域防災計画（震災編）の見直しを行う。 土砂災害警戒区域等の指定箇所数 	<ul style="list-style-type: none"> ○県地域防災計画（風水害等対策編、震災編）については、今後、災害対策基本法や国の防災基本計画の修正があれば見直しを行う。 	箇所	34,000	33,037	35,000
		3 原子力安全・防災対策の充実・強化	B	<ul style="list-style-type: none"> ○数値目標、定性目標ともに達成しているが、緊急時モニタリングや避難退域時検査（スクリーニング）体制の整備、輸送手段の確保や避難行動要支援避難の仕組み作り等、継続して放射線監視体制や県地域防災計画・避難計画等の充実に取り組む必要がある。 ○原子力災害における防護対策実施地区の拡大に伴い拡大した被ばく医療機関へ安定30薬剤を配備し、体制を整備した。 ○原子力防災訓練の一環として、被ばく医療機関への搬送、医療措置訓練及び安定30薬剤内服法の調剤に係る訓練を実施している。また、安定30薬剤の事前配布に着手した。 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングポスト等機器の増設、体制の見直しを図り、平常時及び緊急時における環境放射線監視体制を充実する。 広域避難に対応できるよう地域防災計画（原子力編）の見直しを行う。 原子力防災訓練に参加した防災業務関係者の訓練目的・目標の達成割合 	<ul style="list-style-type: none"> ○固定局モニタリングポスト3局舎や環境放射線情報システムを改修するとともに、簡易型モニタリングポスト15基を設置した。また、水準調査用モニタリングポスト1基を移設した。 ○地域防災計画については、平成27年度に国の原子力災害対策指針の改正が予定され、その内容を踏まえ見直しを検討していく。 	%	95以上	97.3	95以上
		4 治安対策の推進	B	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年6月末現在の刑法犯認知件数は、前年比539件減少しており、成果参考指標（犯罪率）の観点からは順調に進んでいる。他方、高齢者が対象となる特殊詐欺、子供・女性に対する声かけ・つきまとい事案が依然増加しており、治安対策の推進が必要である。 	犯罪率（暦年）	件/千人	6.2 以下	6.8	6.1 以下	

基本目標	政策	施策	評価時点での施策目的達成に向けた総合的な評価		主な成果参考指標				
			判断	理由	指標名等	単位	26年度目標値	26年度実績値	27年度目標値
II 安心して暮らせるしまね	1 安全対策の推進	5 交通安全対策の推進	B	○交通事故による年間死者数・負傷者数ともに減少傾向にあり、特に死者数はH25年から引き続き20人台で推移し、H26年は全国最少となった。H26年には年間事故件数、死者数・高齢者死者数、負傷者数いずれもH元年以降の県最少値を更新した。	交通事故年間死者数	人	22以下	26	20以下
				○交通事故死者数、同高齢者死者数では、まだ目標に達していないものの、直近10年間の交通事故死者数推移を全国、中国各県と比較すると、本県の減少率が高い。また、高齢者人口1千人当の高齢者交通事故死者数を全国と比較すると、約半数で推移している。	交通事故年間死傷者数	人	1,700以下	1,857	1,600以下
				○歩道整備については、計画的な予算配分によりほぼ順調に進捗している。	交通事故年間高齢者死者数	人	11以下	18	10以下
		6 消費者対策の推進	B	○クーリング・オフ制度の認知度については、テレビ・ラジオの放送や出前講座等により、様々な広報に努めてきた結果、一定の水準を維持しているが、目標値に達していないため、広報・啓発事業を継続していく必要がある。	クーリング・オフ制度を知っている人の割合	%	85.0	79.3	85.0
				○行政の体制（取引の適正化、苦情処理・紛争処理体制）整備については、全市に全国消費生活情報ネットワーク・システム（PI0-NET）の導入や相談員の配置など着実に進んでいる。					
				○全市町村において消費者相談窓口が設置され、県民にとってより身近なところで相談ができる体制が整った。					
	7 災害に強い県土づくり	B	○河川改修を始め4指標は目標値を達成しており、残る1指標も達成率は98%超と高い。	土砂災害から保全される人口	人	156,800	159,071	159,100 (158,300)	
			○大橋川改修は、H26年度に天神川水門を完成させるなど整備を進めている。						
			○土砂災害防止対策は、砂防・農地・森林の関係課が連携し整備やソフト対策（出前講座等）を進めている。						
	8 食の安全の確保	B	○道路防災は、目的達成のため緊急輸送道路網上の危険箇所整備や橋梁耐震化を計画的に進めている。	緊急輸送道路網橋梁耐震対策実施率	%	58	57	60	
			○橋梁耐震化は、各種調整に時間を要し計画を下回っているが、H27は目標を達成する見通しである。						
			○食中毒発生件数は、H25年度の13件から11件（対前年比▲2件）に減少し、そのうち、広範にわたる被害につながりやすい事業所等における発生件数は、同12件から7件（対前年比▲5件）と、大幅に減少した。	食中毒年間発生件数	件	7以下	11	7以下	
2 健康づくりと福祉の充実	1 健康づくりの推進	B	○ノロウイルス食中毒は、調理従事者による食品汚染が要因の一つ。食品取扱施設毎の調理従事者の健康管理や食品取扱状況等の点検・指導・助言等の対策に加え、食品取扱施設の監視や事業者講習会の実施、冬季の食中毒注意報・警報発表による注意喚起も重要と考えている。						
			○水産物衛生管理研修により生産者・漁業関係者の意識啓発に寄与している。						
			○二枚貝の定期的な検査、基準値を上回った場合の出荷自粛等の迅速な対応により、食中毒の発生防止につながっている。						
2 地域福祉の推進	1 健康づくりの推進	B	○研修会、HP等による啓発や、食品表示に関する生産者意識の高まりを反映し、食品表示の相談件数は過去最高の件数となり、不適正食品の流通防止に着実な成果を上げている。						
			○市町村実施分に検診機関と医療機関の受診者を加えた全体のがん検診受診者数が、H25年：448,928人に対し、H26年：459,995人と増加した。	がん検診年間受診者数	人	180,000	136,749	190,000	
			○子どもの朝食欠食率の改善やたばこの煙のない店舗（飲食店、美容院）の登録数増加など健康づくりの県民運動が浸透しつつある。また、たばこ対策指針、糖尿病予防・管理指針を定め関係機関に周知した。	肥満者割合（40～74歳）（年間）	%	31.3以下	34.9	30.0以下	
2 地域福祉の推進	2 地域福祉の推進	A	○難病や肝炎など疾病の医療費助成対象者が拡大した。						
			○感染症の発生状況を把握し、収集した情報を県民や医療機関等に的確に情報提供する必要がある。						
			○自死対策は、市町村事業の支援、啓発事業、ゲートキーパーの養成、圏域毎の関係機関連携強化、自死遺族（ゲルブ）への支援などの取組を進めている。						
3 高齢者福祉の推進	2 地域福祉の推進	A	○住民の福祉活動の基盤となる活動組織の設置数は数値目標を達成し、現在、活動組織の更なる増加に向け取り組んでいる。	小地域福祉活動組織の設置数（累計）	カ所	3,534 (2,850)	3,540	3,887 (3,100)	
			○福祉人材の確保・育成事業の一環として小規模な介護事業所等が実施する職場研修のサポートに取り組んでいるが、希望事業者が年々増加傾向にありリポート率も高いことから、こうした事業所での人材育成・定着に貢献していると考えられる。						
			○社会福祉法人の指導監査の権限がH25年度に県から市に移譲されたが、H25年度から2年間、市への集中支援を実施することにより、所轄庁の円滑な移行ができた。						
3 高齢者福祉の推進	3 高齢者福祉の推進	B	○高齢者人口に占める要介護認定者の割合が微増している要因として、要介護認定率が高くなる85歳以上の高齢者人口の増加が考えられる。また、地域住民における介護予防や認知症に対する意識醸成、元気な高齢者の地域活動参加への支援、介護サービスの質の向上など、市町村や関係団体と連携して取り組んだことにより施策の進行状況は概ね順調である。	介護を要しない高齢者の割合（年間）	%	84.7	84.4	84.7	
			○今後、第6期計画（H27～29年度）に基づき「地域包括ケアシステム」の早期構築を図るため、市町村等とともに医療と介護の連携の強化、介護予防や生活支援サービスの充実などに取り組む必要がある。これにより、地域で高齢者を支える体制整備が進み、元気な高齢者が生活支援サービス提供の担い手として活躍することも期待される。						

基本目標	政策	施策	評価時点での施策目的達成に向けた総合的な評価		主な成果参考指標				
			判断	理由	指標名等	単位	26年度目標値	26年度実績値	27年度目標値
Ⅱ 安心して暮らせる しまね	2 健康づくりと福祉の充実	4 障がい者の自立支援	B	○グループホーム等の整備や地域の相談支援体制の充実等により、施設入所からの地域移行は毎年度着実に進んでいる。 ○入院中の精神障がい者の地域移行については、本人の意欲や生活背景などの様々な課題がある。 ○施設・事業所における工賃向上については、販路開拓支援員派遣事業や就労事業振興センターの設置等により、全国上位の水準で推移し、順調に増加している。	施設から地域生活への移行者数（累計）	人	517	535	541
					入院が1年未満の精神障がい者の平均退院率（年間）	%	76.0	70.9	76.0
		5 生活衛生の充実	A	○各法令に基づく許認可、監視・指導の実施、県民に対する情報提供等を行うことにより、生活衛生に関する健康被害は防止できている。	生活衛生に関する健康被害発生件数	件	0	0	0
		6 生活保護の確保	A	○生活保護受給世帯のうち、就労収入増加により自立できた世帯数はH26年度128件（11.51%）で、成果参考指標の目標値を上回った。 ○生活困窮者に対しては、各市町村の自立相談支援機関において早期からの支援に取り組まれている。 ○戦没者等の遺族等への援護事務は、各種給付金等の裁定事務など国の示す手続きに従い適切に実施している。また、中国帰国者対策は、支援給付等、関係市町と連携・指導等適切に実施している。	就労により自立した世帯の割合（年間）	%	11.4	11.5	11.4
	3 医療の確保	1 医療機能の確保	B	○医療従事者の確保対策の取組みのほか、機器整備の支援や、ITを活用した全県医療情報ネットワークの利用拡大、ドクターヘリの運航、緩和ケア提供体制の推進やがん相談機能の充実などに取り組んでおり、医療機関の機能分担と連携がより図られることから、施策目的達成に向け、順調に進んでいる。特に、全県医療情報ネットワークについては、医療機関と患者の利用拡大に向けてさらなる普及に努める必要がある。	医療情報ネットワーク接続病院数	病院	42	40	42
		2 県立病院における良質な医療提供	B	○引き続き、医療従事者の確保や医療機器の整備など、必要な医療提供体制の充実・強化を進めるとともに、こころの医療センターにおいては、入院患者への適切な治療及びケアにより早期退院支援を図りながら取組みを進める必要がある。	平均在院日数（中央病院）（年間）	日	16.0未満	14.6	16.0未満
		3 医療従事者の養成・確保	B	【医師確保】 医師の現員数は増加しているが、必要数も増加しており、充足率は78.4%（H26.10.1）であり、充足率に大きな変化はない。奨学金、研修支援資金を引き続き貸与するとともに、医学生に対しては島根大学地域医療支援学講座やしまね地域医療支援センターの取組みなどにより、県内勤務、医師不足地域に勤務する医師が増加してきている。しかしながら、医師不足、とりわけ地域偏在、診療科偏在の解消にはいたっていない。 【看護師確保】 修学資金を引き続き貸与することなどにより、県内就業率は目標値を上回り、県内に勤務する看護師は増加してきている。	しまね地域医療支援センターへの医師登録者数	人	145 (122)	142	174 (140)
					県内養成機関を卒業した看護職員の県内就業率	%	70.0	74.7	70.0
	4 子育て支援の充実	1 子育て環境の充実	B	○子育て支援や結婚支援に関する、地域の関心、市町村の取組み、企業の取組み、保育所の整備等、支援環境は着実に整備されつつある。 ○しかしながら、出生数の減少を止めるには至っておらず、さらなる子育て環境の整備に向け、取組みの強化、充実を図る必要がある。	こころ事業の協賛店舗数（累計）	店舗	2,500	2,346	2,500
					従業員の子育て支援に積極的に取り組む企業数（累計）	社	230	256	280 (250)
		2 子育て福祉の充実	B	○市町村の児童相談支援体制の充実を図るための研修の実施、社会的養護を必要とする児童の適切な保護や養育、母子家庭等の自立支援に向けた取組みにより、一定の成果をあげることができた。引き続き、市町村の相談支援体制充実のための支援、里親委託の促進、母子家庭等の自立支援のための関係機関の連携強化等に取り組んでいく必要がある。	就業支援により就職に結びついた母子世帯等の割合（年間）	%	80	76	80
		3 母子保健の推進	B	○全市町村での妊婦健康診査や母子への健康支援、乳幼児等の医療費助成などの各種の支援に合わせ、「健やか親子しまね計画」等の推進により妊娠、出産、育児等総合的な環境整備を実施しており、目標に近づいている。 ○今後は妊娠・出産・育児等への切れ目ない支援を充実させるため、関係機関の連携体制や関係者の資質の向上に向けた取組みを強化する必要がある。	低出生体重児の出生割合（年間）	%	10.7以下	9.7	10.1以下 (10.7以下)
					出生後4か月児の母乳育児の割合（年間）	%	67.3	65.8	68.5
5 生活基盤の維持・確保	1 道路網の整備と維持管理	A	○道路改良率は全国平均を下回っているが、予算の確保に努め目標値以上の整備がされている。 ○広域農道、漁港関連道とも着実に整備が進んでいる。 ○計画的な点検、修繕により、適切な路面状態を確保している。	広域市町村圏中心地への30分アクセス圏域（人口比）	%	81.3	82.3	82.4 (81.4)	

基本 目標	政策	施策	評価時点での施策目的達成に向けた総合的な評価		主な成果参考指標				
			判断	理由	指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値
II 安心して暮らせるしまね	5 生活 基盤の維持・確保	2 地域生活交通の確保	B	○地域生活交通は、出雲大社の大遷宮効果の継続や観光キャンペーンによって、観光利用の需要増につながっているが、人口減少、少子高齢化、自家用車の普及により、地元利用者は、横ばいか減少傾向にある。	生活バスの年間利用者数	万人	443	491	480 (443)
				○一畑電車や隠岐航路については、地域の重要な交通手段であることから、県・地元市町村等が上下分離方式により、運行や施設整備に対する支援を実施し、路線維持や利用促進を図っているが、地域の交流人口拡大に向けた取組みを継続していく必要がある。	隠岐航路の年間利用者数	万人	44	43	44
	5 生活 基盤の維持・確保	3 地域情報化の推進	B	○ブロードバンドサービスの利用は順調であるが、更なる利用促進には、高齢者の利用促進を図る必要がある。	超高速通信サービス利用率	%	45	41.9	50
				○電子申請は、年々利用率が向上しているが、申請・届出等のオンライン利用率が低調であることから、利用促進を図る必要がある。					
				○携帯電話不感地域の解消世帯数は、H26年度50世帯であったが、H27年度への繰越した事業対象の64世帯を加えると114世帯が解消することとなる。					
				○電子調達システムは、実施率が97.4%であるが、工事・業務は100%達成しており、未達成の物品・役務につきシステムの利用率が低調である。					
4 都市・農山漁村空間の保全・整備	B	○長期未着手都市計画道路の見直しについては、H26年度の目標は未達成であるが、残り4区域での作業は着実に進んでいる。	長期未着手都市計画道路の見直し区域(累計)	区域	15	14	18		
		○道路の無電柱化は、観光地などの良好な景観形成に効果が期待される箇所は概ね完成しているが、災害時の通行を確保する必要がある緊急輸送道路での取組みを推進する必要がある。							
5 居住環境づくり	B	○中山間地域総合整備事業により、防火水槽及び集落道路が整備され、定住条件である安全で快適な生活環境の提供に貢献している。	鳥獣対策集落協議会設置数(累計)	組織	26	28	30		
		○鳥獣被害対策を実施した農地への被害は、侵入防止柵等の維持管理や農地を餌場としない取組み、追い払い活動等を適切に実施することで被害を軽減している。							
6 地域コミュニティの維持・再生	B	○高齢者の居住する戸建て住宅のバリアフリー化は順調に進展しているが、民間アパート等において、バリアフリー化などに対する国の補助制度活用戸数が前年度に比べて大幅に減少している。	汚水処理人口普及率(全県)	%	76	77.0	77		
		○汚水処理施設整備については、全県では目標を達成したが、西部地区の普及には特に遅れがあるため、市町や関係課と連携し整備手法を見直すなど計画的、効率的な取組みを進める必要がある。							
5 教育の充実	1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	B	○県営水道用水供給事業は、各市の求めに応じ用水を確実に供給している。	高齢者の居住するバリアフリー化された住宅の戸数(累計)	戸	16,200	17,100	18,000 (17,000)	
			○中山間地域対策プロジェクトチームによる現場支援の取組み、過疎債ソフト交付金事業等の支援により、公民館等の範囲での地域運営の仕組みづくりに向けた住民自治組織化の動きが進んだが、地域コミュニティの再生に取り組む住民自治組織数、地域貢献型集落営農組織数ともに目標を達成できなかったため、今後はより一層住民主体の取組みを推進する必要がある。						
III 心豊かなしまね	1 教育の充実	B	○学校、公民館、保育所や幼稚園、子育て関係機関等において、「ふるまい定着」の視点で独自の取組が行われており、地域全体に広がりがあつある。	地域コミュニティの再生に取り組む住民自治組織数(累計)	組織	190	184	210	
			○「ふるさと教育」は、公立小中学校で100%実施しているが、公民館等が中心となって中学校区で取り組むふるさと教育は、広がりが十分でない。						
2 発達段階に応じた教育の振興	B	○放課後子ども教室や放課後児童クラブなど、市町村の放課後対策に対する理解と取組みは向上しており、子どもが放課後や休日を安心して過ごせる環境が広がりがあつある。	朝食を毎日とる児童の割合(年間)(小学生)	%	99.5	97.0	100		
		○食育を効果的に推進するための全体計画の策定率は年々増加し、小学校97.9%・中学校94.8%であるが、高等学校では29.3%にとどまっている。							
2 発達段階に応じた教育の振興	B	○中学校3年生で数学の勉強は好きだとする生徒の割合は、依然全国平均に比べ低い状況にある。全国学力・学習状況調査結果から見えた課題や改善方を学校全体で共有し、組織的な授業改善につなげる取組みが十分に進んでいない。	中学校3年生で数学の勉強は好きだとする生徒の割合	%	60.0	55.1	60.0		
		○公立小中学校の千人当たりの不登校児童生徒の割合は全国平均よりも高いが、実数においては低減を実現できた。							
2 発達段階に応じた教育の振興	B	○子どもの運動離れに対応するため、学校の昼休み等を活用した子どもが親しみやすいレクリエーションの要素を取り入れた運動プログラムの実施などの取組が行われ始めている。	中学校3年生で数学の勉強は好きだとする生徒の割合	%	60.0	55.1	60.0		
		○「家庭や図書館で全く読書をしない児童生徒」はまだ一定割合存在するが、子どもの読書離れは改善傾向にある。							

基本目標	政策	施策	評価時点での施策目的達成に向けた総合的な評価		主な成果参考指標				
			判断	理由	指標名等	単位	26年度目標値	26年度実績値	27年度目標値
III 心豊かなしまね	1 教育の充実	3 青少年の健全な育成の推進	B	○広報活動や研修会の実施、青少年を取り巻く大人のネットワークの整備、社会性を育成するための様々な活動の実施状況から、地域環境の整備が進みつつある。具体的な県民運動の推進や市町村における活動の活性化を図るなど、地域ぐるみで青少年健全育成を行っていく気運をさらに醸成していく必要がある。 ○H24年度以降継続して、問題を抱える少年の社会参加活動、子ども支援センターにおける立ち直り支援、非行防止教室の開催、関係機関・ボランティアとの協働活動を推進した結果、非行少年は減少しているが、再非行率の増加や少年の社会参加活動への参加率の低迷傾向が見られ、引き続き取組を強化し、少年の自立支援活動を更に推進する必要がある。	青少年健全育成活動年間参加者数	人	44,000	38,842	45,000
		4 高等教育の充実	A	○県が定める中期目標に基づき、人材育成や地域連携の強化により魅力ある学校づくりを進めており、公開講座の充実や浜田市、益田市、県等との共同研究図られた。	刑法犯少年の再非行率（暦年）	%	25.9以下	32.3	25.5以下
	2 多彩な県民活動の推進	1 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	B	○社会教育研修センターが実施する研修は、目標値には達しなかったが、H26年度に研修体系を全面的に見直し対象者別研修とした結果、対象者が明確になり、参加者にわかりやすい具体的な研修内容とすることができた。その結果、研修参加者アンケートの満足度も高くなった。 ○公共図書館職員、学校図書館職員等を対象とした各種研修会を開催し、職員の資質向上に大きな効果があった。 ○NPO法人の認証数は、新規認証数と解散数が近くなり、前年度とほぼ同数となった。この状況はH27年度も見込まれる。ただし、全国的に見れば認証数は人口比で中位以上、認定・仮認定NPO法人数の人口比は全国2位であり、県民が社会貢献活動を展開しやすい環境は整っているといえる。	社会教育実践者の養成（延べ研修参加者）人数	人	2,300 (1,430)	2,176	2,300 (1,500)
		2 スポーツの振興	B	○H26年度の県のスポーツ・レクリエーション祭には、約5,500人の参加者があり、また、障がいのある方の参加が年々増えてきているなど、県民誰もがスポーツレクリエーション活動に参加する気運が高まっている。 ○国体において、成年の部は少年の部に比べて得点が低く、全国と比較すると競技力が低位であるが、少年の部は近年高得点を維持しており上位入賞するなどの結果が出ている。	ボランティア活動に参加している人の割合	%	28.3	26.0	30
		3 文化芸術の振興	B	○H26年度の県のスポーツ・レクリエーション祭には、約5,500人の参加者があり、また、障がいのある方の参加が年々増えてきているなど、県民誰もがスポーツレクリエーション活動に参加する気運が高まっている。 ○国体において、成年の部は少年の部に比べて得点が低く、全国と比較すると競技力が低位であるが、少年の部は近年高得点を維持しており上位入賞するなどの結果が出ている。	スポーツに取り組んでいる人の割合	%	38.5	35.1	40
	3 人権の尊重と相互理解の推進	1 人権施策の推進	B	○啓発イベント等の開催や人権啓発推進センターによる研修、啓発資料の貸出等による人権啓発は、概ね目標とした成果に結びついていると考えられる。 ○人権問題に関する県民意識調査（H23年度実施）によれば、県民の1/4が「差別や人権侵害を受けたと感じたことがある」と回答しており、一層の人権啓発・人権教育が求められている。	県民文化祭の年間参加者数	人	50,000	44,766	50,000
		2 男女共同参画の推進	B	○啓発イベント等の開催や人権啓発推進センターによる研修、啓発資料の貸出等による人権啓発は、概ね目標とした成果に結びついていると考えられる。 ○人権問題に関する県民意識調査（H23年度実施）によれば、県民の1/4が「差別や人権侵害を受けたと感じたことがある」と回答しており、一層の人権啓発・人権教育が求められている。	「人権啓発フェスティバル」・「人権・同和問題を考える県民のつどい」の参加者のうち、人権課題への関心や意識を高める上で役立ったと思う人の割合	%	97	99.5	97
		3 国際化と多文化共生の推進	B	○東日本大震災以降、しまね国際センターによる災害対策冊子やリーフレットの作成、大学や市町村とも連携した防災訓練への参加などの積極的な取組みにより、県民の国際化への理解が徐々に進んだことから、国際交流ボランティアの登録者数も増加している。 ○交流の翼など次世代人材育成のための青年派遣事業や北東アジア地域との交流事業の実績が伸び悩んでおり、一層の普及啓発等を行う必要がある。	人権啓発推進センターの年間利用者数	人	4,650	4,461	4,700
					固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合	%	73	73.4	75
					国際交流ボランティア登録者数	人	585 (515)	620	635 (520)

基本 目標	政策	施策	評価時点での施策目的達成に向けた総合的な評価		主な成果参考指標				
			判断	理由	指標名等	単位	26年度 目標値	26年度 実績値	27年度 目標値
Ⅲ 心豊かなしまね	4 自然環境・文化・歴史と活用	1 多様な自然の保全	B	<p>○野生動植物について、生態系への影響が懸念される里地里山の荒廃や増加する外来種等への対応が必要である。一方で、絶滅のおそれのあるものについて、条例による対象動植物の保護活動、ボランティアと連携した自然再生活動等の取組みが進んでいる。</p> <p>○荒廃森林の再生は順調に推移している。県民の環境や森林の公益的機能に対する理解は高まっている。</p> <p>○森づくり事業は、「みーもの森づくり事業」等の更なるPRにより、県民参加を促していく必要がある。</p> <p>○重要な役割の森林として県内森林面積の約3分の1が保安林に指定（約17万1千ha）されている。</p> <p>○企業等の関わりによる森林整備のCO2吸収量は、認証対象を広げるなど制度拡充も行い、吸収量認証は順調に増加している。</p>	県民協働の森づくり活動年間参加者数	人	71,100	60,299	72,000
		2 自然とのふれあいの推進	B	<p>○サヒメルでは、企画展の開催や広範な情報発信（新聞、ホームページ等）などにより、県民の身近な自然とのふれあいの推進が図られているが、展示関係施設・設備の経年劣化が進んでいる。</p> <p>○ゴビウスでは、H26年度に飼育設備とマルチスペース改修工事を行ったことにより、館内改修後は前年度を上回る入館者数となっている。</p> <p>○アクアスでは、水生生物を間近で観察できるとともに各種講座を開催することで、多くの県民に自然の観察や環境学習の場を提供している。</p> <p>○自然公園については、計画的な整備と広報PRに努めたことにより、安全で快適な利用が確保されている。</p> <p>○隠岐世界ジオパークについては、地域の機運醸成が進み、地域資源の活用検討などが進んでいる。</p>	自然学習施設の年間入場者数	千人	660	621	660
		3 景観の保全と創造	A	<p>○景観計画の策定は、浜田市および海士町が計画策定に向け作業中であり、引き続き支援等を行いながら目標達成に向けて努めている。</p> <p>○景観重点地区数は、目標を達成した。</p> <p>○県の景観施策として、大規模行為の届出に係る指導・助言、しまね景観賞をはじめとする普及啓発事業を継続的に行っており、良好な景観形成に寄与した。</p> <p>○築地松景観保全対策のため、実態調査の結果を踏まえ築地松景観保全対策推進協議会を通じた松枯れ対策等の支援を行っている。</p>	景観計画策定市町村数（累計）	市町村	7	7	8
		4 文化財の保存・継承と活用	B	<p>○文化財の修繕等については、緊急性や必要性を把握し継続的に予算を確保して助成を行っている。</p> <p>○子どもや成人を対象にした講座等の開催、各種イベントなど交流普及事業を実施している。</p> <p>○島根の歴史文化の調査研究を計画的に進め、県外シンポジウム、巡回講座、セミナーの開催や、古代歴史文化賞、14県連携の古代歴史文化に関する共同研究の実施により、県内外に情報発信をしている。</p> <p>このような様々な取組みにより、文化財や地域の歴史文化に対する県民の意識は向上しつつあり、魅力ある地域づくりのための文化財等の活用も進みつつあるが、より効果的な取組みが必要である。</p>	島根県において、文化財の保存・継承と活用がなされ、地域の歴史・文化が豊かと思われる人の割合	%	74.3	65.3	75
		5 環境保全の推進	B	<p>○環境問題に対する県民の高い関心がある中で、省エネや3Rの普及啓発等により環境にやさしい行動の広がりが見られるが、更なる普及啓発の必要がある。</p> <p>○宍道湖・中海の水質は、流入する汚濁負荷量が減少しているにもかかわらず、環境基準は未達成。引き続き宍道湖・中海に係る湖沼水質保全計画（第6期 H26年度策定）に定める施策の推進に努める。</p> <p>○廃棄物の不法投棄防止対策が奏功し、大規模な産業廃棄物の不法投棄は発生していない。</p> <p>○環境負荷軽減に新たに取り組もうとする農業者の増加に伴い新規エコファーマーの累計やエコロジー農産物推奨面積や環境を守る農業宣言件数も順調に伸びており、環境への負荷の少ない循環型社会の実現に向けた一定の貢献がなされている。</p>	公共用水域におけるBOD（COD）環境基準達成率	%	85	82.4	85
		6 再生可能エネルギーの利活用の推進	B	<p>○東日本大震災以降、再生可能エネルギーに対する関心が高まり、固定価格買取制度の開始により、太陽光発電を中心に行政、民間の事業者などの取組みが活発化している。</p> <p>○バイオマス発電は、H26年度に新規稼働した施設はないが、H27年度当初に県内2ヶ所で発電が開始された。また、製材所の木材乾燥用ボイラーや温泉施設での給湯用ボイラーの導入など熱利用は進んでいる。</p> <p>○県企業局の水力発電、太陽光発電については概ね順調に発電しているが、風力発電については設備稼働率及び設備利用率が目標に達していない。</p>	太陽光による年間発電電量	千kWh	26,702	146,686	176,496 (28,756)
					バイオマスによる年間発電電量	千kWh	33,174	30,191	34,616

■資料5-1 事務事業のH27コストの状況(施策別)

施策名	事業費 (千円)	一般財源
		(千円)
施策Ⅰ-1-1 県内企業の経営・技術革新の支援	1,877,858	1,251,939
施策Ⅰ-1-2 ソフト系IT産業の振興	407,652	403,843
施策Ⅰ-1-3 新産業・新事業の創出	441,000	441,000
施策Ⅰ-1-4 企業誘致の推進	8,421,788	2,815,757
施策Ⅰ-2-1 売れる農林水産品・加工品づくり	19,538,615	5,051,653
施策Ⅰ-2-2 県産品の販路開拓・拡大の支援	552,822	466,457
施策Ⅰ-2-3 農林水産業の担い手の確保・育成	6,320,807	594,807
施策Ⅰ-3-1 地域資源を活用した観光地づくりの推進	337,759	337,614
施策Ⅰ-3-2 情報発信等誘客宣伝活動の強化	661,827	661,487
施策Ⅰ-4-1 特色ある技術・材料を活かした取組みの促進	50,490	49,830
施策Ⅰ-4-2 経営安定化の支援	64,538,972	2,154,278
施策Ⅰ-4-3 商業の振興	68,000	68,000
施策Ⅰ-5-1 産業人材の育成	831,452	291,917
施策Ⅰ-5-2 雇用・就業の促進	718,667	209,219
施策Ⅰ-5-3 就業環境の整備	358,757	356,535
施策Ⅰ-5-4 U・イターンの促進	623,777	623,777
施策Ⅰ-6-1 高速道路網の整備	2,997,526	315,162
施策Ⅰ-6-2 航空路線の維持・充実	159,726	159,726
施策Ⅰ-6-3 空港・港湾の維持・整備	3,305,154	1,305,530
基本目標Ⅰ 小計	112,212,649	17,558,531
施策Ⅱ-1-1 危機管理体制の充実・強化	225,126	216,190
施策Ⅱ-1-2 消防防災対策の推進	3,279,498	898,962
施策Ⅱ-1-3 原子力安全・防災対策の充実・強化	2,516,390	5,526
施策Ⅱ-1-4 治安対策の推進	4,130,087	2,960,053
施策Ⅱ-1-5 交通安全対策の推進	5,403,040	515,951
施策Ⅱ-1-6 消費者対策の推進	82,398	40,258
施策Ⅱ-1-7 災害に強い県土づくり	32,713,904	3,722,375
施策Ⅱ-1-8 食の安全の確保	59,169	31,364
施策Ⅱ-2-1 健康づくりの推進	3,220,501	1,416,786
施策Ⅱ-2-2 地域福祉の推進	1,249,750	1,140,823
施策Ⅱ-2-3 高齢者福祉の推進	13,549,742	12,422,880
施策Ⅱ-2-4 障がい者の自立支援	9,398,856	7,048,816
施策Ⅱ-2-5 生活衛生の充実	73,121	52,947
施策Ⅱ-2-6 生活援護の確保	319,970	281,480
施策Ⅱ-3-1 医療機能の確保	2,763,010	716,355
施策Ⅱ-3-2 県立病院における良質な医療提供	0	0
施策Ⅱ-3-3 医療従事者の養成・確保	2,184,179	703,675
施策Ⅱ-4-1 子育て環境の充実	7,281,591	5,815,077
施策Ⅱ-4-2 子育て福祉の充実	1,702,254	1,004,943
施策Ⅱ-4-3 母子保健の推進	847,154	521,636
施策Ⅱ-5-1 道路網の整備と維持管理	28,936,434	5,195,937
施策Ⅱ-5-2 地域生活交通の確保	1,047,069	783,435
施策Ⅱ-5-3 地域情報化の推進	760,030	431,568
施策Ⅱ-5-4 都市・農山漁村空間の保全・整備	1,682,881	688,015
施策Ⅱ-5-5 居住環境づくり	9,513,816	456,889
施策Ⅱ-5-6 地域コミュニティの維持・再生	3,174,159	1,222,899
基本目標Ⅱ 小計	136,114,129	48,294,840
施策Ⅲ-1-1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	195,200	112,941
施策Ⅲ-1-2 発達段階に応じた教育の振興	10,515,856	5,572,539
施策Ⅲ-1-3 青少年の健全な育成の推進	16,788	16,788
施策Ⅲ-1-4 高等教育の充実	1,864,443	1,363,448
施策Ⅲ-2-1 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	346,786	300,242
施策Ⅲ-2-2 スポーツの振興	768,855	674,623
施策Ⅲ-2-3 文化芸術の振興	714,891	398,995
施策Ⅲ-3-1 人権施策の推進	158,646	82,839
施策Ⅲ-3-2 男女共同参画の推進	316,329	167,872
施策Ⅲ-3-3 国際化と多文化共生の推進	88,971	75,479
施策Ⅲ-4-1 多様な自然の保全	617,098	385,677
施策Ⅲ-4-2 自然とのふれあいの推進	1,079,953	930,884
施策Ⅲ-4-3 景観の保全と創造	18,450	2,961
施策Ⅲ-4-4 文化財の保存・継承と活用	1,750,538	932,137
施策Ⅲ-4-5 環境保全の推進	2,534,229	939,391
施策Ⅲ-4-6 再生可能エネルギーの利活用の推進	6,111,723	2,583
基本目標Ⅲ 小計	27,098,756	11,959,399
施策1 県民の総力を結集できる行政の推進	420,356	387,242
施策2 市町村との更なる連携による行政の推進	484,948	433,565
施策3 財政健全化に向けた改革の推進	1,468,992	1,416,667
施策4 迅速に活動できる組織の運営	82,964	46,045
施策5 政策推進システムの充実	54,660	54,660
基本姿勢 小計	2,511,920	2,338,179
施策事業 計	277,937,454	80,150,949

※総合発展計画の施策の手段である事務事業について集計を行っています。
 ※病院局の所管事務事業(施策Ⅱ-3-2)については、コスト算定を行っていません。

■資料5-2 事務事業のH27コストの状況(部局別)

(単位:千円)

部局名	事業費	一般財源
政策企画局	392,218	343,834
総務部	5,799,171	3,199,594
防災部	5,029,968	483,478
地域振興部	3,914,900	3,002,844
環境生活部	3,833,991	1,826,191
健康福祉部	43,298,208	31,464,015
農林水産部	34,309,222	7,539,293
商工労働部	78,559,460	9,249,908
土木部	76,044,819	12,602,073
企業局	10,407,516	33,621
病院局	0	0
教育庁	11,147,455	7,239,983
警察本部	5,200,526	3,166,115
合計	277,937,454	80,150,949

※総合発展計画の施策の手段である事務事業について集計を行っています。
 ※病院局の所管事務事業については、コスト算定を行っていません。

「島根総合発展計画」第2次実施計画の取組み(政策評価)(概要)

[A]順調(達成できる) [B]概ね順調(概ね達成できる) [C]順調に進んでいない(達成困難)

基本 目標	政 策	これまでの主な成果	政策評価と今後の課題	【参 考】施策の状況		
				項 目	今年 度 評 価	H27末 達成 予測
I ・ 活 力 あ る し ま ね	1 も の づ く り ・ I T 産 業 の 振 興	<p>○ものづくり産業では、特に特殊鋼関連産業への支援により、中小企業が連携して航空機産業への参入を目指す取組みが始まり、共同受注体が設立された。また、成長が著しい新興国などへの展開を支援することにより、県内企業の海外事業への関心が高まり、海外展開を行う企業が増えた。</p> <p>○産業技術センターによる県内企業への技術移転は順調に伸びており、県内企業の技術力が向上した。</p> <p>○ソフト系IT産業は、即戦力となる人材の確保や、教育機関と連携したIT人材育成に取り組んだことにより、従業者数が着実に増えてきた。</p> <p>○企業立地では、高度な技術力を持った製造業や、多くのソフトウェア開発企業の誘致が実現した。また、県内工場のいくつかで生産拠点化が進んだ。</p>	<p>【評価】</p> <p>○計画期間の前半は、急速に進む経済のグローバル化、円高の影響などにより、企業の収益力の悪化が見られたが、ものづくり産業、ソフト系IT産業における、企業の体質強化、オンリーワンの技術や商品の開発、技術力の高い企業の誘致などの取組みにより競争力を回復しつつあり、施策目的は概ね達成できる見込みであり、政策目的も達成に向け順調に進んでいるが、引き続き、生産性の向上や人材の確保・育成などが必要。</p> <p>【課題】</p> <p>○県内製造業の従業員一人当たり年間付加価値額は全国平均の7割にとどまっており、一層の生産性の向上が必要。</p> <p>○県内企業の海外展開では、進出から現地での事業運営において、人材の確保・育成、円滑な資金調達、的確な情報収集などが大きな課題。</p> <p>○ソフト系IT産業では、新たな市場の創出が不可欠であり、そのためには人材の高度化や企画力・提案力の向上が必要。</p> <p>○総じて規模が小さい県内企業には、技術移転を前提に行う先導的な研究開発や大学等の技術シーズを活用した取組みが引き続き必要。</p> <p>○全国的に自治体間の誘致競争が激しくなっている中で、企業立地優遇制度の見直しや行政や関係機関との一層の連携強化が必要。</p>	1 県内企業の 経営・技術 革新の支援	B	B
	2 自 然 が 育 む 資 源 を 活 か し た 産 業 の 振 興	<p>○水稲については、平成24年から本格栽培を開始した新品種「つや姫」が、平成26年食味ランキングで「特A」を獲得、食味計や1.9mm選別網目の導入開始など、島根米のレベルアップに必要な体制づくりが進んだ。</p> <p>○林業については、主伐による原木増産の取り組みに着手し、高性能林業機械などの生産流通基盤の整備が進み、川下分野での製材工場・合板工場等での積極的な設備投資や木質バイオマス発電の開始に伴う林地残材の利用などにより県産原木の自給率が向上した。</p> <p>○水産業については、付加価値向上の取組みや沖合底びき網漁業等の漁業構造改革の取組みなどにより、魚価が向上し、宍道湖のシジミ資源の回復もあり、平成25年度以降、漁業年間生産額が増加した。</p> <p>○農林水産業の各分野において、相談から就業に至る各段階での支援と就業後のフォローアップなどの取組みにより新規就業者などの担い手の育成・確保が進んだ。</p> <p>○島根の自然が育んだ優れた県内の農林水産物を活用し、加工・販売までを一貫して行う6次産業や、地産地消に関わる様々な活動が拡大している。</p> <p>○県産品の販路拡大については、県産品販売パートナー店での県産品の取り扱いが、アイテム数・販売額ともに年を重ねるごとに増え、また、海外への販売額も増加するなど順調に推移している。</p>	<p>【評価】</p> <p>○高齢化などによる農業者の減少や農林水産物の価格低迷の中、新規就業者の確保等は順調に成果が上がり、施策目的は概ね達成できる見込みであり、政策目的も達成に向け順調に進んでいるが、農林水産業を取り巻く環境は厳しい状況が続くと考えられるため引き続き農林水産業の持続的発展に向けた取組みが必要。</p> <p>【課題】</p> <p>○水稲については、平成30年からの米の需要に応じた生産に移行できるように、「売れる米づくり」の推進による契約的取引の拡大が必要。</p> <p>○園芸については、リースハウス整備の推進などを通じて、産地の再生に向けた生産体制を構築していくことが必要。</p> <p>○肉用牛・乳用牛については、飼養戸数、頭数の減少が続いていることから、新たな担い手の確保や、肉用牛農家・酪農家・集落営農組織等が外部組織を介して相互に連携し規模拡大や生産性の向上を図る仕組みの構築が必要。</p> <p>○更なる原木増産を進めるとともに、高品質・高付加価値製品の加工施設の導入と県外や海外への販路の開拓、伐採跡地の再植林が必要。</p> <p>○基幹漁業の構造改革を着実に推進するとともに、「どんちっちアジ」等に続く高品質商品や消費者ニーズに応える商品づくりが必要。</p> <p>○農林水産業の生産を支え、担い手を確保・育成していくためには、基盤整備の継続的な推進が必要。</p> <p>○事業者の連携による6次産業の規模拡大や、事業者や県民による積極的な地産地消の取組みを進めて行くことが必要。</p> <p>○輸出の促進については、「安全・安心」な本県産品の強みを活かして、海外への販路開拓の取組みが必要。</p> <p>○「農林水産業の担い手の確保・育成」は、県民のニーズ度(県民満足度調査結果)が高い施策であることも踏まえることが必要。</p>	1 売れる農林 水産品・加 工品づくり	B	B
				2 県産品の販 路開拓・拡 大の支援	A	A
				3 農林水産業 の担い手の 育成・確保	B	B

基本 目標	政 策	これまでの主な成果	政策評価と今後の課題	【参 考】 施策の状況		
				項 目	今年 度 評価	H27末 達成 予測
I ・ 活 力 あ る し ま ね	3 観 光 の 振 興	<p>○行政や民間団体などによる特色ある地域資源を活用した観光地づくりが進むとともに、観光客受入れ態勢が向上したことにより、平成26年度の観光入込客年間延べ数は平成23年度に比べ約570万人増加した。</p> <p>○島根ならではのイメージは定着しつつあり、地域ブランド力調査では都道府県別で平成26年度は26位と、前年調査33位からランクアップしている。</p> <p>○「神々の国しまね」プロジェクトの成果を活用し、県内各地でガイド団体や県内旅行会社などにより、地域の観光資源を活かした観光商品作りが活発に行われるようになった。</p>	<p>【評価】 ○他地域との誘客競争が激化する中、平成25年の出雲大社「平成の大遷宮」や隠岐ジオパークの世界認定などを機に、島根に対する注目度が増したことを活かしつつ、県内各地の特色ある地域資源を活用した観光事業の展開及び、本県独自のブランディング等の取組みにより、平成23年度に比べ観光客は増加し、施策目的は概ね達成できる見込みであり、政策目的も達成に向け順調に進んでいるが、外国人観光客の誘客や新たな市場開拓、広域連携の強化が必要。</p> <p>【課題】 ○県内各地に存在する「本物」の地域資源を活かした新たな旅行商品づくりや、おもてなしの向上を、今後も継続して取り組むことが必要。</p> <p>○外国人観光客の誘客や、企業等が実施する会議・研修、招待旅行等(MICE)の誘致などの新たな市場開拓へ積極的に取り組むことが必要。</p> <p>○全国に浸透しつつある島根ならではのイメージを、国内外に向けて積極的に情報発信し、国内シニア層やさらなる増加が見込まれる外国人観光客の誘致を促進することが必要。</p> <p>○従来の連携体制を強化するとともに、近隣県や愛媛県を含めた新たな広域連携による情報発信や誘客対策の強化が必要。</p>	1 地 域 資 源 を 活 用 し た 観 光 地 づ く り の 推 進	B	B
				2 情 報 発 信 等 誘 客 宣 伝 活 動 の 強 化	A	A
	4 中 小 企 業 の 振 興	<p>○商工団体等との支援により、中小企業による地域資源を活かした新商品・新サービスの事業化累計件数は、平成25年度以降当初目標を大きく上回り、順調に進んでいる。</p> <p>○経営安定化の支援により、「中小企業支援計画」の重点目標としている経営計画新規策定事業者数は、目標の500件に対し816件の実績となっている。</p> <p>○中心市街地で空き店舗対策に取り組んだ事業者、中山間地域で空き店舗対策や移動販売車整備等に取り組んだ事業者数はともに目標を上回り、商業機能の確保が図られた。</p>	<p>【評価】 ○商工団体や市町村と連携し、中小企業への巡回訪問の充実、専門家の派遣や経営計画の策定支援及びフォローアップ等に取り組んだことで、施策目的は概ね達成できる見込みであり、政策目的も達成に向け順調に進んでいるが、人口減少や後継者不足等の長期的要因に加え、先行き不透明な経済状況が続いており、引き続き対応が必要。</p> <p>【課題】 ○県内企業は、経営者の高齢化が進行しており、事業を円滑に承継することが必要。</p> <p>○新商品の開発・事業化に取り組む企業や「経営革新計画」を策定した県内中小企業に対する支援継続のほか、新規案件の掘り起こしが必要。</p> <p>○中小企業が必要とする円安等によるコスト上昇や国際環境の変化等に対応した支援策の実施、及び中小企業を支援する商工団体の指導員の資質向上を図ることが必要。</p> <p>○中心市街地の活性化や中山間地域の商業機能維持には、空き店舗対策のほか、市町村や商工団体、県においても部局横断で連携し、新規創業や事業承継を促進する取組みが必要。</p>	1 特 色 あ る 技 術 ・ 材 料 を 活 か し た 取 組 み の 促 進	A	A
				2 経 営 安 定 化 の 支 援	B	B
				3 商 業 の 振 興	B	B
	5 雇 用 ・ 定 住 の 促 進	<p>○関係機関との密な連携や産業人材の育成に関する施策により、職業訓練を終了した若年者の就職率、離転職者の就職率ともに順調に推移している。</p> <p>○個別企業や商工団体等に対する求人要請活動や、緊急雇用創出事業を活用した雇用の場創出等により、一定程度の就業機会が確保できた。</p> <p>○関係機関が一丸となり、充実した各種定住施策にきめ細やかに取り組んだ結果、U・Iターン希望者の産業体験終了後の定着数、無料職業紹介による就職決定者数は平成24年度以降目標を上回る水準で効果を上げた。</p>	<p>【評価】 ○経済状況の好転もあり、県内産業への就業や高校生の県内就職が伸びるなど、産業人材の育成やU・Iターンの促進について施策目的は概ね達成できる見込みであり、政策目的も達成に向け順調に進んでいるが、労働人口の減少から、今後は県内企業での就業者確保に向けた取組みの推進が必要。</p> <p>【課題】 ○景気の回復基調が続く中、若者等と県内企業とのマッチングの強化が必要。また、高校生・大学生の就職3年以内の離職率が全国平均を上回っていることから、産業人材の育成及び定着についての取組みの強化が必要。</p> <p>○産学官の連携を進めるため、各地域で既に行われている特色のある人材育成の取組みを活かしていく必要がある。</p> <p>○安定した雇用を確保し、県内経済を活性化するためには、企業の就業環境の改善が大切であり、さらなる社会的気運の醸成が必要。</p> <p>○関係機関との連携を継続し、情報共有・施策調整を行いながら、実効性のある取組みを推進することで、ワーク・ライフ・バランスへの理解を深めることが必要。</p> <p>○U・Iターンの取組みに対する全国的な自治体間での競争激化への対応が必要。</p> <p>○「雇用・定住の促進」は、県民のニーズ度(県民満足度調査結果)が高い政策であることも踏まえることが必要。</p>	1 産 業 人 材 の 育 成	B	B
				2 雇 用 ・ 就 業 の 促 進	B	B
				3 就 業 環 境 の 整 備	B	B
				4 U ・ I タ ー ン の 促 進	B	A

基本 目標	政 策	これまでの主な成果	政策評価と今後の課題	【参 考】 施策の状況		
				項 目	今年 度 評価	H27末 達成 予測
Ⅰ・ 活力あるしまね	6 産業基盤 の維持・ 整備	<p>○高速道路では、中国横断道尾道松江線の全線が平成26年度に開通した。山陰道は平成25～26年度に仁摩温泉津道路の全線と浜田三隅道路の原井～西村間が開通するなど整備が進んだ。</p> <p>○高速道路につながる県道を重点的に整備し、高速道路へのアクセスが向上した。</p> <p>○出雲大社の大遷宮の効果や観光キャンペーンに伴う観光客の増加等により、出雲縁結び空港、萩・石見空港の利用者数が増加し、県内航空路線の維持・拡充に貢献した。</p> <p>○出雲名古屋線が平成27年3月から定期航空路線として、出雲札幌線が平成26年度から8月の季節運航として再開し、萩・石見空港の東京線は、平成26年3月から2便化となり、利便性が高まった。</p> <p>○空港の適正な管理がなされたことにより、航空機の安全な運航が確保された。港湾では、浜田港などの防波堤や岸壁の施設整備・改修が進んだ。</p> <p>○日本海側拠点港の浜田港、境港では、ポートセールス体制の強化や施設整備により、コンテナ貨物取扱量やクルーズ船の寄港が増加した。</p>	<p>【評価】</p> <p>○中国横断自動車道尾道松江線の全線供用や航空路線が充実されたことなどにより、一定程度の時間距離の短縮や利便性の向上が図られ、施策目的は概ね達成できる見込みであり、政策目的も達成に向け順調に進んでいるが、依然、山陰道が全線開通していないなど基盤整備が十分でないことから、引き続き取組みを進めることが必要。</p> <p>【課題】</p> <p>○山陰道の早期全線開通に向けて、関係団体や県民と共に国に強く働きかけていくことが必要。また、整備の進捗を図るための工程調整や用地取得と埋蔵文化財調査の体制強化が必要。</p> <p>○県内航空路線の維持・拡充のため、観光客の誘致などによる交流人口の拡大、利便性の向上に向けた取組みを継続して推進することが必要。</p> <p>○滑走路等の空港施設の機能を適切に発揮させるためには、適切な維持管理に加え、限られた予算の中、老朽化が進む施設・設備等を計画的に補修・更新していくことが必要。</p> <p>○港湾施設の計画的な維持修繕・更新により、施設の長寿命化を図ると共に、費用を平準化していくことが必要。</p>	1 高速道路網 の整備	A	A
		2 航空路線の 維持・充実	B	A		
		3 空港・港湾 の維持・整 備	B	B		
Ⅱ・ 安心して暮ら せるしまね	1 安全対策 の推進	<p>○危機管理事案については、危機管理対策本部を設置し、適切な情報提供に努めるとともに、全庁を挙げて必要な対応に取り組んだ。</p> <p>○新型インフルエンザ等対策行動計画を策定するとともに新型インフルエンザ等対応マニュアルを整備し、迅速かつ的確な実施に向けた体制整備を図った。</p> <p>○平成25年の県西部を中心とした豪雨災害を踏まえ、職員を情報連絡員として市町村へ派遣する体制の構築など災害時の防災体制の強化を図った。</p> <p>○国の災害対策基本法や防災基本計画の修正に伴い、県の地域防災計画（風水害編、震災編）の見直しを行い、必要な対策に取り組んだ。</p> <p>○「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」に基づき、支援・受援マニュアルを定め、訓練を通じて検証し、改訂を行った。</p> <p>○土砂災害警戒区域（イエローゾーン）について、県内全域で指定を行った。</p> <p>○国の「原子力災害対策指針」等の見直しを踏まえ、県や立地・周辺市では、避難計画を策定するとともに、地域防災計画（原子力災害対策編）を改定し、必要な対策に取り組んだ。</p>	<p>【評価】</p> <p>○危機管理事案への適切な対応や各種防災体制の強化を図ったことなどにより、施策目的は概ね達成できる見込みであり、政策目的も達成に向け順調に進んでいるが、安全安心な県民生活を確保するため、引き続き取組みを進めることが必要。</p> <p>【課題】</p> <p>○県民の防災意識の向上と災害時における迅速な対応を行うための体制整備や、広域的大規模災害時に対応した他県との相互支援体制の一層の整備が必要。</p> <p>○土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）について、市町村と協働して指定を進めるとともに、住民への周知を図ることが必要。</p> <p>○適合性確認審査中の島根原発2号機、廃止が決定した島根原発1号機については、安全の確保を大前提として、県として適切に対応することが必要。</p> <p>○原子力災害対策指針等の改定を受け、避難行動要支援者等の対応や安定ヨウ素剤の配布、避難退却時検査（スクリーニング）などについても盛り込んだ防災計画・避難計画の改定をするなど、緊急時の防災体制をさらに充実させることが必要。</p> <p>○「原子力安全・防災対策の充実・強化」は、県民のニーズ度（県民満足度調査結果）が高い施策であることも踏まえることが必要。</p> <p>○高齢者や障がい者などを狙う悪質商法がますます巧妙化してきており、未然防止対策の強化が必要。</p> <p>○災害危険箇所がまだ多く残っており、緊急度等を考慮しながら、計画的に整備を進めることが必要。</p> <p>○ノロウイルスによる食中毒が依然として多いことから、関係者や県民に対して様々な媒体、講習会等を利用した一層の啓発が必要。</p>	1 危機管理体 制の充実・ 強化	A	A
		2 消防防災対 策の推進	B	B		
		3 原子力安 全・防災対 策の充実・ 強化	B	A		
		4 治安対策の 推進	B	B		
		5 交通安全対 策の推進	B	B		
		6 消費者対策 の推進	B	B		
		7 災害に強い 県土づくり	B	B		
		8 食の安全の 確保	B	B		

基本 目標	政 策	これまでの主な成果	政策評価と今後の課題	【参 考】 施策の状況		
				項 目	今年 度 評価	H27末 達成 予測
II・安心して暮らせるしまね	2	健康づくりと福祉の充実 <p>○子どもの朝食欠食の課題に取り組む団体や、たばこの煙のない店舗の登録数が増加するなど、健康づくりに関する県民運動が浸透してきた。</p> <p>○各種相談窓口の周知、いのちの電話のボランティア相談員の養成支援、ゲートキーパーの養成などに取り組み、自死者数は減少傾向にある。</p> <p>○住民による介護予防の取り組みや認知症に対する意識醸成、元気な高齢者が地域活動へ参加するための支援、介護サービスの質の向上、地域包括ケアシステムの早期構築を図るための医療と介護の連携が強化された。また、介護・福祉人材の確保・定着が図られてきた。</p> <p>○障がい福祉については、グループホーム等の整備が進み、地域の相談体制が充実してきたことから、施設入所等から地域生活への移行が進んだ。</p> <p>○地域福祉については、住民の福祉活動の基盤となる活動組織数が増えるなど、地域支え合い体制の構築が進んだ。</p>	<p>【評価】</p> <p>○健康づくりや介護予防の推進、障がい者の自立支援等により、施策目的は概ね達成できる見込みであり、政策目的も達成に向け順調に進んでいるが、今後も増えていく高齢者が安心して生活するために必要な医療と介護の充実を図ることが必要。</p> <p>【課題】</p> <p>○特定健康診査の受診率や特定保健指導の実施率、がん検診の受診率を高めるため、保険者と連携・協働して取り組むことが必要。また、県民健康づくり運動は浸透しつつあるものの、働き盛り世代の参加が少ないこと、肥満者割合や若い世代の朝食欠食率が改善しないことなどが課題。</p> <p>○自殺死亡率は減少したものの依然として高く、自死の背景・要因の検討を踏まえて取り組むことが必要。</p> <p>○地域の繋がりが希薄化する中で、自治会等を単位とした、地域の支え合いや見守りの仕組みづくりを一層進めていくことが必要。</p> <p>○介護予防においては、家庭や社会への参加を進めることや、多様な主体により生活支援サービスが提供される必要がある。また、医療と介護のサービスが切れ目なく提供されるとともに、福祉・介護職員を確保することが必要。</p> <p>○障がい者が地域生活に移行するため、グループホームなどの整備や、段階的に生活能力を身に付けることが必要。併せて、障がいに関する理解がさらに深まる必要がある。</p>	1 健康づくりの推進	B	B
	3	医療の確保 <p>○中国地方各県において平成25年からドクターヘリの相互利用が開始されるとともに、ITを活用した全県医療情報ネットワークの整備・拡大が図られるなど、医療機関の広域連携が進んだ。</p> <p>○医師の招へいや、地域枠や奨学金等の貸与を受けた医学生、研修医に対する島根大学地域医療支援学講座やしまね地域医療支援センターの取り組みなどにより、県内に勤務する医師が増加してきた。</p> <p>○看護職員確保については、修学資金を貸与することなどにより、県内就業率が向上し、県内に勤務する看護師が増加してきた。</p> <p>○県立病院では、救命救急センターの体制整備や、周産期・新生児医療などの政策医療、がん治療等の高度・特殊・専門医療、県内各地への代診医派遣など地域医療体制の確保に取り組んだ。また、入院患者への適切な治療やケアにより早期退院を図るなど精神医療の充実に取り組んだ。</p> <p>○がん薬物療法専門医・がん看護専門看護師・がん薬物療法に精通した薬剤師は順調に確保され、緩和ケアの基本的技術を習得した医師数も順調に増加した。また、がん対策基金が(公財)ヘルスサイエンスセンター島根から病院や検診啓発団体に配分され、がん医療従事者の養成やがん啓発等が推進された。</p>	<p>【評価】</p> <p>○医師をはじめとする医療従事者が不足する中、地域連携などの様々な取り組みや医療従事者の養成・確保が進み、施策目的は概ね達成できる見込みであり、政策目的も達成に向け順調に進んでいるが、引き続き、医療従事者の確保や医療機能の維持に向けた取り組みが必要。</p> <p>【課題】</p> <p>○75歳以上の高齢者の増加に伴い医療費が増大していくことが見込まれるなかで、社会保障制度を持続可能なものにするには、医療の効率化が必要。</p> <p>○地域枠や奨学金の貸与を受けた医師の県内定着の促進など医療従事者の確保に取り組む、限られた医療従事者、施設、設備が効率的・効果的に活用されるように医療機関相互の機能分担と連携が強化されることが必要。</p> <p>○医療と介護が連携し、地域で患者や要支援者を支える「地域包括ケアシステム」の実現が求められており、在宅医療を推進するとともに、医療と介護の連携を強化していくことが必要。</p> <p>○看護職員が県内に就業するための取り組みを引き続き行い、需給ギャップの縮小を図ることが必要。</p> <p>○県立病院では、安定的・継続的に県の基幹的病院としての機能を維持・充実するために、医療従事者を積極的に確保することが必要。</p> <p>○がん医療従事者や院内がん登録の実施医療機関数を増やすことが必要。併せて、緩和ケアの提供体制の充実を図ることやがん患者の就労に対する理解を進めることなどが必要。</p> <p>○「医療の確保」は、県民のニーズ度(県民満足度調査結果)が高い政策であることも踏まえる必要がある。</p>	1 医療機能の確保	B	B
				2 県立病院における良質な医療提供	B	B
				3 医療従事者の養成・確保	B	B

基本 目標	政 策	これまでの主な成果	政策評価と今後の課題	【参 考】 施策の状況		
				項 目	今年 度 評価	H27末 達成 予測
II・安心して暮らせるしまね	4	子育て支援の充実	<p>【評価】</p> <p>○子育てを地域全体で応援する気運が広がりつつあり、施策目的は概ね達成できる見込みであり、政策目的も達成に向け順調に進んでいるが、若い世代の結婚したい、子どもを持ちたいという希望を実現するため、結婚、妊娠、出産、子育てまで切れ目のないきめ細やかな支援や、仕事と子育ての両立支援などを官民一体となって推進することが必要。</p> <p>【課題】</p> <p>○合計特殊出生率は全国的に上位にあるものの、緩やかながらも減少傾向にある婚姻数、出生数の向上を図ることが課題。</p> <p>○結婚ボランティア「はぴこ」等による成婚等の実績は年々上がりつつあるが、婚姻数を押し上げる状況には至っていないことから、結婚対策の充実を図ることが必要。</p> <p>○保育所待機児童の解消対策を進めるとともに、子育てに対する負担の軽減や、こころサポート事業の拡大、行政と各団体との連携などにより、子育て家庭を地域社会全体で支える環境づくりをさらに進めることが必要。</p> <p>○しまね子育て応援企業(こころカンパニー)の登録数を増やすことなどにより、従業員の子育てに配慮した職場環境づくりに積極的に取り組む企業が増えることが必要。</p> <p>○複雑・困難化する児童相談に適切に対応するため、児童相談所や市町村の相談支援機能を一層充実するほか、関係機関相互の連携を強化していくことが必要。また、家庭的な環境の中で養育するため、施設の小規模化や里親委託の促進を図っていくことが必要。</p> <p>○ひとり親家庭等の生活安定や就業を促進するため、各種支援制度を周知するとともに、市町村やハローワークなど関係機関との連携強化を図っていくことが必要。</p> <p>○男性不妊についての理解が不十分であり、男性の不妊治療の参加が遅れがちであることが課題。</p>	1 子育て環境の充実	B	B
				2 子育て福祉の充実	B	B
				3 母子保健の推進	B	B
	5	生活基盤の維持・確保	<p>【評価】</p> <p>○各種生活基盤整備や、ソフト施策が着実に進められ、施策目的は概ね達成できる見込みであり、政策目的も達成に向け順調に進んでいるが、人口減少をはじめとする厳しい状況にある中山間地域については、地域コミュニティの維持・再生等に引き続き取り組むことが必要。</p> <p>【課題】</p> <p>○道路整備・維持については、必要な国予算の確保と執行時のコスト削減を引き続き図ることが必要。</p> <p>○橋梁、トンネル等の道路ストックについては、進行する老朽化に対応していくことが必要。道路の無電柱化については、地中化にこだわらない多様な手法も用いつつ、災害等での電柱倒壊により緊急輸送道路の通行が妨げられないよう整備を進めていくことが必要。</p> <p>○中山間地域の移動手段を確保するため、支援のあり方について検討を進め、交通ネットワークの再構築を図ることが必要。離島航路については、高速船の安定的な運航や隠岐航路の利便性向上、利用者へのサービス向上に向けた取組みを促進していくことが必要。</p> <p>○汚水処理施設整備については、特に遅れている西部地区、隠岐地区の進捗を図っていくことが必要。</p> <p>○今後も進行する高齢化に対応するため、高齢者の住まいの整備は引き続き必要。</p> <p>○中山間地域の抱える課題は多分野に渡るため、長期的な視点に立って積極的な地域再生を図っていくことが必要。また、農業担い手の不在集落対策については、サポート経営体の育成を図ることが必要。</p> <p>○中山間地域の鳥獣被害対策や、農村地域の生活環境の改善等を進めていくことが必要。</p> <p>○農業・農村の有する多面的機能を維持、発揮させる集落や地域の取組みを推進していくことが必要。</p>	1 道路網の整備と維持管理	A	B
			2 地域生活交通の確保	B	B	
			3 地域情報化の推進	B	B	
			4 都市・農山村空間の保全・整備	B	B	
			5 居住環境づくり	B	B	
			6 地域コミュニティの維持・再生	B	A	

基本 目標	政 策	これまでの主な成果	政策評価と今後の課題	【参 考】 施策の状況		
				項 目	今年 度 評価	H27末 達成 予測
Ⅲ 心豊 かな しま ね	1 教育の充 実	<p>○県内全ての公立小・中学校の全学年、全学級において、総合的な学習の時間等を使って年間35時間以上の「ふるさと教育」が実施された。</p> <p>○放課後子ども教室、放課後児童クラブのいずれか又は両方実施している小学校区が89.3%まで上昇した。</p> <p>○食育を効果的に推進するための計画の策定率は年々増加し、小学校97.9%・中学校94.8%まで高まった。</p> <p>○高卒就職内定率は、年々向上し、県内就職率は高い水準を保っている。(平成26年度の高卒就職内定率99.5%、県内就職率79.2%)</p> <p>○特別な支援を必要とする児童生徒への支援については、児童生徒ひとりひとりの教育支援計画を作成したり、県内全ての小・中・高等学校に特別支援教育コーディネーターを置くなど、校内支援体制整備は進んできている。</p> <p>○官民一体となった非行少年の立ち直り活動の推進、少年を見守る社会気運の高まり等により、平成26年中の非行少年は324人で、統計を取り始め昭和24年以降最少となった。</p> <p>○県立大学の定員充足率や公開講座年間受講者数については、目標を達成しており、学生にとって魅力ある学校づくり、地域に根ざし地域社会に貢献する取組みが進展した。</p>	<p>【評価】</p> <p>○学校・家庭・地域が連携協力して子どもたちを育てようとする気運が醸成されつつあり、子どもの学力や体力についても、教育施策の充実や学校での指導改善の継続した取組みにより、施策目的は概ね達成できる見込みであり、政策目的も達成に向け順調に進んでいるが、ふるさと教育、学力向上対策、特別支援教育など、引き続き、島根の次世代を担う教育の充実が必要な状況。</p> <p>【課題】</p> <p>○ふるさと教育については、従来の小中学生に加え、就学前の子どもから高校生、大人までを対象に推進していくことが必要。</p> <p>○基本的な生活習慣の確立及び食育の推進については、中学生、高校生の睡眠時間の確保や高校生の食生活を通じた健康管理を促す指導を積極的に推進していくことが必要。</p> <p>○学力向上を図るため、全国学力・学習状況調査結果から見えた課題や改善方を学校全体で共有し、組織的に授業改善につなげる取組みが必要。</p> <p>○児童生徒の体力や運動能力が低下していることから、授業において達成感や充実感を味わえるような教材の研究、指導方法の工夫をするなど改善を図っていくことが必要。</p> <p>○未就学児に対する絵本の読み聞かせや親子読書などを推進し、読書習慣の定着を図っていくことが必要。</p> <p>○特別な支援を必要とする児童生徒へ早期からの一貫した支援を実施するために、児童生徒ひとりひとりの教育支援計画等の作成・活用による幼(保)・小・中・高校の連携強化や教職員の専門性のさらなる向上を図っていくことが必要。</p> <p>○青少年健全育成に係る普及啓発活動の充実と、活動の推進母体である青少年育成島根県民会議の運営強化を図っていくことが必要。</p> <p>○地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図るため、県立大学の魅力ある学校づくり、地域社会に貢献する取組みを引き続き発展的に実施していくことが必要。</p>	1 学校・家庭・ 地域の連携 協力による 教育の充実	B	B
	2 多彩な県 民活動の 推進	<p>○ボランティア活動に参加している人の割合のアンケート調査結果は、H24年度以降は26%以上で推移し、H25年度は30%となり、調査開始したH15年度以降で最も高い割合で、全国的にも高い水準にある。</p> <p>○県のスポーツ・レクリエーション祭では、約5,500人(H26年度実績)の参加者があり、障がいのある方の参加が年々増えてきているなど、県民のスポーツ・レクリエーション活動に参加する気運が高まっている。</p> <p>○国民体育大会において、全国順位は低位であるが、少年の部は近年全国で上位入賞するなど少しずつ実績を残してきている。</p>	<p>【評価】</p> <p>○県内のNPO法人数の増加、ボランティア活動への県民の高い参加率、県民文化祭の毎年4万人を越す幅広い県民の参加、県民のスポーツ活動への取組みの気運の高まりなど、多彩な県民活動の進展が見られ、施策目的は概ね達成できる見込みであり、政策目的も達成に向け順調に進んでいるが、さらに県民参加が進むよう取り組むことが必要。</p> <p>【課題】</p> <p>○NPO法人の認証数の減少と解散法人数の増加に伴い、県内のNPO法人数は、H26年度以降、約270で横ばい傾向にある。新たな公共サービスの担い手としても県内のNPO法人の役割は高まってきており、団体の育成や組織課題に対応した研修や相談事業などに取り組むことが必要。</p> <p>○競技人口のすそ野を広げ、競技の普及や人材の育成・強化を図っていくために、各競技団体が地域と一体となった取組みの推進が必要。</p> <p>○中・高・大学生等の若者を含めた幅広い県民が参加できる県民文化祭にすることにより、担い手の育成に努め、文化芸術活動の裾野の拡大を図ることが必要。</p>	1 生涯を通じ た学習と社 会貢献活動 の推進	B	B
				2 スポーツの 振興	B	B
				3 文化芸術の 振興	B	B

基本 目標	政 策	これまでの主な成果	政策評価と今後の課題	【参 考】 施策の状況		
				項 目	今年 度 評 価	H27末 達成 予 測
Ⅲ・心豊かなしまね	3 人権の尊重と相互理解の推進	<p>○「人権啓発フェスティバル」の参加者へのアンケート結果は、「人権課題への関心や意識を高める上で十分役立った・ある程度役だった」の回答が99.5%(H26年度実績)となるなど、人権課題への関心や理解を図ることができた。</p> <p>○県民世論調査によると、固定的な性別役割分担意識にとられない人の割合は、73.4%(H26年度)となり、高くなっている。特に、若年層における固定的な性別役割分担への意識について大きな改善が見られた。</p> <p>○東日本大震災以降、しまね国際センターによる災害対策冊子やリーフレットの作成、大学や市町村とも連携した防災訓練への参加などの積極的な取組みにより、県民の国際化への理解が徐々に進んだことから、国際交流ボランティアの登録者数が増加した。</p>	<p>【評価】 ○人権尊重や男女共同参画社会の実現等に向けた施策等の取組みにより、施策目的は概ね達成できる見込みであり、政策目的も達成に向け順調に進んでいるが、更に県民の理解等が深まるよう引き続き、より効果的な取組みにしていくことが必要。</p> <p>【課題】 ○人権啓発・教育への参加者を増やすため、公民館など社会教育機関の協力を得ることや、若年層などが関心を持つ内容の人権啓発イベントにしていくことが必要。</p> <p>○固定的性別役割分担意識にとられない人の割合は増加しているが、啓発が浸透しきれていない現状があることなどから、あらゆる世代に対する啓発、理解促進に引き続き取り組むことが必要。</p> <p>○国における女性の活躍推進の動きも踏まえながら、職場や地域において女性が十分に個性や能力を發揮できる環境づくりを進めていくことが必要。</p> <p>○交流の翼など次世代人材育成のための青年派遣事業や北東アジア地域との交流事業の実績が伸び悩んでおり、一層の普及啓発等が必要。</p>	1 人権施策の推進	B	B
				2 男女共同参画の推進	B	B
				3 国際化と多文化共生の推進	B	B
	4 自然環境、文化・歴史の保全と活用	<p>○自然公園、自然歩道の利用については、施設の修繕を計画的に行い、身近な自然体験の場を提供。</p> <p>○隠岐ジオパークについては、ジオサイト整備などを進め、平成25年9月に世界ジオパークに認定された。</p> <p>○県の景観施策として、大規模行為の届出に係る指導・助言、しまね景観賞をはじめとする普及啓発事業を継続的に行っており、良好な景観形成に寄与した。</p> <p>○島根の歴史文化の調査研究を計画的に進め、県外シンポジウム、巡回講座、セミナーの開催、古代歴史文化賞及び14県連携の古代歴史文化に関する共同研究の実施などにより、歴史文化の価値や魅力を県内外に情報発信した。</p> <p>○県内8市1町でレジ袋有料化など、県民、事業者、NPO等の団体、行政が連携した3Rの取組が広がった。</p> <p>○太陽光発電を中心に、国の固定価格買取制度や県補助金制度により民間事業者などの取組みが進んだ。</p> <p>○木質バイオマス発電は、H27年度に県内2箇所が発電が開始された。また、製材所の木材乾燥用ボイラーや温泉施設での給湯用ボイラーの導入など熱利用が進んだ。</p>	<p>【評価】 ○隠岐ジオパークが世界ジオパークに認定されるなど、豊かな自然、文化等の利用・保全等の各種取組みにより、施策目的は概ね達成できる見込みであり、政策目的も達成に向け順調に進んでいるが、引き続き様々な課題等に対して取組みを強化していくことが必要。</p> <p>【課題】 ○サヘルなどの自然学習施設の利用者数は近年伸び悩んでおり、常設展示の見直しを含む計画的な維持修繕、魅力ある企画展の実施や各種PR活動による集客対策が必要。</p> <p>○隠岐世界ジオパークについては、その価値をわかりやすく県内外に情報発信し、更なる活用に向けた取組みを官民一体となって推進し、平成29年度の再認定を確実にしていくことが必要。</p> <p>○引き続き歴史文化遺産の保存・継承に取り組むとともに、他県との連携を図りながら、島根の歴史文化の価値や魅力を情報発信し、全国的に古代歴史文化への興味関心を高めていくことが必要。</p> <p>○環境意識の高まりを踏まえ、地球温暖化対策の見える化やリサイクルの推進など、県民や事業者の具体的な行動を促すための事業を市町村や関係機関と連携し、取組みを強化していくことが必要。</p> <p>○今後の木質バイオマス需要に対応して、燃料となる県内産の燃料チップを長年にわたり安定的に供給していくことが必要。</p>	1 多様な自然の保全	B	B
				2 自然とのふれあいの推進	B	B
				3 景観の保全と創造	A	A
				4 文化財の保存・継承と活用	B	B
5 環境保全の推進				B	B	
6 再生可能エネルギーの利活用の推進				B	A	

主な成果参考指標

[A]順調(達成できる) [B]概ね順調(概ね達成できる) [C]順調に進んでいない(達成困難)

基本目標	政 策	施 策	今年度評価	H27末達成予測	施 策 の 状 況											
					主 な 成 果 参 考 指 標						単位	H23実績	H24実績	H25実績	H26実績	H27目標
					指 標 名 等											
I 活力あるしまね	1 ものづくり・IT産業の振興	1 県内企業の経営・技術革新の支援	B	B	県内製造業の年間付加価値額	億円	3,369	3,385	3,331	3,371	4,060					
		2 ソフト系IT産業の振興	B	B	ソフト系IT産業の従業者数	人	1,086	1,123	1,127	1,163	1,260					
			B	B	ソフト系IT産業の年間売上高	億円	165	178	178.4	215.6	190					
		3 新産業・新事業の創出	B	B	県内企業が新技術や新素材を活かした商品化や事業化を展開した件数(累計)	件	59	75	88	108	100(118)					
	4 企業誘致の推進	B	B	誘致企業の新規雇用者計画数(4年間の累計)	人	1,537	238	524	947	2,000						
	2 自然が育む資源を活かした産業の振興	1 売れる農林水産品・加工品づくり	B	B	有機農業の年間取組面積	ha	273	346	350	354	310(361)					
			B	B	県産原木自給率	%	27	30	31	33	35					
			B	B	漁業年間生産額	億円	218	196	207	215	220					
			B	B	美味しまね認証件数(累計)	件	48	56	58	62	80					
		2 県産品の販路開拓・拡大の支援	A	A	県外の県産品取扱事業者(しまね県産品販売パートナー店)数(累計)	事業所	35	42	43	43	38(43)					
		3 農林水産業の担い手の育成・確保	B	B	農林水産業新規就業者数(4年間の累計)	人	940	231	500	785	1,000					
	B		B	特定農業法人・特定農業団体数	組織	174	174	179	181	210						
	3 観光の振興	1 地域資源を活用した観光地づくりの推進	B	B	観光入込客年間延べ数	千人	27,489	29,188	36,819	33,207	30,000					
			B	B	年間観光消費額	億円	1,188	1,266	1,564	1,367	1,400					
			B	B	着地型旅行年間商品数	件	98	106	111	127	140					
	2 情報発信等誘客宣伝活動の強化	A	A	しまね観光ナビゲーション(国内外版)トップページの年間アクセス件数	アクセス	642,671	750,584	968,371	996,101	1,000,000						
	4 中小企業の振興	1 特色ある技術・材料を活かした取組みの促進	A	A	地域資源を活かした新商品・新サービスの事業化件数(累計)	件	20	24	43	49	30(52)					
		2 経営安定化の支援	B	B	県内中小企業の経営改善や新規事業に取り組む年間事業所数	事業所	229	215	146	119	200					
			B	B	商工団体による県内中小企業の年間巡回相談対応件数	件	39,942	38,379	38,849	38,395	35,700					
	3 商業の振興	B	B	中心市街地で空店舗対策等に取り組む商店等の年間数	件	73	73	74	55	42(55)						

基本目標	政 策	施 策	今年度 評価	H27末 達成 予測	施 策 の 状 況										
					主 な 成 果 参 考 指 標										
					指 標 名 等	単 位	H23 実績	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 目標				
I・活力あるしまね	5 雇用・定住の 促進	1 産業人材の育成	B	B	産学官連携組織構築市町村数(累計)	市町村	4	5	5	7	8				
		2 雇用・就業の促進	B	B	県内企業の採用計画人員の充足率	%	98.2	95.3	96.9	97.2	100.0				
					高校生の県内就職率	%	77.6	78.6	77.4	78.2	80.0				
		3 就業環境の整備	B	B	中小企業勤労者福祉サービスセンターの加入率	%	11.5	11.8	12.1	12.3	13.0				
	4 U・Iターンの促進	B	A	U・Iターン希望者の産業体験終了後の年間定着者数	人	19	38	51	53	35 (45)					
				半農半XによるU・Iターン年間実践者数	人	3	8	9	8	10					
	6 産業基盤の維 持・整備	1 高速道路網の整備	A	A	高速道路供用率	%	59	63	65	70	70				
		2 航空路線の維持・充実	B	A	出雲緑結び空港の年間乗降客数	万人	63.7	69.6	83.4	78.5	70.0 (80.0)				
					萩・石見空港の年間乗降客数	万人	6.6	7.1	7.9	11.4	7.0 (13.0)				
					隠岐世界ジオパーク空港の年間乗降客数	万人	5.2	5.2	5.2	5.1	5.1				
3 空港・港湾の維持・整備	B	B	物流拠点港の岸壁の整備率	%	92.0	93.0	96.1	96.2	94.1 (97.9)						
II・安心できるしまね	1 安全対策の推 進	1 危機管理体制の充実・強化	A	A	危機管理事案発生時に迅速・的確な対応が取れる体制の充実・強化を図る。		○発生が想定される危機管理事案について、平素から情報収集に努めており、発生時の行動マニュアル等も整備している。								
		2 消防防災対策の推進	B	B	広域的大規模災害や津波災害に対応できるよう県地域防災計画(震災編)の見直しを行う。		○H25年2月修正(防災基本計画修正の反映、震災編に津波災害対策計画を挿入し、津波災害対策を拡充) ○H26年3月修正(防災基本計画修正の反映、特別警報の運用開始に伴う修正)								
					土砂災害警戒区域等の指定箇所数	箇所	31,789	31,789	32,307	33,037	35,000				
		3 原子力安全・防災対策の充実・強化	B	A	モニタリングポスト等機器の増設、体制の見直しを図り、平常時及び緊急時における環境放射線監視体制を充実する。		○固定局モニタリングポスト3局舎や環境放射線情報システムを改修するとともに、簡易型モニタリングポスト15基を設置した。また、水準調査用モニタリングポスト1基を移設した。								
	広域避難に対応できるよう地域防災計画(原子力編)の見直しを行う。					○H25年2月修正(福島第一原子力発電所事故発生による国の防災基本計画の修正に伴う、原子力災害対策重点区域(PAZ、UPZ)の設定等) ○H26年3月修正(国の防災基本計画及び原子力災害対策指針の修正に伴う、防護対策の判断基準(EAL、OIL)の設定等)									
4 治安対策の推進	B	B	犯罪率(暦年)	%	94.0	90.0	95.9	97.3	95.0	件/千人 以下	6.3	6.4	6.2	6.8	6.1以下

基本目標	政 策	施 策	今年度評価	H27未達成予測	施 策 の 状 況						
					主 な 成 果 参 考 指 標						
					指 標 名 等	単 位	H23実績	H24実績	H25実績	H26実績	H27目標
Ⅱ 安心・安全・暮らしの向上	1 安全対策の推進	5 交通安全対策の推進	B	B	交通事故年間死者数	人以下	31	45	28	26	20以下
					交通事故年間死傷者数	人以下	2,169	2,065	1,978	1,857	1,600以下
					交通事故年間高齢者死者数	人以下	19	26	21	18	10以下
		7 災害に強い県土づくり	B	B	土砂災害から保全される人口	人	152,400	155,133	157,155	159,071	158,300 (159,100)
					緊急輸送道路網橋梁耐震対策実施率	%	52	53	55	57	60
		8 食の安全の確保	B	B	食中毒年間発生件数	件以下	16	7	13	11	7以下
	2 健康づくりと福祉の充実	1 健康づくりの推進	B	B	がん検診年間受診者数	人	147,677	138,615	141,005	136,749	190,000
					肥満者割合(40～74歳)(年間)	%	34.9	35.2	34.7	34.9	30.0
		2 地域福祉の推進	A	B	小地域福祉活動組織の設置数(累計)	力所	1,866	2,810	3,213	3,540	3,100 (3,887)
		3 高齢者福祉の推進	B	B	介護を要しない高齢者の割合(年間)	%	84.7	84.6	84.5	84.4	84.7
		4 障がい者の自立支援	B	B	施設から地域生活への移行者数(累計)	人	445	497	523	535	541
					入院が1年未満の精神障がい者の平均退院率(年間)	%	69.7	72.5	70.6	70.9	76.0
	5 生活衛生の充実	A	A	生活衛生に関する健康被害発生件数	件	0	0	0	0	0	
	6 生活援護の確保	A	B	就労により自立した世帯の割合(年間)	%	11.2	11.1	9.6	11.51	11.4	
	3 医療の確保	1 医療機能の確保	B	B	医療情報ネットワーク接続病院数	病院	1	13	38	40	42
					2 県立病院における良質な医療提供	B	B	平均在院日数(中央病院)(年間)	日未満	13.9	13.8
		3 医療従事者の養成・確保	B	B	しまね地域医療支援センターへの医師登録者数	人	53	98	117	142	140 (174)
	県内養成機関を卒業した看護職員の県内就業率				%	71	80.7	70.9	74.7	70.0	
	4 子育て支援の充実	1 子育て環境の充実	B	B	こころ事業の協賛店舗数(累計)	店舗	2,205	2,219	2,260	2,346	2,500
					従業員の子育て支援に積極的に取り組む企業数(累計)	社	196	226	244	256	250 (280)
		2 子育て福祉の充実	B	B	就業支援により就職に結びついた母子世帯等の割合(年間)	%	86.8	81.1	72.0	76.1	80.0
3 母子保健の推進					B	B	低出生体重児の出生割合(年間)	%以下	10.7	10.8	10.5
	出生後4か月児の母乳育児の割合(年間)	%	63.7	63.8			65.8	65.8	68.5		

基本目標	政 策	施 策	今年度 評価	H27末 達成 予測	施 策 の 状 況						
					主 な 成 果 参 考 指 標						
					指 標 名 等	単 位	H23 実績	H24 実績	H25 実績	H26 実績	H27 目標
II 安心して暮らせるこまね	5 生活基盤の維持・確保	1 道路網の整備と維持管理	A	B	生活圏中心都市への30分アクセス圏域	%	80.9	80.9	80.9	82.3	81.4 (82.4)
		2 地域生活交通の確保	B	B	生活バスの年間利用者数	万人	443	446	448	491	443 (480)
					隠岐航路の年間利用者数	万人	44	42	42	43	44
		3 地域情報化の推進	B	B	超高速通信サービス利用率	%	30.9	35.6	38.6	41.9	50
		4 都市・農山漁村空間の保全・整備	B	B	長期未着手都市計画道路の見直し区域(累計)	区域	7	8	14	14	18
					鳥獣対策集落協議会設置数(累計)	組織	17	20	23	28	30
5 居住環境づくり	B	B	汚水処理人口普及率(全県)	%	73.4	74.0	76.2	77.0	77.0		
			高齢者の居住するバリアフリー化された住宅の戸数(累計)	戸	13,800	14,800	16,000	17,100	17,000 (18,000)		
6 地域コミュニティの維持・再生	B	A	地域コミュニティの再生に取り組む住民自治組織数(累計)	組織	131	149	174	184	210		
III 心豊かなしまね	1 教育の充実	1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	B	B	ふるさと教育を35時間以上実施している小中学校の割合(年間)	%	100	100	100	100	100
					朝食を毎日とる児童の割合(年間)(小学生)	%	97.1	97.7	96.6	97.0	100
		2 発達段階に応じた教育の振興	B	B	中学校3年生で数学の勉強は好きだとする生徒の割合	%	55.4	50.2	54.0	55.1	60.0
		3 青少年の健全な育成の推進	B	B	青少年健全育成活動年間参加者数	人	41,272	42,751	43,129	38,842	45,000
	刑法犯少年の再非行率(暦年)				%以下	26.5	34.9	27.7	32.3	25.5以下	
	4 高等教育の充実	A	A	県立大学・短期大学部の入学定員充足率(浜田キャンパス)	%	110.5	107.3	106.0	109.9	100.0	
	2 多彩な県民活動の推進	1 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	B	B	社会教育実践者の養成(延べ研修参加者)人数	人	1,350	1,429	2,587	2,176	1,500 (2,300)
					ボランティア活動に参加している人の割合	%	24.1	28.3	30.0	26.0	30.0
		2 スポーツの振興	B	B	スポーツに取り組んでいる人の割合	%	35.0	36.7	36.0	35.1	40.0
	3 文化芸術の振興	B	B	県民文化祭の年間参加者数	人	54,518	45,701	53,495	44,766	50,000	
3 人権の尊重と相互理解の推進	1 人権施策の推進	B	B	「人権啓発フェスティバル」・「人権・同和問題を考える県民のつどい」の参加者のうち、人権課題への関心や意識を高める上で役立ったと思う人の割合	%	97.1	96.7	96.0	99.5	97.0	
				人権啓発推進センターの年間利用者数	人	4,654	4,112	4,012	4,461	4,700	
	2 男女共同参画の推進	B	B	固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合	%	66.9	71.6	69.0	73.4	75.0	
3 国際化と多文化共生の推進	B	B	国際交流ボランティア登録者数	人	500	542	571	620	520 (635)		

